栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事

設計
アーツ設計
ARCHITECT OFFICE

図面リスト

建築図		電気設備図		機械設備図	
A-01	建築工事改修特記仕様書1	E-01	電気設備工事特記仕様書1	M-01	機械設備工事特記仕様書1
A-02	建築工事改修特記仕様書2	E-02	電気設備工事特記仕様書2	M-02	機械設備工事特記仕様書2
A-03	建築工事改修特記仕様書3	E-03	電気設備工事特記仕様書3	M-03	配置図・凡例
A-04	建築工事改修特記仕様書4	E-04	配置図・凡例・照明器具姿図	M-04	給排水設備1階平面図
A-05	建築工事改修特記仕様書5	E-05	単線結線図・分電盤図	M-05	給排水設備2階平面図
A-06	付近見取図・配置図・仕上表	E-06	幹線・電灯設備１階平面図	M-06	空調換気設備平面図（改修前・改修後）
A-07	1階平面図（現況）	E-07	電灯設備２階平面図（改修前・後）	M-07	給排水設備2階平面詳細図（改修前・改修後）
A-08	2階平面図（現況）	E-08	コンセント設備２階平面図（改修前・後）		
A-09	2階平面図(改修前・改修後)	E-09	弱電設備２階平面図（改修前・後）		
A-10	展開図1（ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ・改修前）	E-10	自動火災報知設備系統図		
A-11	展開図2（児童ｸﾗﾌﾞ・改修後）	E-11	自動火災報知設備１階平面図		
A-12	展開図3（湯沸室　改修前・改修後）	E-12	自動火災報知設備２階平面図		
A-13	天井伏図				
A-14	建具表				
A-15	部分詳細図・家具図				
A-16	仮設計画図				

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所	津市 森町 地内
2　敷地面積	16,155.53㎡
3　工事内容	
棟名称	屋内運動場
構造	RC造 2階建て
建築面積	1,039.73㎡
延べ面積	1,056.00㎡(工事対象面積132.00㎡)
工事項目	建具改修,内装改修,塗装改修

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

① 適用基準等

1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）
2）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）
3）建築工事標準詳細図
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）

② 施工条件

施工方法及び検査に関する事項
※　工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
※　工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
※　本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。
※　特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規　制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。
※　工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
※　場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。
※　工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。
※　大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。
※　工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
※　工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。
※　工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。
※　設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
※　作業着手までの校内調査は、事前に学校及び市監督員の承諾を得るものとし、学校の授業終了後、休日等の行事に影響を与えない範囲とする。
※　工事の着手は、7月20日午後以降に行うこと。
※　停電、断水を伴う作業は学校と調整することとし、原則として、休日作業とする。
※　工事作業については、学校運営に支障をきたさないよう工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。

③ 発生材の処理等（1.3.12）

本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
屋根	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	⊙有 ・無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
その他 （　　　）	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

⊙ 引き渡しを要するもの　⊙ 無　・　　　）
・ 特別管理産業廃棄物　・ 有（・PCBを含む機器類　・廃油、廃酸、廃アルカリ　・ダイオキシン類
　・水銀を含む特別管理産業廃棄物　・廃水銀等　）
　処理方法（　　　　）
⊙ 水銀使用製品産業廃棄物　⊙ 有（ ⊙ 蛍光ランプ　・ HIDランプ　・（　　　　））
⊙ 石綿含有成形板等解体時の留意点
1.手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。
2.可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。
3.飛散されない様にすること。
4.保護具及び作業着を着用すること。
5.解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。
6.事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。
・ 現場において再利用を図るもの　（　　　）
⊙ 再資源化を図るもの　・ コンクリート塊
　・ アスファルトコンクリート塊
　⊙ 建設発生木材

引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。
引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

④ 建設副産物情報交換システムの利用

受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

⑤ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

6 電気保安技術者（1.3.3）

・ 配置する

⑦ 技能士（1.6.2）

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

8 施工数量調査（1.5.2）

調査範囲及び調査方法　・ 工種別の特記による

9 調査のための破壊部分の補修（1.5.3）

補修方法　・ 図示（図面番号：　　　）・（　　　）

⑩ 建築材料等

1）　本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。
2）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

⑪ 化学物質の濃度測定（1.6.9）

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
○	学校,教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数　・ 図示（図面番号：　　　）⊙（ 児童クラブ ）
測定方法（ ⊙ パッシブ法　・ アクティブ法）
測定時期　・（検査前まで）
報告書提出部数　２部

⑫ 特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

⑬ 騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

⑭ 工事写真（1.2.4）

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版））に従い撮影する。
提出部数１部　用紙は上質紙とする。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。

⑮ 完成図等（1.7.1）（1.7.2）（1.7.3）

作成する　（ ⊙ 完成図　・ 保全に関する資料　・（　　　））
完成図作図範囲（設計図を訂正）
完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本２部（原図サイズ）により提出すること。

⑯ 完成写真

⊙デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。
（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部
箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

⑰ 設備工事との取合い

施工範囲
・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
⊙ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・ 駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ
施工図
⊙ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

⑱ 既存部分等への処置（1.3.13）

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

⑲ 事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

⑳ 消防提出書類

1）　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
⊙本工事（ ・ 建築工事 ⊙ 電気設備工事　・ 機械設備工事）　・ 別途工事
2）　防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

㉑ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

㉒ 不正軽油の使用の禁止

1）　一般事項
市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
2）　調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3）　是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

23 屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策（2.1.3）

・ 防音パネル　設置範囲　・ 図示（図面番号：　　　）
・ 防音シート　設置範囲　・ 図示（図面番号：　　　）

② 足場

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年４月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(２)手すり据置き型方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行うこと。

（2.2.1）（表2.2.1）
内部足場の種別（参考）⊙ 脚立　⊙ 棚足場　⊙（ 移動足場 ）
外部足場の種別（参考）・ 手摺先行据置枠組本足場　・ 移動足場　⊙ 高所作業車
　・ その他（　　　）
外部足場設置範囲（参考）・ 外部改修部　⊙ 設備改修部　・ 昇降用　・ 転落防止用
防護シート等による養生　・ 適用する　⊙ 適用しない

足場（つり足場、張出し足場又は高さが１０ｍ以上の足場で、組立から解体までの期間が６０日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
1）　足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2）　労働安全衛生法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
3）　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記１）又は２）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

③ 既存部分の養生（2.3.1）

既存部分の養生　⊙ 図示
既存ブラインド・カーテンの養生
　養生方法（　　　　）
　保管場所　・ 構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
　・ 行う ⊙ 行わない

④ 仮設間仕切り（2.3.2）（表2.3.1）

屋内の仮設間仕切り　・ Ａ種　⊙ Ｂ種　・ Ｃ種
　合板　厚さ　・ ９㎜　・（　　　）
　せっこうボード　厚さ ⊙9.5mm　・（　　　）
　合板又は石こうボードの塗装　・ 行う　⊙ 行わない
仮設扉　設置箇所　⊙ 図示
　仕様　・ 合板張り木製扉　⊙（ ｱﾙﾐ扉 ）

5 監督員事務所（2.4.1）

・ 構内建物内の一部を使用する。
・ 設置する　・ 設置しない
監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6 監督員事務所の設備・備品等（2.4.1）(2)(7)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

⑦ 仮設便所

構内既存の施設
・ 利用できる　⊙ 利用できない

⑧ 工事用水

構内既存の施設
⊙ 利用できる（ ・ 有償 ⊙ 無償）　・ 利用できない

⑨ 工事用電力

構内既存の施設
⊙ 利用できる（ ・ 有償 ⊙ 無償）　・ 利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑩ 交通誘導警備員

配置　⊙ 図示

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水
(3.3.3)
(表3.3.3)～
(表3.3.10)

工　法	種　別	施　工　箇　所
・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3	
・ P1E ・ P2E	・ E-1 ・ E-2	

改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ (　　)
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ (　　)

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ (　　)
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ (　　)

(3.3.2) 断熱工法の断熱材 (P1BI,P2AI,T1BI,P0DI,M3DI,M4DI)
材質 ・(　　)
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂＡ（スキンあり）
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材２種１号
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号
厚さ ・(　　)
ルーフドレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示（図面番号：　　）

(3.3.3)(2)(イ) 脱気装置 (M3D,P0D,P0DI,M3DI,M4DI)
(3.3.3)(3) ・ 設ける（設置数量 ・ 図示（図面番号：　　）、材質（　　））
・ 設けない
・ 仕上塗料 種類（　　） 使用量（　　）

(3.3.5) 保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ・ 水下80mm以上 ・(　　)
床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・(　　)
(表8.1.5) こて仕上げの場合のコンクリートの平たんさ ・ ａ種 ・ ｂ種 ・ｃ種
保護層 ・ 設ける ・ 設けない
屋上排水溝の適用 ・ 適用する
立上り保護 ・ 乾式保護材（　　）
・ れんが（材種 ・ ＪＩＳ R1250）

2 改質アスファルトシート防水
(3.4.2)
改質アスファルトシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・(　　)
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・(　　)

粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・(　　)
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・(　　)

断熱工法の断熱材 (M3ASI,M4ASI,P0ASI)
材質、厚さ（　　）
図示 ・(　　)

(3.4.3)
(表3.4.1)～
(表3.4.3)

工法	種別	施工箇所	仕上塗料
・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2		

脱気装置
・ 設ける（設置数量 ・ 図示（図面番号：　　）、材質（　　））
・ 設けない

3 合成高分子系ルーフィングシート防水
(3.5.2)
ルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・(　　)
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・(　　)
絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状 ・図示（　　）
断熱工法の断熱材 (P0SI,S4SI,S3SI,M4SI)
材質、厚さ（　　）
・図示（　　）

(3.5.3)
(表3.5.1)～
(表3.5.3)

工法	種別	種別	仕上塗料
・ S3S ・ S3SI	・ S-F1(SI-F1) ・ S-F2(SI-F2)		

(3.5.3) 脱気装置
・ 設ける（設置数量 ・ 図示（図面番号：　　）、材質（　　））
・ 設けない

(3.5.4) 既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合
目地処理 ・ 図示（図面番号：　　）
増張り ・ 図示（図面番号：　　）
機械式固定方法
風圧力に対応した工法 ・図示（図面番号：　　）
保護層の施工・ 図示（図面番号：　　）

4 塗膜防水
(3.6.3)
(表3.6.1)
(3.6.3)(1)

工法	種別	施工箇所	仕上塗料
・ P0X ・ L4X	・ X-1 ・ X-2		

脱気装置
・ 設ける（設置数量 ・ 図示（図面番号：　　）、材質（　　））
・ 設けない

(3.6.3)(2)

工法	種別	施工箇所
・ P1Y ・ P2Y	・ Y-2 ・	

保護層 ・ 図示（図面番号：　　）

5 既存防水層表面の仕上塗装の除去
(3.2.6)(3)(イ)
(3.2.6)(3)(カ)
(M4AS,M4ASI,M4C,M4DI) ・ 行う ・ 行わない
(L4X) ・ 行う ・ 行わない

⑥ シーリング
(3.7.2)
(表3.7.1)
材料

種類	材種	施工箇所
・ SR-1	シリコーン系	
(・) MS-2	変成シリコーン系	ﾕﾆｯﾄまわり
・ PS-2	ポリサルファイド系	
・ PU-2	ポリウレタン系	

(3.7.4～7) 工法
(・) シーリング充填工法
・ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
・ ブリッジ工法

(3.7.8) シーリング材の試験
・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 (・) 行わない

7 とい
(3.8.2)
(表3.8.1)
(表3.8.2)
材種 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（カラー） ・ 配管用鋼管（白管）
・(　　)
とい受金物及び足金物

といの材種	形状	取付け間隔

工法 ・ 図示（図面番号：　　）

8 アルミニウム製笠木
(3.9.2)(3)
(表3.9.1)
部材の種類
・ 押出し250形
・ 押出し300形
・ 押出し350形
・ 板材折曲げ形（本体幅（　　）mm、板厚 ・ 2.0mm ・(　　)）

(3.9.3)(2) 固定金具の間隔（　　mm）
固定方法 ・(　　)

(3.9.2)(4) 表面処理 ・(　　)
(3.9.3) 工法 既存笠木等の撤去 ・ 図示（図面番号：　　）
下地補修の工法 ・ 図示（図面番号：　　）
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ・ 図示（図面番号：　　）
笠木固定金具の工法 ・ 図示（図面番号：　　）
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したか固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

4 外壁改修工事

1 施工数量調査
・ 行う ・ 行わない
調査範囲 ・ 全面 ・(　　)
調査項目 ・ ひび割れ部（・ 幅0.2mm未満 ・ 0.2mm以上～1.0mm以下 ・ 1.0mm以上超）
・ はがれ及びはく落部分
・ 浮き部
調査方法 ・ 打診、目視及びクラックスケール等（ ・ 足場 ・ ゴンドラ）
報告書 ２部（立面図等に記載、必要に応じて写真添付）

2 改修工法の種類
(4.1.4)
(4.1.5)

外壁	種類	改修工法
・ コンリート打放し仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Ｕカットシール材充填工法 ・ シール工法
	欠損部	・(　　)
・ モルタル塗り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Ｕカットシール材充填工法 ・ シール工法
	欠損部	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法
	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法
・ タイル張り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Ｕカットシール材充填工法
	欠損部	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法
	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法
	目地	・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法
・ 塗り仕上げ外壁	新規仕上げ	・ 薄付け仕上塗材塗り ・ 厚付け仕上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り ・ 外壁用塗膜防水材塗り

3 改修工法等
(4.2.2)(1)
(4.3.4)
(4.4.5)
(4.5.5)
・ 樹脂注入工法
種類 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入間隔（　　）
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入口間隔（　　）
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入口間隔（　　）
材料 エポキシ樹脂JIS A6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)
・ 低粘度形 ・ 中粘度形
コア抜取検査 ・ 行う ・ 行わない
・ 抜取り個数（　　）
・ 抜取り部分補修方法（　　）

(4.2.2)(2)
(4.3.5)
(4.4.6)
(4.5.6)
・ Ｕカットシール材充填工法
材料 ・ シーリング用材充填
（ ・ＰＵ－１ ・ ＰＵ－２ ・(　　)）
・ 可とう性エポキシ樹脂充填
シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填
・ 行う ・ 行わない

(4.2.2)(3)
(4.3.6)
(4.4.7)
・ シール工法
材料 ・ パテ状エポキシ樹脂
・ 可とう性エポキシ樹脂

(4.2.2)(4)
(4.3.7)
(4.4.8)
・ 充填工法
材料 ・ エポキシ樹脂モルタル
・ ポリマーセメントモルタル

(4.2.2)(7)
(4.4.9)
・ モルタル塗替え工法
材料 ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料
・ 既製目地材の適用及び形状（　　）
・ 仕上げ厚（　　）

(4.2.2)(5)
(4.4.10)
(図4.4.1)
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの本数 ・ 標準 ・(　　)
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・(　　)

(4.2.2)(5)
(4.4.11)
(図4.4.2)
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの本数び注入口の数 ・ 標準 ・(　　)
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・(　　)

(4.2.2)(5)
(4.4.12)
(図4.4.2)
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
アンカーピンの本数び注入口の数 ・ 標準 ・(　　)
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・(　　)

(4.2.2)(6)
(4.4.13)
(図4.4.3)
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの本数 ・ 標準 ・(　　)
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・(　　)
呼び径 ・ ６mm ・(　　)

(4.2.2)(6)
(4.4.14)
(図4.4.4)
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・(　　)
材料 ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・(　　)
呼び径 ・ ６mm ・(　　)

(4.2.2)(6)
(4.4.15)
(図4.4.4)
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・(　　)
材料 ・ ポリマーセメントスラリー（　　）
・ 注入口付アンカーピン（ ・ ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４） ・(　　)）
呼び径 ・ ６mm ・(　　)

(4.2.2)(8)
(4.5.7)
・ タイル部分張替え工法
張替え材料 ・ ポリマーセメントモルタル
・ 接着剤（一液反応硬化形変成シリコーン樹脂） ・ (　　)

施工箇所	形状	寸法	耐滑り性	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

・ 役物（ ・ 一体成形 ・ 接着加工）
・ 試験張り ・ 行う ・ 行わない
・ 見本焼き ・ 行う ・ 行わない
・ 既調合モルタル ・ 使用する ・ 使用しない

(4.2.2)(8)
(4.5.8)
(表4.5.4)
・ タイル張替え工法

タイルの種類	タイルの大きさ	工法	塗り厚(mm)
・ 外装 タイル	小口以上二丁掛け以下	・ 密着張り	5～8
		・ 改良積み上げ張り	7～10
		・ 改良圧着張り	下地側 4～6 タイル側 3～4
・ ユニットタイル	・ 25mm角を超え小口未満	・ マスク張り	3～4
	・ 小口未満	・ モザイクタイル貼り	3～5

(4.5.15) ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピンの本数（　　本）

(4.2.2)(9) ・ 目地ひび割れ部改修工法
(4.5.16) ・ 伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地
（位置　　寸法　　×　　）
検査 シーリング接着性試験
・ 行う（ ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験）

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 建築工事改修特記仕様書2	SCALE	ARTS	１級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 02

4　塗り仕上げ
(4.2.2)(10)
(表4.2.4(その1)
(その2))

種　類	呼び名	仕上げ形状	工法
薄付け仕上塗材	・　外装薄塗材Ｅ	・　砂壁状 ・　ゆず肌状	吹付け
		・　平たん状 ・　凹凸状	こて
		・　ゆず肌状 ・　さざ波状	ローラー
		・着色骨材砂壁状	・　吹付け ・　こて
	・（　　）	・（　　）	・（　　）
厚付け仕上塗材	・　外装厚塗材Ｃ	・　吹放し ・　凸部処理	吹付け
		・　平たん状 ・　凹凸状 ・　ひき起し ・　掻き落とし	こて
	・　外装厚塗材Si ・　外装厚塗材Ｅ	・　吹放し ・　凸部処理	吹付け
		・　平たん状 ・　凹凸状 ・　ひき起し	・こて ・ローラー
複層仕上塗材	・　複層塗材Ｅ ・　複層塗材RE ・　防水形複層塗材Ｅ ・　防水形複層塗材RE	・　ゆず肌状	ローラー
		・　凸部処理 ・　凹凸状	吹付け
	・（　　）	・（　　）	・（　　）
可とう形改修用仕上塗材	・　可とう形改修塗材Ｅ ・　可とう形改修塗材RE ・　可とう形改修塗材CE	・　平たん状 ・　さざ波状	ローラー
		・　ゆず肌状	吹付け

・　外装厚塗Ｃの上塗材がセメントスタッコ以外の場合
材所要量（　　kg／m2）

(4.7.2)　・　マスチック塗材塗り　・　Ａ種　・　Ｂ種
(表4.7.1)

(表4.2.5)　複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外　観
・　アクリル系	・　溶剤系	・　艶有　・　艶無　・　メタリック
	・　弱溶剤系	・　艶有　・　艶無
	・　水系	・　艶有　・　艶無
・　シリカ系	・　水系	・　艶無
・　ポリウレタン系	・　溶剤系	・　艶有　・　艶無　・　メタリック
	・　弱溶剤系	・　艶有　・　艶無
	・　水系	・　艶有　・　艶無
・　アクリルシリコン系	・　溶剤系	・　艶有　・　艶無　・　メタリック
	・　弱溶剤系	・　艶有　・　艶無
	・　水系	・　艶有　・　艶無
・　ふっ素系	・　溶剤系	・　艶有　・　艶無　・　メタリック
	・　弱溶剤系	・　艶有　・　艶無
	・　水系	・　艶有　・　艶無

（注）　艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

(表4.2.6)　外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法

種類	仕上げの形状	工法
外壁用塗膜防水材	・　凹凸状 ・　凸部処理	・　吹付け
	・　ゆず肌状 ・　さざ波状	・　ローラー

(4.6.3)　既存塗膜等の除去及び下地処理

工　　法	処理範囲
・　サンダー工法	
・　高圧水洗工法	
・　塗膜はく離剤工法	
・　水洗い工法（　・　高圧ポンプ（10～15MPa）　・　デッキブラシ ）	

(4.6.4)　下地調整
・　C-1　・　C-2　・　CM-2　・　E　・（　　）

⑤ 建具改修工事

① 改修工法
(5.1.3)
・　かぶせ工法
・　カバー工法　・　持出し工法　・　ノンシール工法

・　撤去工法
・　はつり工法　・　引抜き工法

② 防火戸
(5.1.4)
・　例示仕様　・　個別認定（認定番号：　　）
・　自動閉鎖機構　・　図示（　　）

3　見本の製作
(5.1.5)
・　製作する　・　製作しない

4　防犯建物部品
(5.1.7)
・　図示（図面番号：　　）

⑤ ブラインドボックス等
(5.1.6)(3)
・　再使用する　・　再使用しない

6　アルミニウム製建具
(5.2.2)
(5.2.4)
(表5.2.1)
外部建具の性能等級等　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
・　枠の見込み寸法　・　70mm　・　（　　）
・　防音ドアセット、防音サッシ（等級　　）
・　断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　　）
・　耐震ドアセット（等級　　）
・　結露水の処理方法　・　図示（図面番号：　　）

(表5.2.2)　アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
・　外部に面する建具（過酷な環境の屋外）
　・　BA-1　・　BA-2　・（　　）
・　外部に面する建具（一般的な環境の屋外）
　・　BB-1　・　BB-2　・（　　）
・　内部に面する建具
　・　BC-1　・　BC-2　・（　　）

7　網戸
(5.2.3)(5)
・　可動式　・　固定式
防虫網の材質
・　合成樹脂製　・　ガラス繊維入り合成樹脂製　・　ステンレス(SUS316)製
網目
・　16メッシュ　・　18メッシュ

8　樹脂製建具
(5.3.2)～(5.3.5)
(表5.3.1)～
(表5.3.3)
外部に面する樹脂製建具の性能等級等
・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

・　防音ドアセット、防音サッシ（等級　　）
・　断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　　）
ガラス　・　複層ガラス　・（　　）
建具枠見込寸法　・　図示（図面番号：　　）
水切り　・　図示（図面番号：　　）
ぜん板　・　図示（図面番号：　　）
丁番　・　改修標準仕様書(表5.7.3)による　・　図示（図面番号：　　）

9　鋼製建具
(5.4.2)
鋼製建具の性能等級
・　簡易気密性ドアセット
・　外部に面する建具の耐風圧
　・　S-4　・　S-5　・　S-6
・　防音ドアセット、防音サッシ（等級　　）
・　断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　　）
・　耐震ドアセット（等級　　）

(5.4.4)　・　H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ　・　図示　・　改修標準仕様書表5.4.2による

⑩ 鋼製軽量建具
(5.5.2)
(5.5.5)
(5.2.2)(2)
(5.5.3)
(5.5.4)
(5.6.3)(1)
(5.2.3)(1)
鋼製軽量建具の性能等級
・　簡易気密性ドアセット
・　防音ドアセット、防音サッシ（等級　　）
・　断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　　）
・　耐震ドアセット（等級　　）
・　H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ　・　図示　・　改修標準仕様書表5.5.1による

表面仕上げ
・　塗装
・　ビニル被覆鋼板
・　カラー鋼板
・　ステンレス鋼板（　・　HL　・　鏡面）
・　（　　）

11　ステンレス製建具
(5.6.2)
(5.4.2)
ステンレス製建具の性能等級
・　簡易気密性ドアセット
・　外部に面する建具の耐風圧
　・　S-4　・　S-5　・　S-6
・　防音ドアセット、防音サッシ（等級　　）
・　断熱ドアセット、断熱サッシ（等級　　）
・　耐震ドアセット（等級　　）

(5.6.3)　材料　・　SUS304　・（　　）

(5.6.4)　表面仕上げ　・　HL仕上げ　・（　　）

(5.6.5)　曲げ加工　・　普通曲げ　・　角出し曲げ

⑫ 建具用金物
(5.7.2)
金物の見え掛かり部等の材質等
・　改修標準仕様書(表5.7.1)による
・　図示（図面番号：　　）

(5.7.4)　マスターキー　・　製作する　・　製作しない
引渡用鍵箱　・　必要　・　不要

13　自動ドア開閉装置
(5.8.2)
駆動装置及び検出装置の性能値（　・　多機能トイレ出入口用　）
・　図示（図面番号：　　）

(5.8.3)
(表5.8.4)
引き戸用検出装置の種類
・　図示（図面番号：　　）

(5.8.3)(7)　凍結防止措置　・　あり　・　なし

⑭ 自閉式上吊り引戸装置
(5.9.3)
自閉式上吊り引戸装置の性能値
・　改修標準仕様書(表5.9.1)による　・（　　）

15　重量シャッター
(5.10.2)
種類
・　一般重量シャッター　・　外壁用防火シャッター
・　屋内用防火シャッター　・　防煙シャッター

耐風圧強度（　　Pa以上）

(5.10.2)(3)
(表5.10.1)
開閉機能
・　上部電動式（手動併用）　・　上部手動式

(5.10.2)(6)
(5.10.3)
一般重量シャッターのシャッターケース
・　設ける　・　設けない
・　めっき付着量　・　Z12　・　F12　・（　　）

16　軽量シャッター
(5.11.2)
(表5.11.1)
(5.11.3)
(5.11.4)
開閉形式
・　上部電動式（手動併用）　・　手動式

耐風圧強度（　　Pa以上）

スラットの材質及び形状
・　インターロッキング形　・　オーバーラッピング形
・　めっき付着量　JIS G 3312　・　Z06　・　F06　・（　　）
　　JIS G 3322　・　AZ90　・（　　）

17　オーバーヘッドドア
(5.12.2)
型式及び機構
セクション材料
・　スチールタイプ　・　アルミニウムタイプ　・　ファイバーグラスタイプ

耐風圧強度（　　Pa以上）

開閉方式
・　バランス式　・　チェーン式　・　電動式

収納形式
・　スタンダード形　・　ローヘッド形　・　ハイリフト形　・　バーチカル形

(5.12.3)　ガイドレール
・　溶融亜鉛めっき鋼板　・　ステンレス鋼板

⑱ 板ガラス
(5.13.2)(1)
(5.13.4)
・　図示

⑲ ガラス留め材
(5.13.2)(2)
・　シーリング　・　ガスケット（　　）

⑳ ガラス溝の寸法、形状等
(5.13.3)
・　図示（図面番号：　　）
・　改修標準仕様書（表5.13.1）　による

21　ガラスブロック積み
(5.13.5)
ガラスブロック
表面形状、寸法、厚さ　・　図示（図面番号：　　）
金属枠、補強材　・　図示（図面番号：　　）

化粧カバー　・　図示（図面番号：　　）
工法　・　図示（図面番号：　　）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

⑥ 内装改修工事

① 一般事項
(6.1.3)(2)
既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改　修　範　囲
・　天井	・　図示
・　壁	・　図示
・　床	・　図示

(6.1.3)(3)　天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
・　図示

(6.1.3)(5)　天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・　図示

② 既存床撤去、下地補修
(6.2.2)(1)(7)
既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
・　行う　・　行わない

(6.2.2)(1)(4)　合成樹脂塗り床材の除去等
・　機械的除去工法　・　目荒し工法

(6.2.2)(3)　改修後の床の清掃範囲
・　施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・（　　）

3　既存壁撤去、下地補修
(6.3.2)
既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・（　　）

④ 木下地等
(6.5.1)(3)
(表6.5.1)
(表6.5.2)
表面仕上げ
機械加工　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
手加工　・　Ｈ－Ａ種　・　Ｈ－Ｂ種　・　Ｈ－Ｃ種

(6.5.2)(1)(4)
(表6.5.3)
木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種　別
下地材	・　Ａ種　・　Ｂ種
造作材	・　Ａ種　・　Ｂ種

(6.5.2)(2)(7)　製材
「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
造作用 針葉樹製材	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
広葉樹製材	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

(6.5.2)(2)(4)
(6.5.2)(2)(9)
(表6.5.4)
「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率　・　図示（図面番号：　　）
造作材の材面の品質　・　Ａ種　・（　　）
樹種

部　位	樹　種	県　産　材

(6.5.2)(3)(7)　造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部　位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・　図示 （図面番号：　　）	・　図示 （図面番号：　　）	
化粧ばり造作用集成材	・　図示 （図面番号：　　）	・　図示 （図面番号：　　）	・（　　）
化粧ばり構造用造作用集成柱	・　図示 （図面番号：　　）		・（　　）

(6.5.2)(3)(イ) 「集成材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １５%以下 ・（ ）

(6.5.2)(4)(ア) 造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・ 図示（図面番号： ）	・（ ）	・（ ）

(6.5.2)(4)(イ) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １４%以下 ・（ ）

(6.5.2)(5) 「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.2)(6) ・ 合板等

品名（品目）	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.3)(1) 接合具等
造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ （ ）

(6.5.3)(2) 諸金物
形状、寸法及び材質 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.5)(1) ・ 防腐、防蟻処理
適用部位 図示（図面番号： ）
保存処理性能区分（ ）
薬剤の塗布等の処理方法（ ）
附属書Ａに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する（ ・薬剤の種類（ ） ・ 適用部材（ ））
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（ ）

(6.5.5)(2) ・ 防虫処理
・ 図示（図面番号： ）

⑤ 軽量鉄骨天井下地
(6.6.2)
(表6.6.1)
(6.6.3)
野縁等の種類
・ 屋内 ・ 19形 ・（ ）
・ 屋外 ・ 25形 ・（ ）
形式及び寸法
・ 屋外 ・ 図示（図面番号： ）
・ 耐震天井 ・ 図示（図面番号： ）
・ ふところ≧1.5m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(8) ・ 図示

(6.6.4) 既存埋込みインサート
・ 使用する ・ 使用しない （※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
・ 行う ・ 行わない
・ 確認試験の箇所数（ 3 箇所） ・ 確認強度（ 400N程度 ）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強
・ 図示（図面番号： ）

⑥ 軽量鉄骨壁下地
(6.7.3)
スタッド、ランナー等の種類
・ 図示

⑦ ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(6.8.2)
(6.8.2)(1)
材料
・ ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
ＦＳ	ﾏｰﾌﾞﾙ	2.5mm	

(6.8.2)(2) ・ ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ア)(イ) ・ 帯電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ウ) ・ 視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考

(6.8.2)(3)(エ) ・ 耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(オ)(カ) ・ 防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(5) ・ ゴム床タイル

種類	色柄	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1) 工法
下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他（ ）

(6.8.3)(2)(カ) ビニル床シート張り
熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

8 カーペット敷き
(6.9.3)(1)
(表6.9.1)
・ 織じゅうたん

種別	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色柄
・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種	・ そ毛 ・ 紡糸 ・（ ）	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 人体帯電圧3KV以下 ・（ ）	・（ ）	・ 無地 ・ 柄物

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）

(6.9.2)(2)
(表6.9.2)
・ タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度
・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用		・ 人体帯電圧3KV以下 ・（ ）	・ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	・（ ）

(6.9.2)(3) ・ ニードルパンチカーペット

厚さ(mm)	帯電性	備考
	・ 人体帯電圧3KV以下 ・（ ）	

(6.9.2)(4)
(表6.9.2)
・ タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・ カットパイル ・ ループパイル	・500×500 ・（ ）	・6.5 ・（ ）	・（ ）

(6.9.2)(5) 下敷き材 ・ 第２種第２号、厚さ８mm ・（ ）
(6.9.2)(6) 見切り、押え金物 ・ 適用する（材質、種類及び形状 ・ 図示（図面番号： ））

(6.9.3)(3) 織じゅうたんの接合方法
・ ヒートボンド工法 ・ （ ）

(6.9.3)(5) タイルカーペットの敷き方

平場	・ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）
階段部分	・ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）

9 合成樹脂塗床
(6.10.3)(2)(a)
(表6.10.4)
(6.10.3)(2)(b)
(6.10.3)(3)
(表6.10.5)～
(表6.10.8)
弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ

エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
・ 薄膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 厚膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑）
・ 樹脂モルタル仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 薄膜型塗床仕上げ（・ 平滑）

10 フローリング張り
(6.11.4)
(表6.11.2)
・ 釘留め工法

材料	種別	樹種
・ フローリングボード（根太張用）		・ なら ・（ ）
・ 複合フローリング（根太張用）	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種	

防湿処理 ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.5)
(表6.11.5)
(表6.11.6)
・ 接着工法

材種	樹種	厚さ	大きさ
・ フローリングボード（直張用） ・ フローリングブロック（直張用） ・ 複合フローリング（直張用） ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種	・ なら ・（ ）		

緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.6)(3) 塗装
・ ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、Ｂ種）
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・（ ）

11 畳敷き
(6.12.2)
(表6.12.1)
種別 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種
・ Ｄ種の畳床 ＫＴ－（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ｋ ・Ｎ ）

⑫ せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(6.13.2)
(表6.13.1)

材種	種別	厚さ(mm)
・ せっこうボード ・ ｼｰｼﾞｸﾞせっこうボード		壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)
・ 化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
	・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
・ ロックウール化粧吸音板	・ 普通	・ 9( ) ・（ ）
	・ 立体模様	・ 9( ) ・（ ）
・ けい酸カルシウム板	・ タイプⅡ0.8FK	
・ 強化せっこうボード		・ 12.5(不燃) ・ 21(不燃)

(6.13.2)(8) 遮音シール材
・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド

(6.13.3)(5)(ウ) 合板類の張付け
・ Ａ種 ・ Ｂ種

(6.13.3)(7)(ア)
(表6.13.5)
せっこうボードの目地工法
・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し

⑬ 壁紙張り
(6.14.2)

施工箇所	種類	防火性能
児童クラブ	掲示クロス	・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃

⑭ モルタル塗り
(6.15.3)
(6.15.5)
(6.15.6)
モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料
既製目地材 ・ 使用する（形状： ）
床の目地 ・ 図示（図面番号： ）
下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示（図面番号： ）

15 タイル張り
(6.16.2)
(6.16.3)
伸縮調整目地
位置 ・ 図示（図面番号： ）

タイルの種類

施工箇所	工 法	種 類	形状寸法	耐滑り性	うわぐすり	役 物	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

(6.16.3)(2) 試験張り ・ 行う ・ 行わない
見本焼き ・ 行う ・ 行わない
既調合モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない

16 セルフレベリング材塗り
(6.17.2)
(6.17.3)
・ せっこう系 ・ セメント系
塗厚（ ）mm

17 断熱材
(9.5.2)
断熱材打込み工法

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ Ａ種硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ[mm]	施工箇所
・ Ａ種１ ・ Ａ種１Ｈ ・（ ）	・（ ）	・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（ ）

⑦ 塗装改修工事

1 材料
(7.1.3)
・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： ）

② 下地調整
(7.2.1～7.2.7)
(表7.2.1)～
(表7.2.7)
既存塗膜の除去範囲（塗り替えでＲＢ種の場合）
・ 図示
種別

下地	種別	ひび割れ部の補修
・ 木部	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ 鉄鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ モルタル、プラスター面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート、ＡＬＣパネル面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ せっこうボード、その他ボード面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	

3 錆止め塗料塗り
(7.3.2)
(7.3.3)
(表7.3.1)～
(表7.3.4)
錆止め塗料種別
鉄鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種
亜鉛めっき鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
錆止め塗料塗り種別
鉄鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
亜鉛めっき鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種

④ 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)
(7.4.2)
(7.4.3～7.4.5)
(表7.4.1)～
(表7.4.3)
塗料種別 ・ １種 ・（ ）
種別

下地	種別
・ 木部	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
・ 鉄鋼面	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
・ 亜鉛めっき鋼面	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種

5 クリヤラッカー塗り(CL)
(7.5.2)
(表7.5.1)
種別
木部 ・ Ａ種 ・ Ｂ種

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)
(7.7.2)
(表7.7.1)
種別
・ Ａ種 ・ Ｂ種

7 耐候性塗料塗り(DP)
(7.8.2)～
(7.8.4)
(表7.8.1)～
(表7.8.3)
上塗り等級
・ １級（フッ素系） ・ ２級（シリコン系） ・ ３級（ポリウレタン系）

下地	種別
鉄鋼面	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
亜鉛めっき鋼面	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・ Ａ－１種 ・ Ａ－２種 ・ Ｂ－１種 ・ Ｂ－２種 ・ Ｃ－１種 ・ Ｃ－２種

8　つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)
(7.9.2)～(7.9.5)
(表7.9.1)～(表7.9.4)

種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種 しみ止め（　　）
木部（屋内）	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
鉄鋼面（屋内）	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
亜鉛めっき鋼面（屋内）	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

⑨　合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)
(7.10.2)
(表7.10.1)

種別
・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
しみ止め　・（　　）

10　合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)
(7.11.2)
(表7.11.1)

種別
・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

11　ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)
(7.12.2)
(表7.12.1)

種別
・　Ａ種　・　Ｂ種

12　ラッカーエナメル塗り (LE)
(7.13.2)
(表7.13.1)

種別
・　Ａ種　・　Ｂ種

１３　木造保護塗料塗り (WP)
(7.15.2)
(表7.15.1)

種別
・　Ａ種　・　Ｂ種

８の１　耐震改修工事　共通事項

（一般事項）
1　適用範囲
(8.1.1)
(8.1.2)

工事内容
・　現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・　鉄骨ブレースの設置工事
・　柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・　柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
・　柱補強工事（連続繊維補強工法）
・　耐震スリット新設工事
・　免震改修・制震改修工事

工事種別
・　鉄筋工事
・　あと施工アンカー工事
・　コンクリート工事
・　鉄骨工事
・　グラウト工事
・　連続繊維補強工事
・　スリット新設工事
・　免震改修、制震改修工事
・　基礎工事

８の２　耐震改修工事　撤去工事

1　既存部分の撤去等
(8.21.2)

撤去の範囲
・　図示（図面番号：　　）
・　新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分
・　既存コンクリート撤去範囲に面する部分
・（　　）

既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置
本工事の範囲
・　本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分
・　設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。
・（　　）
撤去範囲　・　図示（図面番号：　　）

2　既存構造体の撤去
(8.21.2)
(8.22.2)
(8.23.2)
(8.24.2)

既存構造体の撤去
撤去範囲　・　図示（図面番号：　　）
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置

既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断

鉄筋の切断	範囲	適用
・既存鉄筋は切断せず残す	・図示（図面番号：　　） ・全ての撤去部分 ・（　　）　・適用なし	
・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・図示（図面番号：　　） ・全ての撤去部分 ・（　　）　・適用なし	
・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・（　　）	

はつりだした鉄筋の処置
・　鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。
・（　　）

はつりだした鉄骨の処置
・　コンクリート等を除去し鉄面を表す。
・（　　）

（既存部分の処理）
3　既存構造体コンクリートの表層目荒らし
(8.21.3)
(8.22.3)
(8.23.3)

既存構造体コンクリート面の表層目荒らし
目荒らし程度
・　平均深さ5～10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す
・　図示（図面番号：　　）

８の３　耐震改修工事　鉄筋工事

1　鉄筋
(8.2.1)
(表8.2.1)

材料　改修標準仕様書(表8.2.1)による

種別	径(mm)
・　SD295A	
・　SD345	
・　SD390	
・（　　）	

2　溶接金網
(8.2.2)

網目の形状、寸法及び鉄線の径

網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)

3　加工
(8.3.2)

90°未満の折曲げの内法直径　・　図示（図面番号：　　）

4　鉄筋の継手及び定着
(8.3.4)

	径	部位
重ね継手	・　Ｄ１６以下	
ガス圧接	・　Ｄ１９以上	

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ
・　改修標準仕様書(8.3.4)(c)(1)による
・　図示（図面番号：　　）

継手位置
・　各部配筋参考図による
・　図示（図面番号：　　）

先組み工法等
・　柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける

鉄筋の定着長さ
・　改修標準仕様書(表8.3.4)による
・　図示（図面番号：　　）

帯筋組立の形
・　図示（図面番号：　　）

5　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
(8.3.5)

軽量コンクリートで土に接する部分
・　無し
・　有り　適用箇所（　　）
最小かぶり厚さ（　　）mm

耐久性上不利な部分（塩害を受けるおそれのある部分等）
・　無し
・　有り　適用箇所（　　）
最小かぶり厚さ（　　）mm

6　各部配筋
・　図示（図面番号：　　）

7　ガス圧接
(8.3.8)

圧接完了後の試験
超音波探傷試験　・　行う　・　行わない

（現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨ブレースの設置工事等）

割裂補強筋の適用

種類	材料	材種	径	本数・ピッチ	適用箇所
・スパイラル筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼 ・（　　）	・　R235 ・（　　） ・（　　）	・　6Φ ・　9Φ ・（　）	スパイラルの径(mm) （　　） スパイラルのピッチ(mm) （　　）	・図示 （図面番号：　　）
・はしご筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋) ・（　　）	・　295A ・（　　）	・　10 ・（　）	壁内方向筋 （　　） 壁面外方向筋 （　　）	

8　割裂補強筋
(8.21.6)
(8.22.7)

9　鉄筋の機械式継手及び溶接継手
(8.4.2)
(8.4.3)

・　機械式継手
種類　（　　）
工法　（　　）　品質の確認方法　（　　）
修正方法　（　　）　鉄筋相互のあき　（　　）mm

・　溶接継手
工法　（　　）　品質の確認方法　（　　）
修正方法　（　　）　鉄筋相互のあき　（　　）mm

８の４　耐震改修工事　コンクリート工事

（コンクリート工事一般事項）
1　コンクリートの種類及び強度
(8.1.3)
(8.1.4)

コンクリートの種別
・　Ⅰ類　・　Ⅱ類

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度Fc [N/mm2]	適用範囲	気乾単位容積質量	スランプ
・　21		・2.3t/m3程度	
・（　　）			

(8.9.1)
(8.9.2)
(表8.9.1)

軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度Fc [N/mm2]	種別	適用範囲	気乾単位容積質量	所要気乾単位容積質量	スランプ
・　36	・　１類 ・　２類				
・（　　）					

2　構造体コンクリートの仕上り
(8.1.4)

合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別
・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

（コンクリート）
3　コンクリートの材料
(8.2.5)
(表8.2.3)

セメントの種類
・　普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種
・（　　）
・　高炉セメントＢ種又はフライアッシュセメントＢ種
適用箇所　（　　）

骨材
アルカリシリカ反応性による区分
・　ＡＬ（コンクリート中のアルカリ総量を規制）
・　Ａ（安全と認められる骨材を使用）
なお、ＡＬで規制できない場合は、Ａとし、その試験は、施工着手前、工事中１回／６ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。
・　特殊な骨材の使用
・　フェロニッケルスラグ細骨材
・　銅スラグ細骨材
・　電気炉酸化スラグ骨材
・　再生骨材Ｈ

4　混和材料
(8.2.5)

・　混和剤
混和剤の種類
・　改修標準仕様書(8.2.5)(d)(1)による
・　図示（図面番号：　　）

・　混和材
混和材の種類
・　改修標準仕様書(8.2.5)(d)(2)による
・　図示（図面番号：　　）

5　調合管理強度
(8.2.5)
(8.8.3)
(8.10.2)

構造体強度補正値（S）
・　３N/mm2　・　６N/mm2　・（　　）

6　型枠
(8.2.7)
(8.7.8)

材料
・　複合合板（厚さ　・　12mm　・（　　））
スリーブ
・　改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(ⅰ)による
・　改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(ⅱ)による
・　材種（　　）　規格（　　）

7　暑中コンクリート
(8.10.2)

構造体強度補正値（S）
・　6N/mm2　・（　　）

8　無筋コンクリート
(8.11.1)

構造体強度補正値（S）
・　18N/mm2　・（　　）
スランプ
・　15cm　・18cm　・（　　）

（現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法）
9　コンクリートの打込み工法等
(8.21.8)
(8.23.5)

部位別のコンクリートの打設工法の指定

補強工法	打設工法	部位
現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　　） ・（　　）
	・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　　） ・（　　）
	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　　） ・（　　）
	・（　　）	・図示（図面番号：　　） ・（　　）
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　　） ・（　　）
	・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　　） ・（　　）
	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　　） ・（　　）
	・（　　）	・図示（図面番号：　　） ・（　　）

(8.23.6)

柱頭柱脚の隙間部間の型枠
・　発泡プラスチック保温材等を埋込む
・（　　）

柱頭柱脚の隙間寸法
・　図示（図面番号：　　）

打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ
・　図示（図面番号：　　）　・　60mm　・（　　）

10　増設壁工事後の仕上げ
(8.21.10)
(8.23.7)

・　図示（図面番号：　　）

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 建築工事改修特記仕様書5	SCALE	ARTS	１級建築士　第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 05

面　積　表

（単位：㎡）

敷地面積					16155.530
建築面積	その他建物	1411.691		屋内運動場	1039.737
屋内運動場床面積		1階	2階	3階	合計
	屋内運動場	924.000	132.000	－	1056.000
	渡り廊下	21.500		－	21.500
	合計	945.500	132.000	－	1077.500

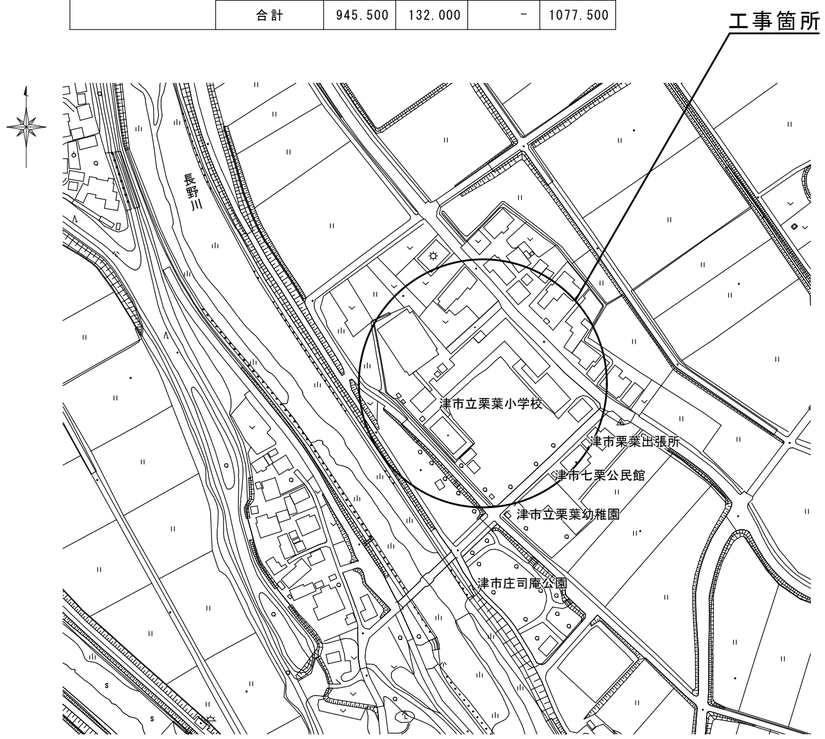

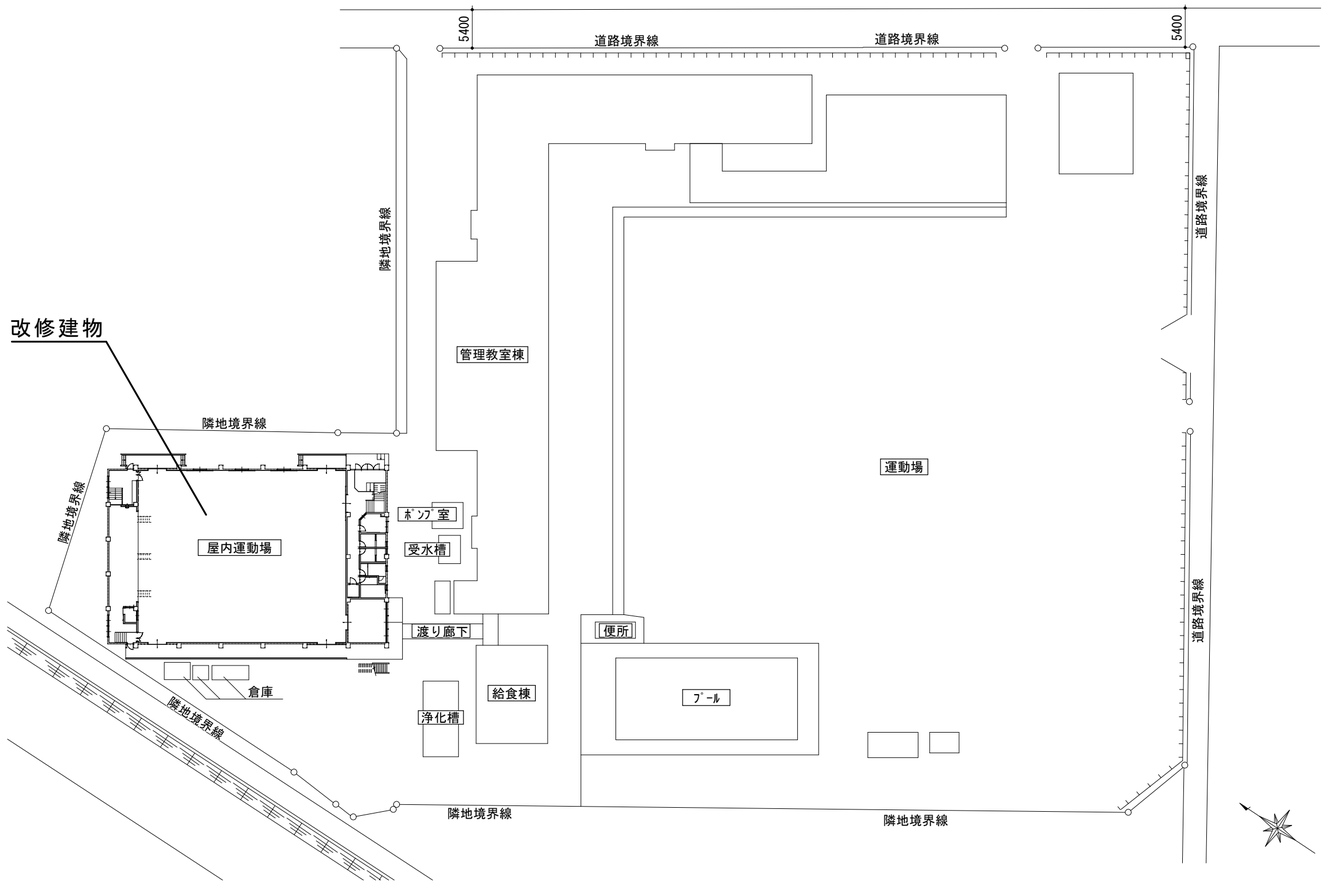

配置図　1/600

内　部　仕　上　表

階	室名		床 仕上	床 下地	床 床高	巾木	壁 仕上	壁 下地	廻縁	天井 仕上	天井 下地	天井 天井高	備考・その他
1	ｱﾘｰﾅ	改修前					有孔ｼﾅﾍﾞﾆｱ t=9 OP	木胴縁					
		改修後					既設有孔ｼﾅﾍﾞﾆﾔ t=9 OP 有孔ｼﾅﾍﾞﾆﾔ t=9 SOP 新設(開口閉鎖部)	木胴縁 木胴縁 新設（開口閉鎖部）					
2	児童ｸﾗﾌﾞ（旧ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ）	改修前	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5 撤去 ★	均しﾓﾙﾀﾙ	±0	米栂 H=100 OP	ｼﾅﾍﾞﾆﾔ t=9 目ｽｶｼ OP 一部撤去	木胴縁、ﾓﾙﾀﾙ	塩ﾋﾞ製 一部撤去	化粧石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=9 一部撤去	LGS	2750	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ 撤去、黒板撤去
		改修後	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5 新設	下地調整	±0	下地調整の上 SOP	既設ｼﾅﾍﾞﾆﾔ t=9 目ｽｶｼ OP 下地調整の上SOP ｼﾅﾍﾞﾆﾔ t=9 目ｽｶｼ SOP 新設（開口閉鎖部）	木胴縁 木胴縁 新設（開口閉鎖部）	塩ﾋﾞ製 一部新設	化粧石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5 一部新設	LGS	2750	ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ SOP、ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ、児童用ﾛｯｶｰ、消火器 新設
	湯沸室	改修前	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5 撤去 ★	均しﾓﾙﾀﾙ	±0	米栂 H=100 OP 撤去	ｹｲｶﾙ板 t=8 AEP 撤去 ★ AEP	LGS 撤去 ﾓﾙﾀﾙ	塩ﾋﾞ製 撤去	化粧石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=9 撤去	LGS 撤去	2400	流し台、ｺﾝﾛ台、吊戸棚　撤去
		改修後	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5 新設	下地調整	±0	ﾋﾞﾆﾙ巾木 H=100 新設	ﾒﾗﾐﾝ不燃化粧板 t=3 新設 EP	強化石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5 二重張り LGS ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5 UL工法（既設 ﾓﾙﾀﾙ AEP部） 強化石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5 二重張り LGS ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5 UL工法（既設 ﾓﾙﾀﾙ AEP部）	塩ﾋﾞ製 新設	化粧石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5 新設	LGS 新設	2400 2750	流し台、ｺﾝﾛ台、吊戸棚　新設
	ﾎｰﾙ	改修前	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5 撤去 ★	均しﾓﾙﾀﾙ	±0	米栂 H=100 OP 一部撤去	吹付ﾀｲﾙ ｹｲｶﾙ板 t=8 AEP 撤去 ★	ﾓﾙﾀﾙ LGS 撤去	塩ﾋﾞ製 一部撤去	化粧石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=9 一部撤去	LGS 一部撤去	2750	手すり 一部撤去
		改修後	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.5 新設	下地調整	±0	米栂 H=100 OP ﾋﾞﾆﾙ巾木 H=100 新設	吹付ﾀｲﾙ EP	ﾓﾙﾀﾙ 強化石こうﾎﾞｰﾄﾞt=12.5 二重張り LGS	塩ﾋﾞ製 一部新設	化粧石こうﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5 一部新設	LGS 一部新設	2750	

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	★:ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 付近見取図・配置図・仕上表	SCALE 1/600	ARTS	1級建築士　第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 06

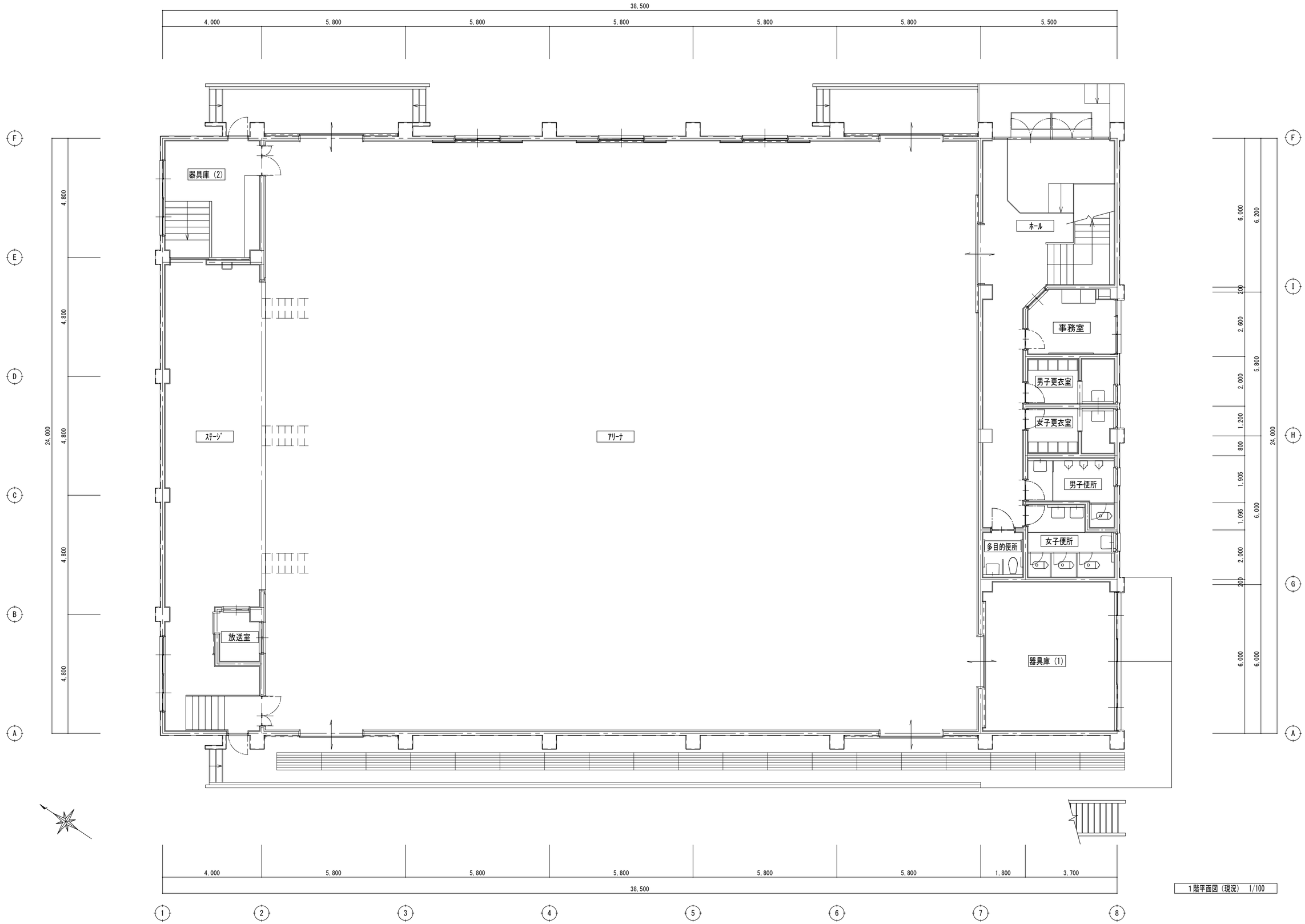

1階平面図（現況） 1/100

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 1階平面図（現況）	SCALE 1/100	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 07

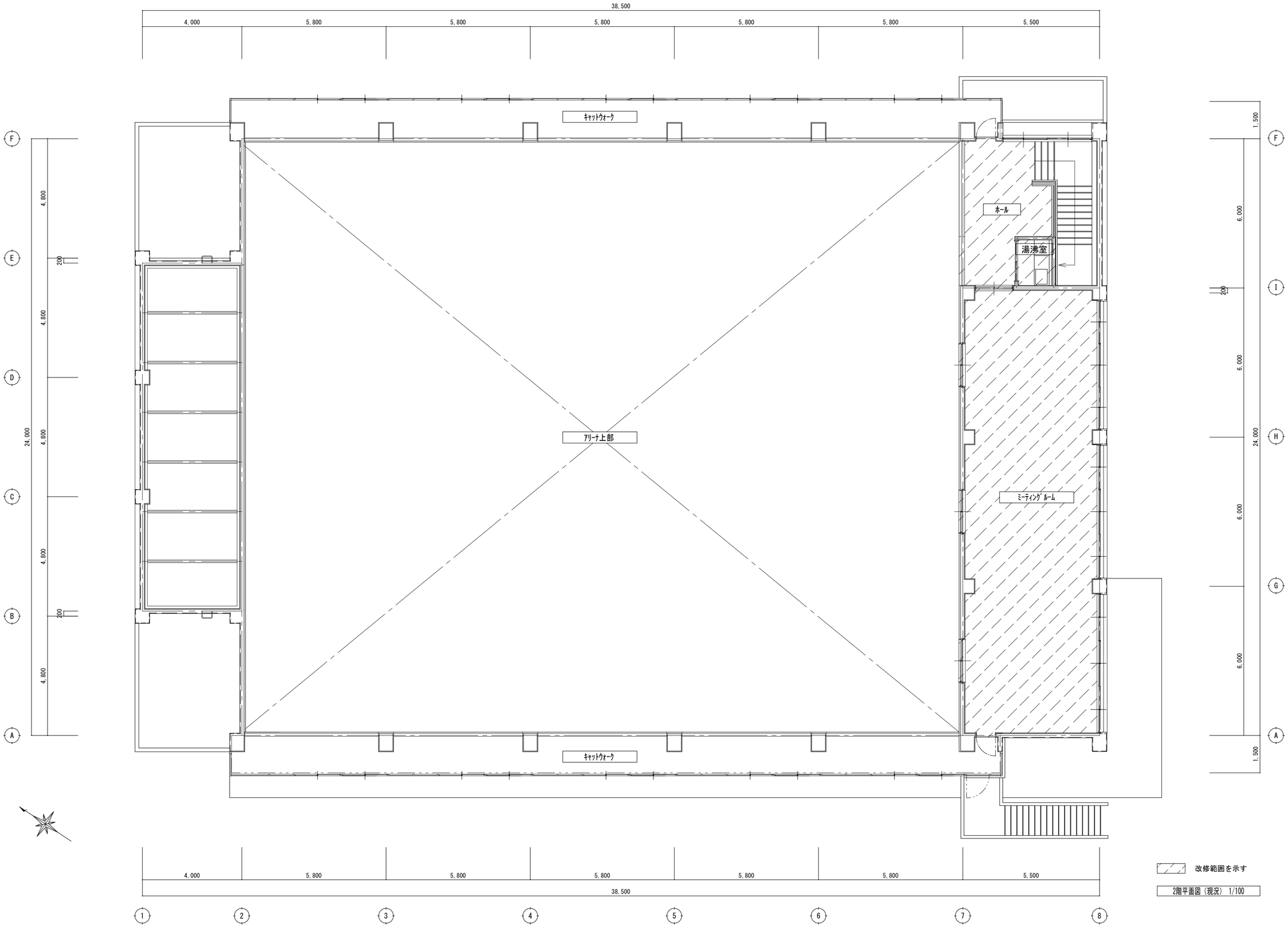

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 2階平面図（現況）	SCALE 1/100	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 08

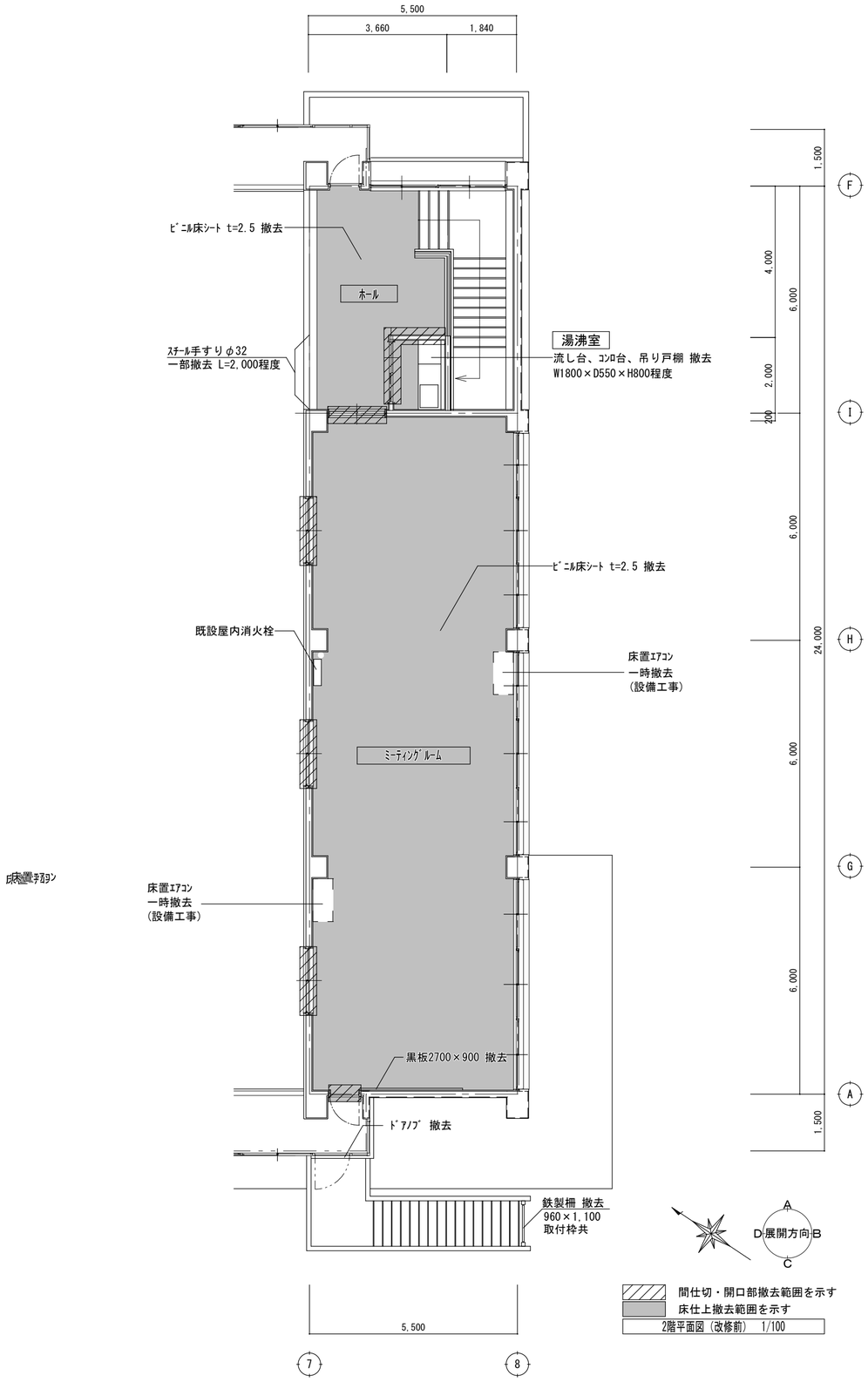

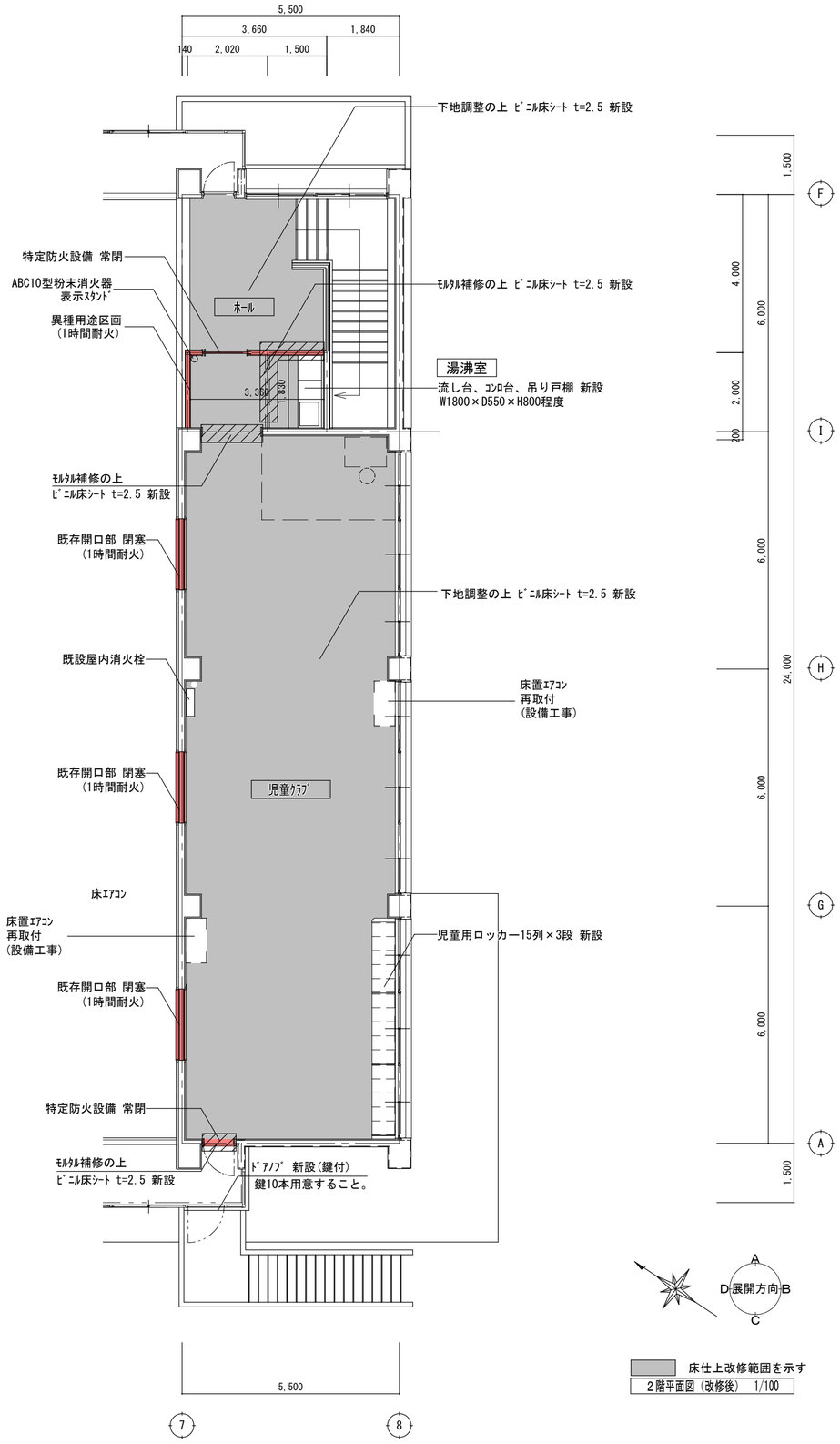

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 2階平面図（改修前・改修後）	SCALE 1/100	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 09

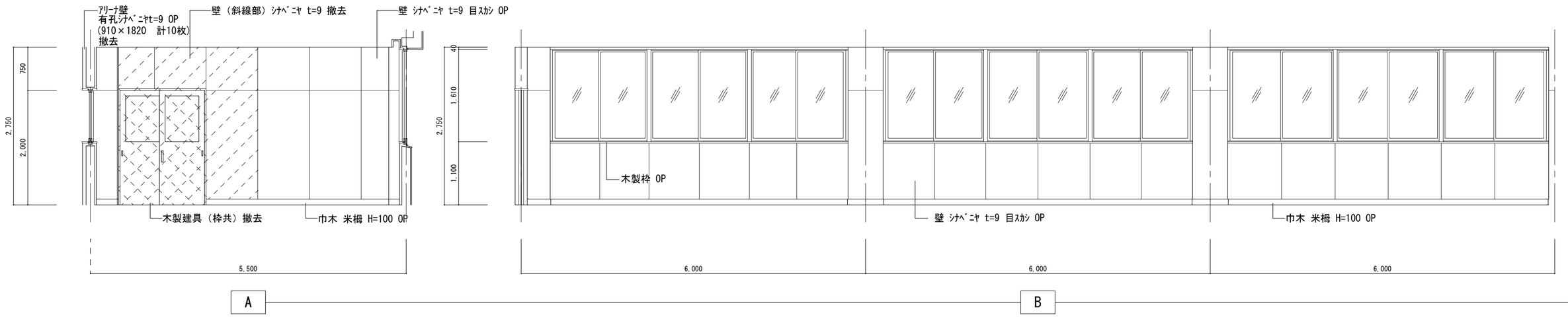

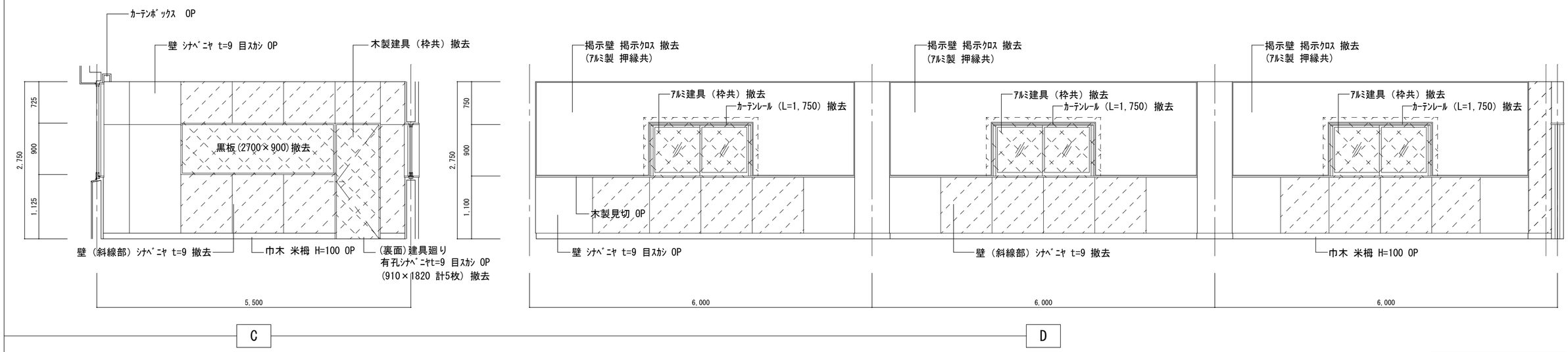

ミーティングルーム(改修前)展開図　1/50

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE　SCALE 展開図1（ミーティングルーム・改修前）　1/50	ARTS	1級建築士　第－367120－号 前田太志	原図：A2	A / 10

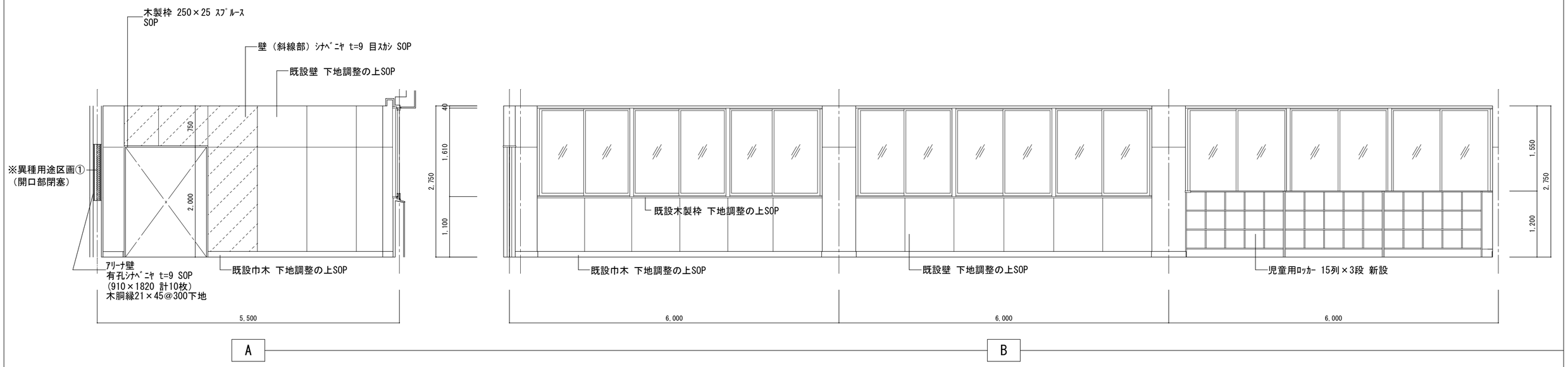

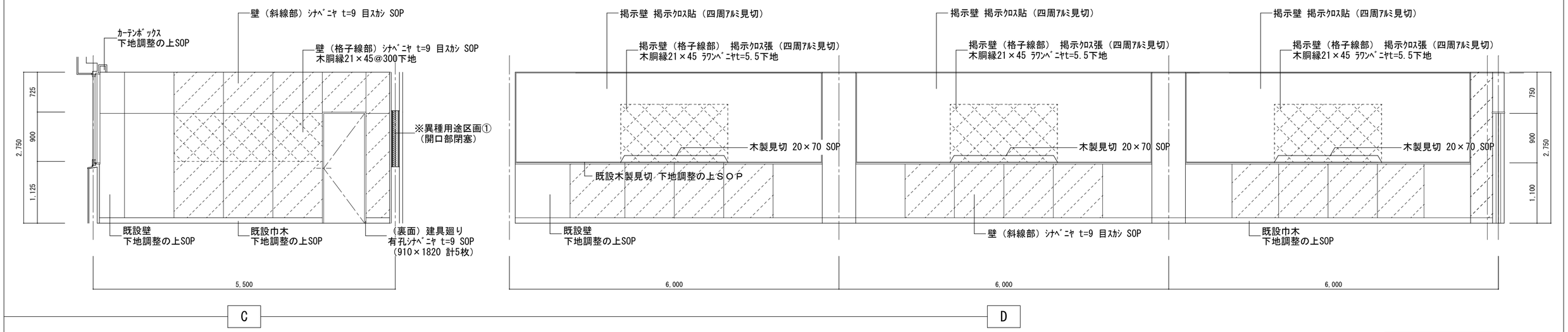

児童クラブ(改修後)展開図 1/50

※ 異種用途区画①（平成12年建設省告示1399号）
強化石こうボード21+強化石こうボード21
グラスウール24K t=50
LGS 65形
強化石こうボード21+強化石こうボード21

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 展開図2（児童クラブ・改修後）	SCALE 1/50	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 11

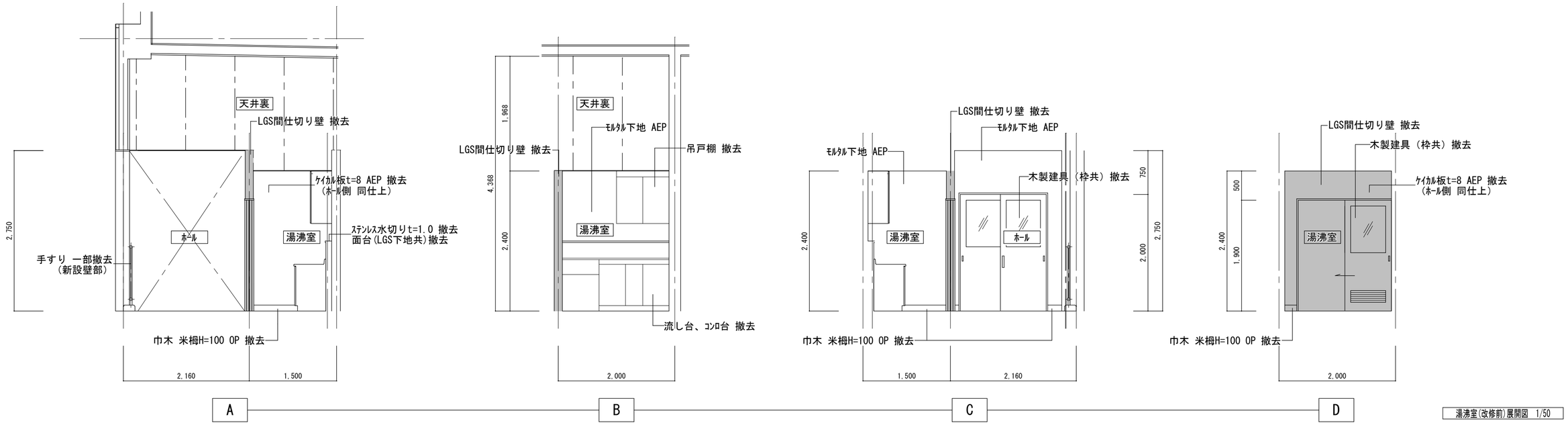

湯沸室(改修前)展開図 1/50

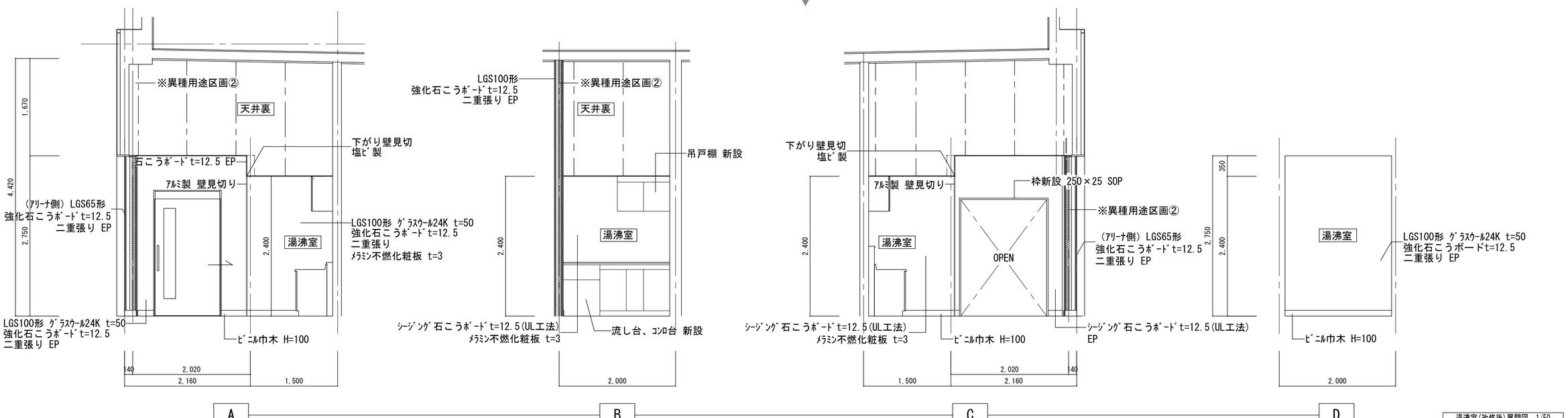

湯沸室(改修後)展開図 1/50

※ 異種用途区画② (耐火構造FP060NP-0415(2))

強化石こうﾎﾞｰﾄﾞt=12.5+12.5
ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24K t=50
LGS100形、65形
強化石こうﾎﾞｰﾄﾞt=12.5+12.5
(ﾁﾖﾀﾞｳｰﾃ 耐火ｳｫｰﾙ12SP・G同等品)

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 展開図3 (湯沸室 改修前・改修後)	SCALE 1/50	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 12

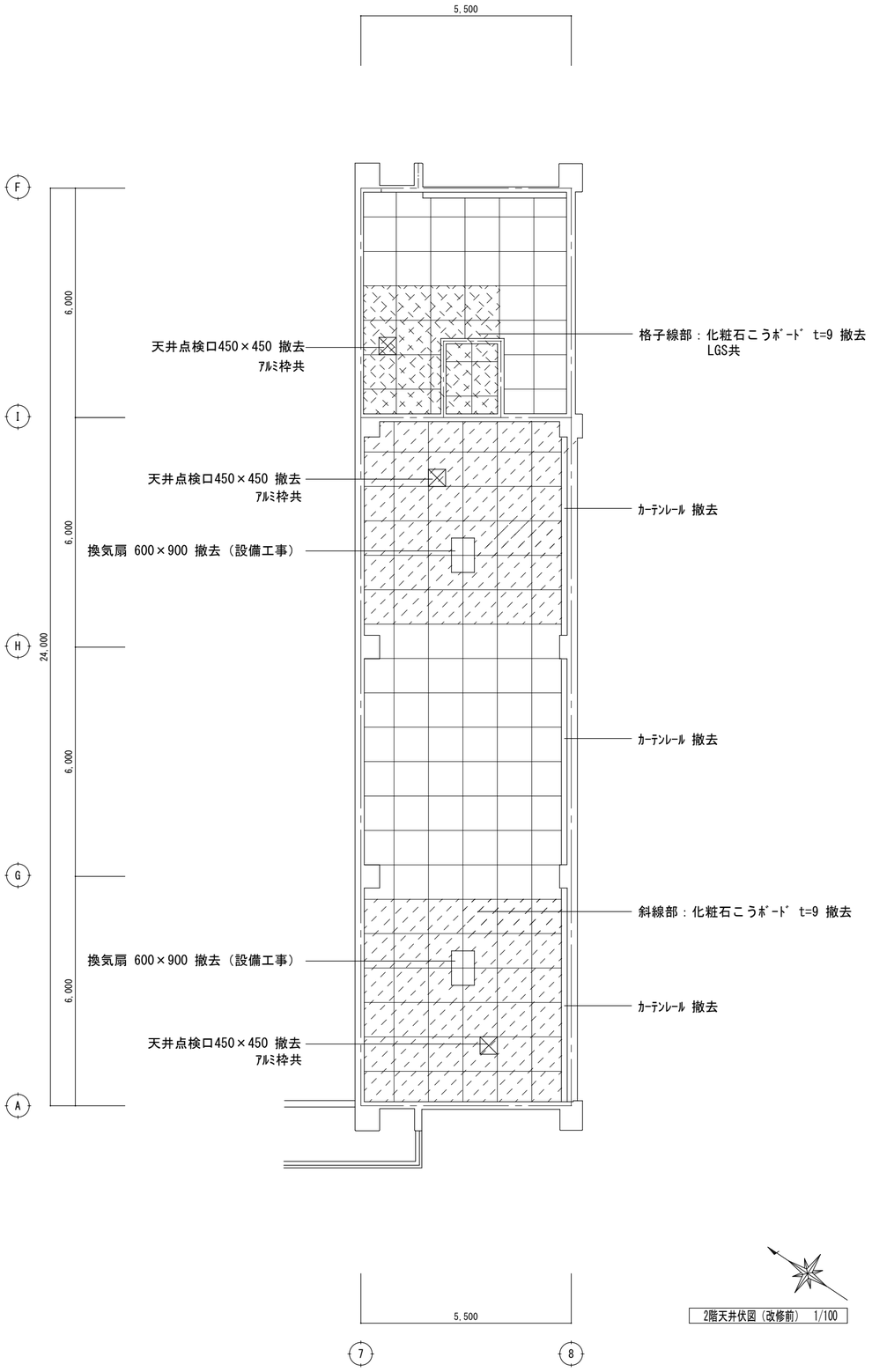

2階天井伏図（改修前） 1/100

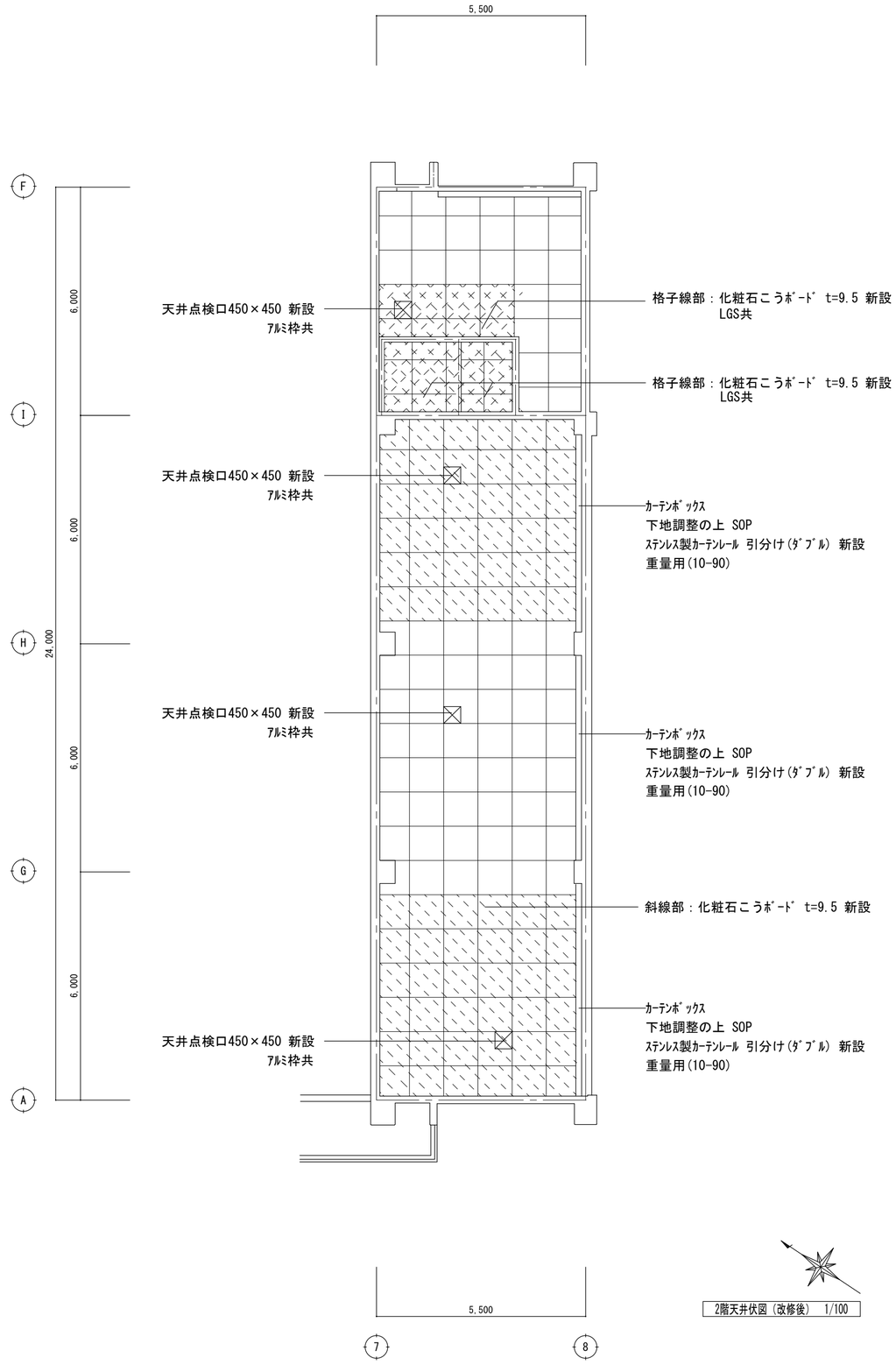

2階天井伏図（改修後） 1/100

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO 換気扇撤去部は軽量鉄骨下地にて補強とする	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 天井伏図	SCALE 1/100	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 13

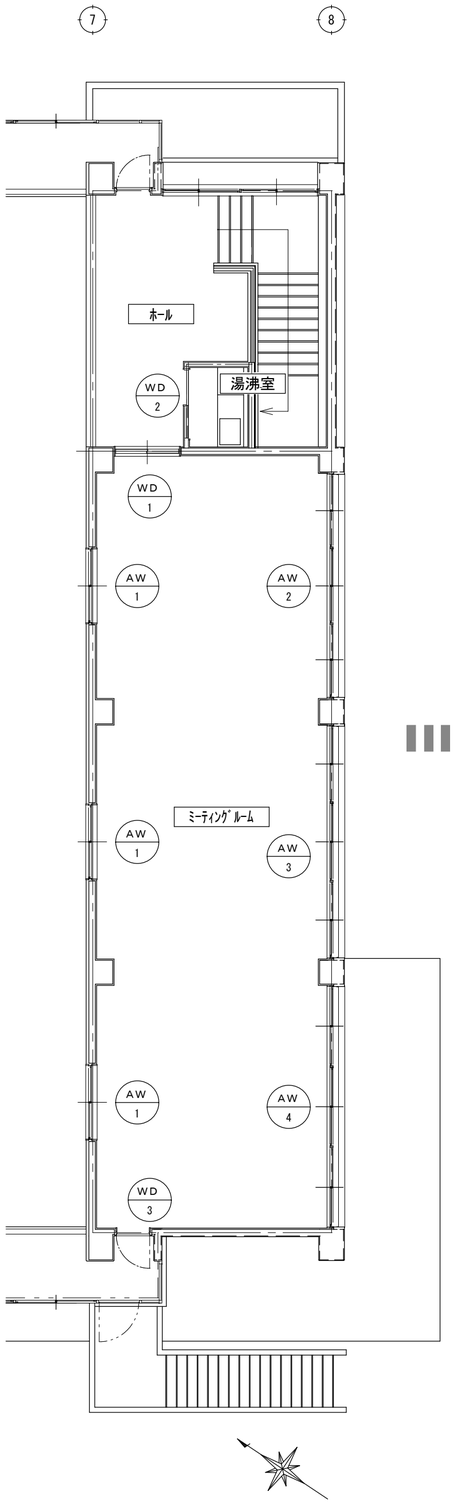

2階建具キープラン（改修前） 1/100

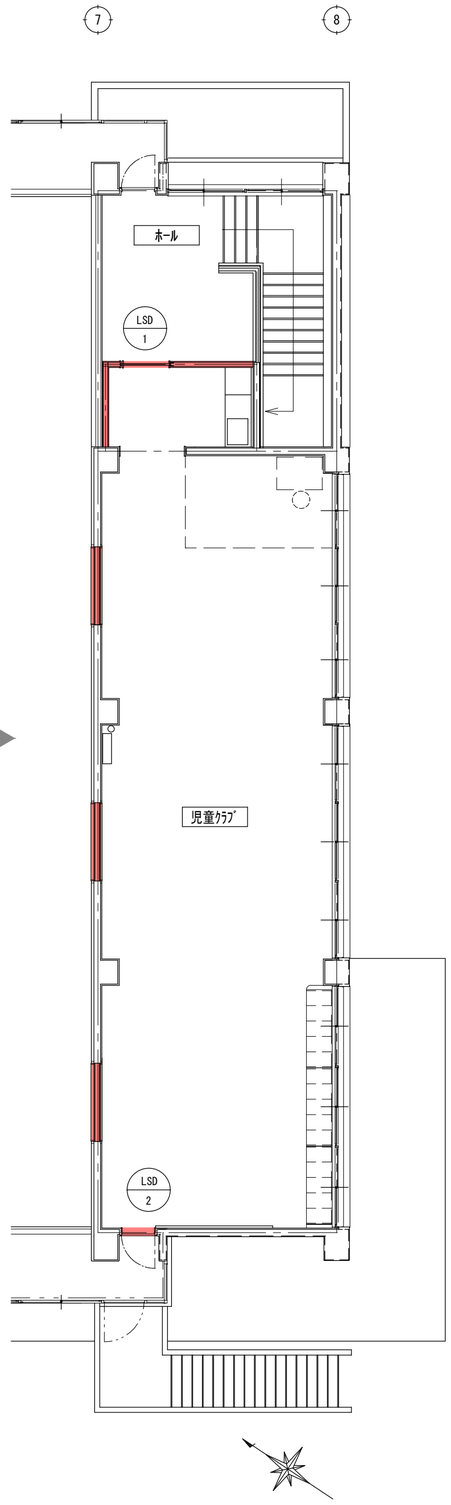

2階建具キープラン（改修後） 1/100

符号・名称・数量	WD 1 既設 引違い戸	1	WD 2 既設 フラッシュ引込み戸	1	WD 3 既設 フラッシュ片開き戸	1
姿図	1,450 撤去（木額縁共） 1,900 ▽FL 見込 40		800 撤去（木額縁共） 1,900 見込 40		810 撤去（木額縁共） 1,900 見込 40	
仕上	ｼﾅﾍﾞﾆﾔ OP		ｼﾅﾍﾞﾆﾔ OP		ｼﾅﾍﾞﾆﾔ OP	
硝子	型板ｶﾞﾗｽ t=4		型板ｶﾞﾗｽ t=4			
金物	引手		引手、ｱﾙﾐｶﾞﾗﾘ、ｶﾏ錠		ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、戸当たり、ｼﾘﾝﾀﾞ錠（ｻﾑﾀｰﾝ付）	
	ｽﾃﾝﾚｽﾚｰﾙ		ｽﾃﾝﾚｽﾚｰﾙ		ｽﾃﾝﾚｽ沓摺	

符号・名称・数量	AW 1 既設 ｱﾙﾐ引違い窓	3	AW 2 AW 3 AW 4 既設 ｱﾙﾐ引違い窓	各1組
姿図	1,700 撤去（木額縁共） 900 1,100 ▽FL 見込 70		(AW2)5,110 (AW3)5,310 (AW4)5,510 (AW2)1,645 (AW3)1,712 (AW4)1,797 70 (AW2)1,680 (AW3)1,747 (AW4)1,777 70 (AW2)1,645 (AW3)1,712 (AW4)1,797 1,610 1,100	
仕上	ｱﾙﾐ		ｱﾙﾐ	
硝子	透明ｶﾞﾗｽ t=4		網入りｶﾞﾗｽ t=6.8	
金物	附属一式		附属一式	

符号・名称・数量	LSD 1 自閉式 片引き戸（戸袋ﾎﾞｰﾄﾞ納まり） 窓付特定防火設備（縦ｽﾘｯﾄ窓）	1	LSD 2 片開きﾌﾗｯｼｭ戸 特定防火設備（常閉）	1
姿図	25 2,125 40 1,110 1,015 960 150 （有効開口）（引残し） 新設 200 160 2,000 1,000 300 1,550 中桟 606 606 606 ▽FL		810 新設 1,900 見込 40	
仕上	化粧鋼板1.0mm （特定防火設備：国土交通大臣認定 EA-0401）		化粧鋼板0.6mm（鋼製軽量ﾄﾞｱ） （特定防火設備：平成12年建設省告示第1369号）	
硝子	耐熱強化ｶﾞﾗｽ 5.0mm 耐火ｼｰﾙ共			
金物	三方枠、引き棒（抗菌樹脂製）、鍵前（鎌錠）、付属金物一式 ※LSD-1とLSD-2の鍵は同一のものとし、4本作製		沓摺、三方枠、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、戸当たり 鍵付き 付属金物一式	
	三和ｼｬｯﾀｰ ｽﾑｰﾄﾞ同等			

建具表 1/50

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 建具表	SCALE 1/50 1/100	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 14

湯沸室：流し台、ｺﾝﾛ台、吊戸棚　各１組

S=1/20

（ｸﾘﾅｯﾌﾟ ｸﾘﾝﾌﾟﾘﾃｨ 120MTF R 同等）

記号	名　称
A	ｺﾝﾛ台
B	IH２口
C	ｺﾝﾛ用ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ
D	ｻｲﾄﾞｶﾊﾞｰ
E	一槽流し台（幅67cmｼﾝｸ）
F	ｼﾝｸﾞﾙﾚﾊﾞｰ水栓
G	ｼﾛｯｺﾌｧﾝ
H	不燃吊り戸棚
I	水切りｶﾊﾞｰ（ｱﾙﾐ）奥行15cm
J	軽量鉄骨下地

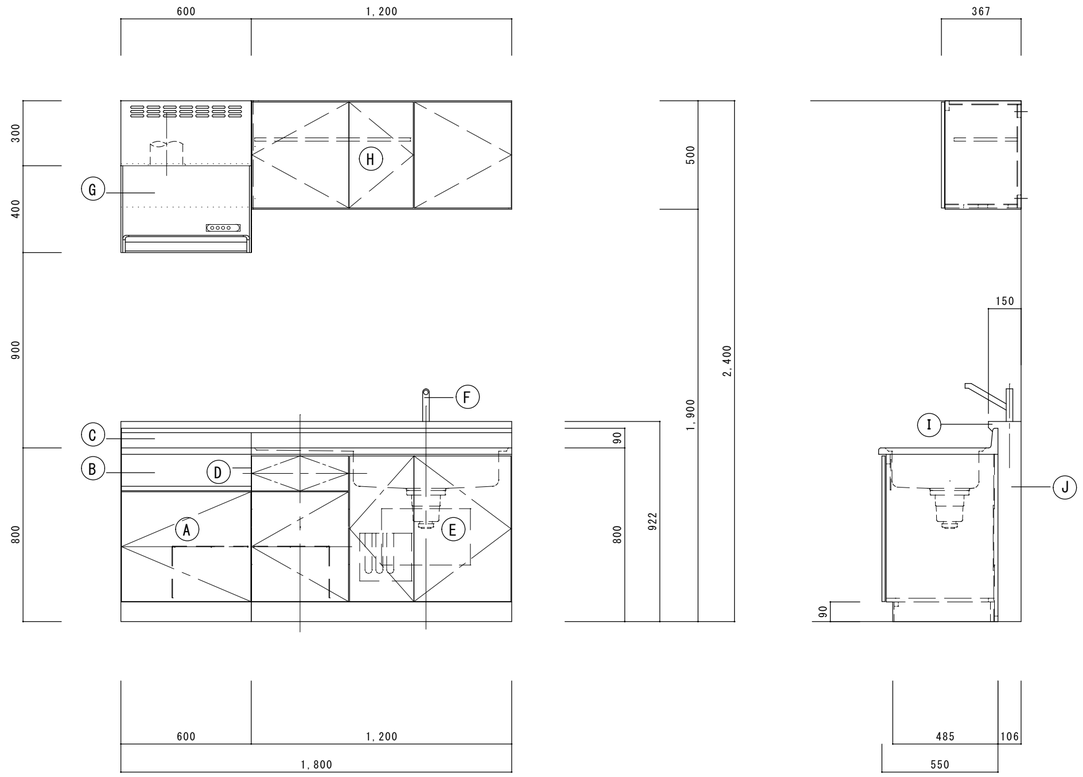

湯沸室、児童ｸﾗﾌﾞ：異種用途区画壁

S=1/30

（ﾁﾖﾀﾞｳｰﾃ 耐火ｳｫｰﾙ12SP・G 同等）

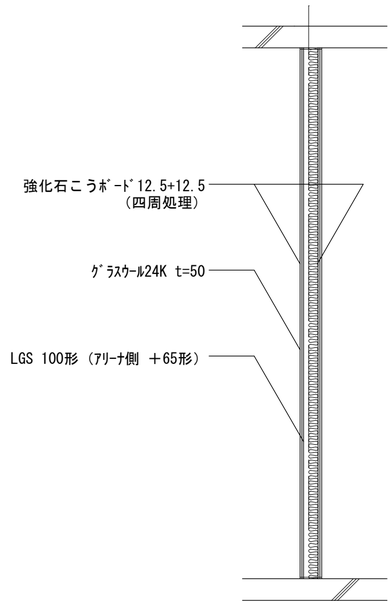

湯沸室　新設壁部

（平成12年建設省告示1399号）

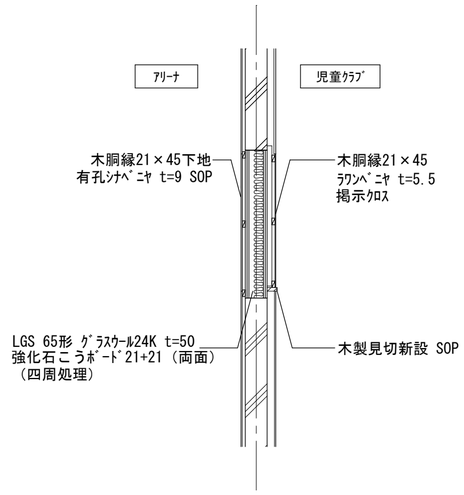

児童ｸﾗﾌﾞ 開口閉塞部

児童ｸﾗﾌﾞ：児童用ﾛｯｶｰ　1台

S=1/50

名称	材　質・仕　様
外装	ﾒﾗﾐﾝ Ft20
内装	ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂合板、耐磨耗紙化粧板
棚板	ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂合板、耐磨耗紙化粧板
木口	R付ｱﾙﾐｴｯｼﾞ
天板	t20ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾎﾟｽﾄﾌｫｰﾑ加工
	左角：PE樹脂（端部安全処理）
台輪	ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂合板
	角部：ｾｰﾌﾃｨｶﾊﾞｰ（ABS樹脂）

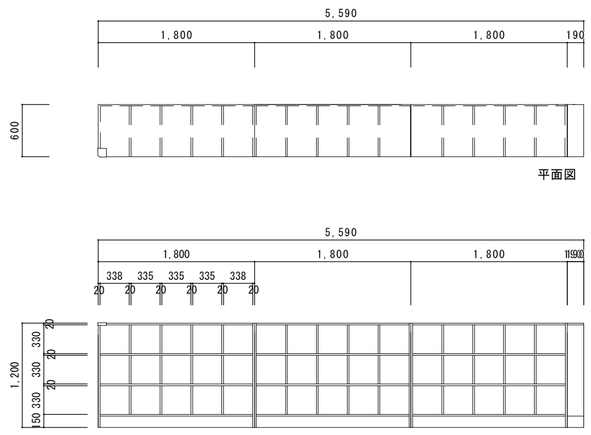

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 部分詳細図・家具図	SCALE 図示	ARTS	１級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 15

参考図

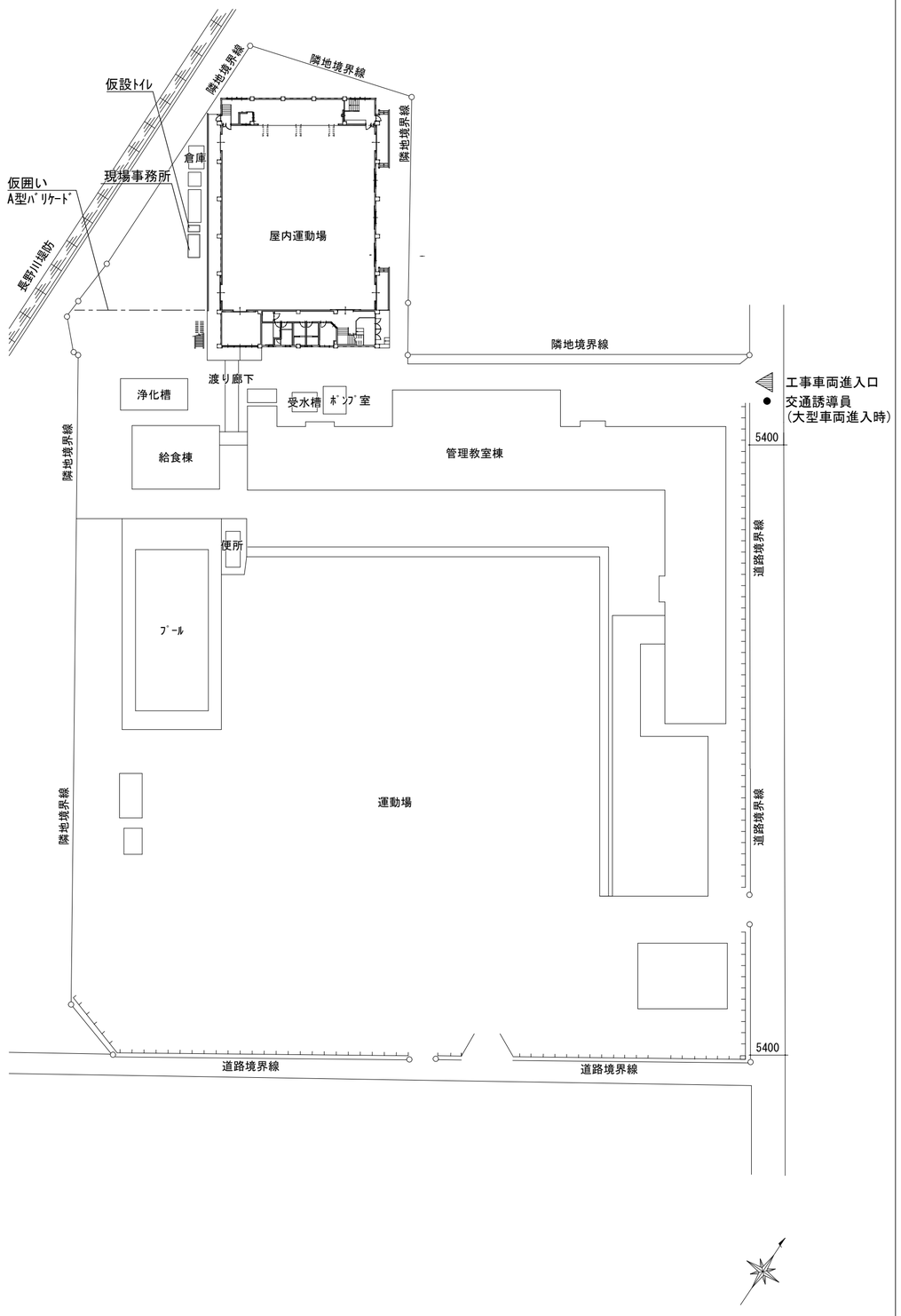

仮設計画図（配置図） 1/600

参考図

凡例

床養生（ﾍﾞﾆﾔ等による）

工事動線

利用者動線

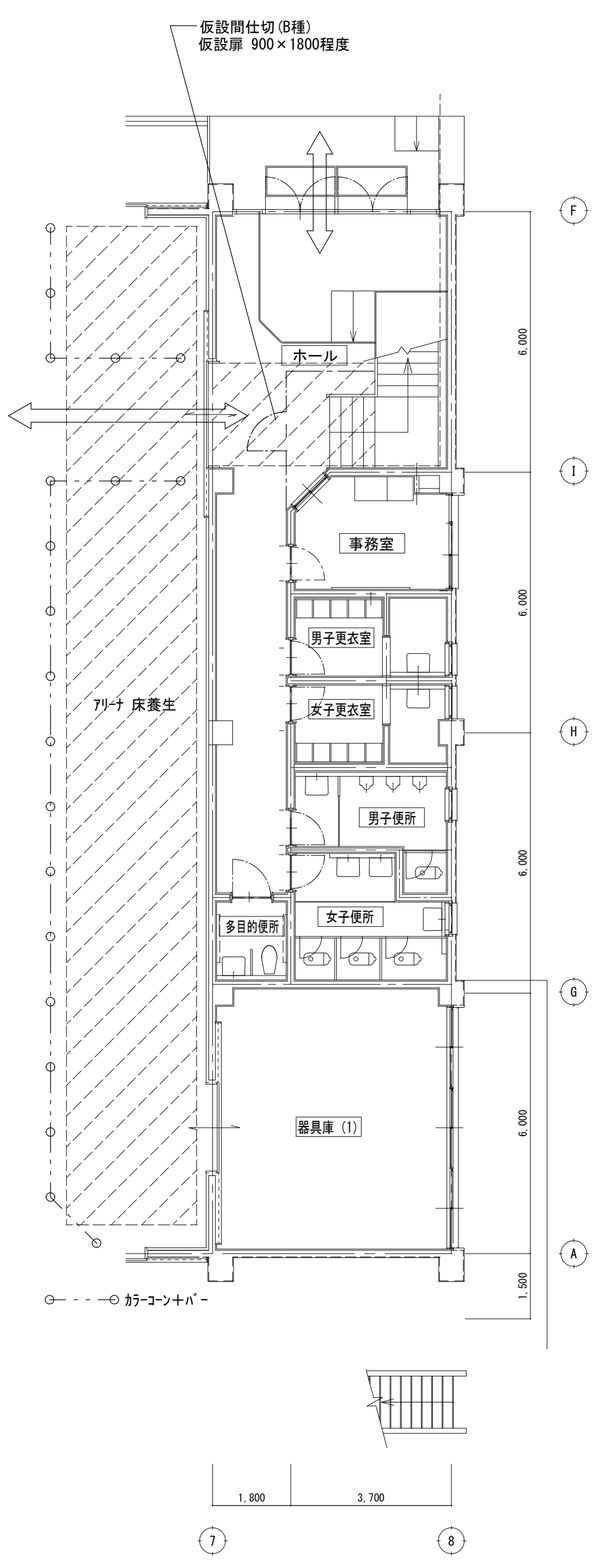

仮設計画図（1階平面図） 1/600

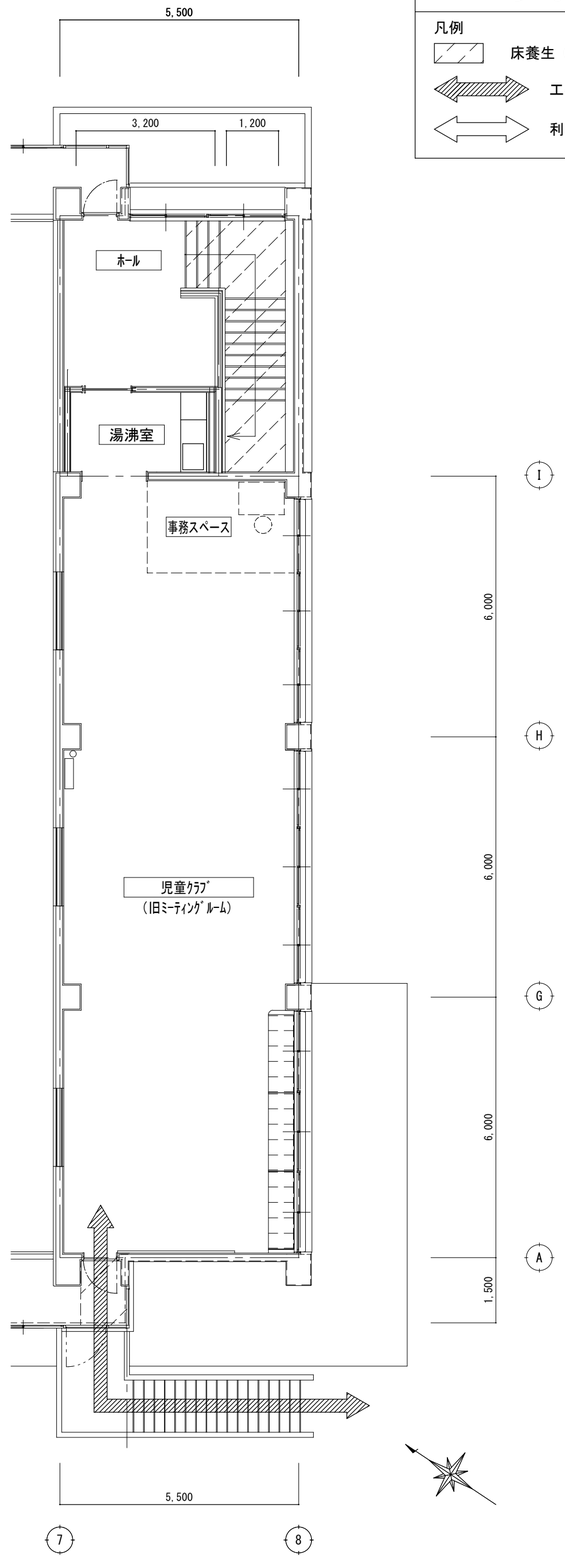

仮設計画図（2階平面図） 1/600

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 仮設計画図	SCALE 1/100 1/600	ARTS	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	A 16

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事名称　栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事

２．工事場所　津市　森町　地内

３．建物概要　屋内運動場　RC造　2階建て　延べ面積　1,056.00㎡　用途区分(7)項

用途区分は消防法施行令別表第一による表記

４．工事種目
下記において●印を付した工事を対象とする。
●電力設備　・受変電設備　・電力貯蔵設備　・発電設備
●通信・情報設備　・中央監視制御設備　・医療関係設備
・構内配電線路　・構内通信線路　・その他

Ⅱ．共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械)設備工事編　各平成 31年版）
「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気　（機械)設備工事編　各平成 31年版）
「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編　各平成　31年版）
・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

Ⅲ．特記仕様
１．一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

１．一般事項
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
(2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。
なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。
(3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。

２．足場
設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

足場（つり足場、張出し足場又は高さが１０ｍ以上の足場で、組立から解体までの期間が６０日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
１）足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
２）労働安全衛生法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
３）全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記１）又は２）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

３．三重県産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の４月１日から８月 31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

４．電気工作物の種類
・一般電気工作物　●自家用電気工作物

５．電気工事士
電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が５００ kW 以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。

６．電気工事業の業務の適正化に関する法律
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

７．電気保安技術者
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。
なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。

８．品質管理
工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

９．出来形管理
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
①　各種盤据付
耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
基礎寸法
水平垂直
②　配管・配線工事
支持間隔
③　スイッチ類の取付高さ

10. 測定機器の校正等
試験に使用する計測器類は２年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。

11. 施工計画等
受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。
なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。
①　総合施工計画書
包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。
②　工種別施工計画書（施工要領書）
各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。
③　施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図）
主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。
④　耐震計算書

12. 機材等
工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。
①　機器明細図
②　各種計算書
設計図書による他、監督員の指示による。

13. 工事写真
営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成　31年版））に従い撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成　29年3月1日付け国営整第　211号）」による。

14. 施工条件
監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。
(1)施工可能日
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
指定日（・施設休業日　●打ち合わせ　・その他（　　））
(2)施工可能時間帯
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
指定時間（ｲ　)時～(　)時　●打ち合わせ　・その他（　　））
(3)その他
（　　）

15. 事故の発生時
工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

16. 発生材の処理等
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。
（　　）
(2)特別管理産業廃棄物
・変圧器　・コンデンサ　・その他（　　）
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
なお、施工に際してＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
(3)現場内において再利用を図るもの
・発生土　・その他（　　）
(4)再資源化を図るもの
・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材
(5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの
●蛍光ランプ　●ＨＩＤランプ（高輝度放電ランプ）　・その他（　　）
「水銀廃棄物ガイドライン」（平成　29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適切に　処理すること。
(6)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。
また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
(7)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。
（マニフェストＡ、Ｂ２、Ｄ票を提示すること。）

17. 官公署への手続き
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
●消防設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係
・その他（　　）

18. 消防法関係の手続き
(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
●本工事（・建築工事　●電気設備工事　・機械設備工事　・別途工事
(2)防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

19. 工事用仮設物
構内への設置　●できる（施設管理者と協議）　・できない

20. 工事用電力
構内既存の施設
・利用できる（　・有償　●無償）　・利用できない
本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後，引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

21. 工事用水
構内既存の施設
・利用できる（　・有償　●無償）　・利用できない

22. 工事中等の保安監理
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

23. 搬入計画
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

24. 製品確認
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、

25. 機材等の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

26. 完成確認及び完成検査時等の電源確保
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

27. 完成時の操作説明
総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

28. 完成図等
作成する　（　●完成図　・保全に関する資料　・（　　））
完成図作図範囲（設計図を訂正）
完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第　27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本２部（原図サイズ）により提出すること。

29. 完成写真
デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。
写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

30. 不正軽油の使用の禁止
(1)市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第　144 条の32(製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
(2)受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
(3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

31. 現場での安全確保（自主施工の原則）
(1)受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
(2)設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

２．施工仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

１．既設設備等の調査
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。
(1)地中埋設管路
１）項　目　●埋設配管　●構造物　・その他（　　）
２）調査範囲　●埋設ルート　・その他（　　）
(2)貫通及びはつり
１）項　目　●鉄筋　●配管　・その他（　　）
２）調査範囲　●施工部分　・その他（　　）
(3)既設との取合い
１）項　目　●接続箇所　●増設箇所　・その他（　　）
２）調査範囲　●施工部分　・その他（　　）

２．施工前の測定等
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前に行い、監督員に報告すること。

３．耐震施工
(1)想定される地震に対応するものとする。
(2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。

４．耐震基準
耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準　平成２５年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「建築設備耐震設計・施工指針　２０１４年版」（(一財)日本建築センター）を適用する。

５．はつり
(1)穴開け及び補修　・なし　● あり(貫通場所及び口径は別図による)
(2)溝はつり及び補修　・なし　・あり(はつり深さは別図による)

６．あと施工アンカー
性能確認試験及び施工確認試験　・行う　●行わない

７．基礎の配線ピット
基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。

８．配管・配線の耐震処置
建物引込部の配管の耐震処置　●行う　・行わない
建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置　●行う　・行わない

９．最上階の埋込配管
最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。

10. 露出配管
(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、Ｕ字配管を行わない。
(2)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。
(3)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2 .1m以上とする。
(4)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。

11. 合成樹脂管
(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。
(2)原則として屋外の露出には使用しない。（ＰＦ管）

12. 予備配管等
埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が４回路以下は（ＰＦ２２）を１本、５回路以上は（ＰＦ２２）を２本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下２００　㎜まで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。

13. 金属製電線管等の塗装
(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。
１）屋外、屋内（電気室、機械室、ＥＰＳ、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。
２）図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。
３）湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。）
４）仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。
(2)塗装はエッチングプライマー１種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント２回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。

14. 導入線
通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線（φ１　.2㎜以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ１ｍ以下の部分は省略することができる。

15. 予備スリーブ
梁下に配管・配線スペースがない梁には、１スパンに２本程度を予備スリーブとして埋込む。
なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。

16. ボックス類
位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。

17. 軽量間仕切のボックス
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。

18. プルボックス
(1)屋外形、特殊な形状又は一辺が８００　㎜以上のものは、製作図を提出すること。
(2)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。

19. ボルト・ナット類
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの
●ステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ

20．ケーブル及び配線
(1)表示
下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先等を表示。）を取り付ける。
① ケーブルがスラブを貫通する部分
② ケーブル分岐部分
③ 変電所内のケーブル引出し部分
④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分
⑤ プルボックス内
⑥ 屋外の共同溝等の直線部分は、５０ｍごと
⑦ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分
⑧ マンホール及びハンドホールごと
(2)ケーブル余長
1）地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数
●２箇所 ・４箇所 ・（　　　）箇所
2）架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数
●２箇所 ・４箇所 ・（　　　）箇所

21．配線器具の設置
(1)特殊コンセントはプラグ付とする。
(2)電源の種類により色を区別する。
(3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。
(4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。
(5)カバープレートは、原則として新金属製とする。
なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。
(6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。

22．照明器具の設置
(1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。
(2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。

23．照明改修の際の測定
対象室の改修前後の照度等の測定を次のとおり行うこと。
測定箇所（ ＊＊＊＊ ）　測定回数 前後各（ ＊ ）回

24．分電盤、制御盤、キュービクル等
(1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。

25．受変電設備、発電設備の設置場所
(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。
(2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。
(3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。

26．発電設備の燃料配管
(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。
(2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。

27．非常放送設備のスピーカ設置
(1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は１０ｍ以内とする。
(2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離１５ｍ以内とする。

28．土工事
(1)埋戻しの材料及び工法
・Ｂ種 （材料：根切り土の中の良質土 ／工法：機器による締固め ）
・その他（　　　　　　）
ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。
(2)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。
(3)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。

29．地中配線路の表示杭
下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。
① 建物への引込口及び送出口付近
② マンホール・ハンドホール付近
③ 地中線路の曲折箇所
④ 直線部分では３０ｍ程度に１個（３０ｍに満たない部分はその間に１個）

3．機器仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。
なお、詳細については図面による。

【電力設備】

1．電灯設備	
(1)既設等との取り合い	・無し ●盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（　　）
(2)機器類	●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ・その他（　　）
(3)一般照明器具	1）形式 ●公共型 ●一般型 2）灯具 ●ＬＥＤ灯 ・その他（　　） 3）用途 ●屋内用 ●屋外用 ・防災用 4）環境 ●普通地域 ・塩害地域 5）照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。
(4)照明制御器	1）センサ類 ●明るさセンサ ・人感センサ ●タイマ ・調光スイッチ ・その他（　　） 2）調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ●ＯＮ／ＯＦＦ制御 ・その他（　　） 3）制御方式 ●有線 ・無線通信
(5)外灯（単独設置）	1）照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（　　） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2）基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　） 3）灯具 ・ＬＥＤ灯 ・その他（　　） 4）電源 ・商用電源（60Hz）（・200V ・100V） ・その他（　　） 5）制御 ・ＥＥスイッチ ・タイマ ・その他（　　） 6）接地 ・単独接地（・本工事 ・別途工事 ・既設利用） ・共用 ・その他（　　）
(6)コンセント等	●一般型 ・防水型 ・ﾊｲﾃﾝｼｮﾝｱｳﾄﾚｯﾄ（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む））
(7)分電盤、制御盤等	1）銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2．動力設備	
(1)既設との取り合い	・無し ●盤改造 ・配線接続 ・その他（　　）
(2)機器類	●分電盤、制御盤等 ・その他（　　）
(3)負荷設備	・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他（　　）
(4)負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
(5)電動機等の接地	・専用接地 ・金属管接地（７.５ｋＷ以下）
(6)分電盤、制御盤等	1）銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 5）電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。
3．雷保護設備	
(1)避雷針	1）受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2）避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3）接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4）接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・３回 ・（　　）回 5）接地極埋設標を設置する。
(2)雷サージ保護	1）耐雷トランス ・設置（・単相用 ・動力用） ・設置しない 2）ＳＰＤ ・低圧用（・クラス Ⅰ ・クラス Ⅱ） ・通信用（・カテゴリＣ２ ・カテゴリＤ１） 3）ＳＰＤの性能仕様は別図による
(3)電源回路保護	1）低圧用ＳＰＤに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2）主幹機器の２次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量５ｋＡ以上とする。
(4)通信回線保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用ＳＰＤを設置する。
4．接地設備	
(1)接地工事	1）種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 2）施工 ・各種単独 ・共用有り（　　）
(2)接地抵抗測定	1）測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2）測定回数 ・３回 ・（　　）回
(3)接地極埋設標	接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。

【受変電設備】

5．受変電設備	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。
(1)既設との取り合い	●無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ・配線接続 ・その他（　　）
(2)機器類	・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（　　）
(3)盤類	1）形式 ・キュービクル式配電盤JIS C 4620) ・高圧スイッチギアJEM 1425）（・CX ・CW ・PW ・MW ） ・開放形配電盤 ・その他　　） 2）中通路 ・有 ・無 3）特記事項 （　　）
(4)交流遮断器	真空遮断器（ＶＣＢ） ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し
(5)断路器	1）形式 ・３極単投 ・単極単投（避雷器用に限る） 2）操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作（避雷器用に限る）
(6)負荷開閉器	1）形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 2）配電盤用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有（ストライカ付き） ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 3）引込柱用 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 4）地中引込用 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする
(7)変圧器	1）形式 ・油入 ・モールド 2）設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3）ダイヤル温度計 ・有（・最大値指針有 ・最大値指針無 ） ・無 油入５００ｋＶＡ以上、モールド１５０ｋＶＡ以上の場合は必須とする
(8)進相ｺﾝﾃﾞﾝｻ	1）絶縁方式 ・油入 ・モールド ・ガス入 2）その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること
(9)直列ｱｸﾄﾙ (進相ｺﾝﾃﾞ用)	1）絶縁方式 ・油入 ・モールド 2）容量 ・６％ ・１３％ 3）その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること
(10)キュービクル等	1）銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
(11)基礎	・本工事（・２１N/ mm2 ・１８N/ mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　）
(12)配線ピット及び蓋	1）施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　） 2）ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
(13)設置場所	・屋内 ・屋外（・地上 ・屋上）

【電力貯蔵設備】

6．直流電源設備	
(1)用途	・非常用照明器具電源 ・受電変設備制御電源 ・その他（　　）
(2)容量	（　　）ｋＶＡ
(3)整流装置	1）出力電圧 直流（・１２Ｖ ・２４Ｖ ・４８Ｖ（・　）Ｖ） 2）整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
(4)蓄電池	1）種類 ・鉛蓄電池（・ＨＳ ・ＭＳＥ ・長寿命形ＭＳＥ） ・アルカリ蓄電池（・ＡＨ ・ＡＭＨ） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度 ・５℃ 15℃ ・25℃ ・-5℃ ・（　）℃
7．交流無停電電源設備	
(1)用途	（　　）
(2)容量	（　　）ｋＶＡ
(3)給電方式	・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他（　　）
(4)整流装置等	整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
(5)蓄電池	1）種類 ・鉛蓄電池（・ＨＳ ・ＭＳＥ ・長寿命形ＭＳＥ） ・アルカリ蓄電池（・ＡＨ ・ＡＭＨ） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度 ・５℃ 15℃ ・25℃ ・-5℃ ・（　）℃
(6)性能	停電補償時間 （　　）
8．電力平準化用蓄電設備	・仕様詳細は別図による。
9．分散電源エネルギーマネジメントシステム	・仕様詳細は別図による。

【発電設備】

10. 燃料式発電設備	
(1)用途	1）用途 ・防災電源専用（防災認定品） ・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 2）区分 ・常用 ・非常用
(2)設置場所	・屋内 ・屋外（・普通地域 ・塩害地域）
(3)機器	・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他（　　）
(4)発電装置	1）種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2）形式 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式 85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 3）始動時間（停電検出後） ・１０秒以内 ・４０秒以内 ・（　　）秒以内 4）連続運転時間 ・２時間以上 ・１０時間以上 ・２４時間以上 ・７２時間以上 ・その他（　　） 5）発電機 ①電気方式 ・三相３線式（・６.６ｋＶ ・２００Ｖ ・（　）Ｖ） ・単相３線式（２００／１００Ｖ） ・単相２線式（・２００Ｖ ・１００Ｖ（・　）Ｖ） ②定格周波数 ６０Ｈｚ ③定格出力 （　　）ｋＶＡ 6）原動機 ①定格出力 ・（　　）ｋＷ 以上 ・（　　）ｐｓ 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他（　　）
(5)燃料	1）種類 ・軽油 ・灯油 ・Ａ重油 ・その他（　　） 2）引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他（　　）
(6)燃料槽	1）形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク（　　）リットル ・燃料小出槽（　　）リットル ・主燃料槽（　　）リットル 2）燃料小出槽 ・屋外型（・ステンレス製 ・鋼製） ・屋内型（・ステンレス製 ・鋼製） 3）主燃料槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ・地下埋設（・タンク室内埋設 ・直埋設） ②形式 ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他（　　） ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他（　　） ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　）
(7)給油ボックス	1）材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他（　　） 2）油量指示計 ・有 ・無
(8)燃料移送ポンプ	1）電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2）手動ポンプ（ウイングポンプ） ・有 ・無 3）電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無
(9)基礎	・本工事（・２１N/mm2 ・１８N/ mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　）
11. その他発電設備	・（　　）の仕様詳細は別図による。

【通信･情報設備】

12. 構内情報通信網設備	・仕様詳細は別図による。
13. 構内交換設備	
(1)機器	・交換装置 ・電話機 ●端子盤類 ●アウトレット ・その他（　　）
(2)交換装置	1）種別 ・構内交換装置（・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIP サーバ） ・ボタン電話装置 ・その他（　　） 2）局線応答方式 ・局線中継台 ・分散中継台 ・ダイヤルイン ・ダイレクトインダイヤル ・ダイレクトインライン ・その他（　　） 3）保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　） 4）本配電盤（MDF） ・自立ﾌﾚｰﾑ(・片面形 ・両面形） ・交換機一体型 ・壁掛型 ・その他（　　） 5）電源装置 ①形式 ・別置型 ・一体形 ・その他（　　） ②停電補償時間 ・３０分以上 ・（　　）以上
(3)電話機	・一般電話機 ・多機能電話機 ・ＩＰ電話機 ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺｰﾄﾞﾚｽ 電話機（ PHS 方式)･IPｺｰﾄﾞﾚｽ 電話機（無線 LAN 方式） ・その他（　　）
(4)端子盤類	1）端子盤 ・中継端子盤（ＩＤＦ） ・室内端子盤 2）中継端子盤には実装数の２０％以上、室内端子盤には１０Ｐ以上の接続端子板スペースを見込む。
(5)アウトレット	・ローテンションアウトレット（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む）） ●壁コンセント ・その他（　　）
14. 情報表示設備	
(1)設備	・ﾏﾙﾁｻｲﾝ 装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置
(2)ﾏﾙﾁｻｲﾝ装置	仕様詳細は別図による。
(3)出退表示装置	仕様詳細は別図による。
(4)時刻表示装置	仕様詳細は別図による。
(5)警報等表示装置	1）機器 ・表示盤 ・検出装置 ・その他（　　） 2）表示盤 ①表示方式 ・表示窓式 ・その他（　　） ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　） 3）検出装置 ①検出方式 ・電極 ・無電圧接点 ・その他（　　） ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（　　） 4）図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。
15. 映像音響設備	・仕様詳細は別図による。

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 電気設備工事特記仕様書2	SCALE	ARTS	1級建築士 第−295644−号 森 美香子 / 1級建築士 第−367120−号 前田太志	原図：A2	E 02

16. 拡声設備
(1)機器　・増幅器　・付属機器　・操作装置　●スピーカ　・その他（　　）
(2)増幅器　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　出力　（　　）W
出力インピーダンス　Lo形　・Hi形
(3)付属機器　・オーディオミキサー　・リモコンマイク　・電源制御器
・録音再生装置（・ＣＤ　・メモリオーディオ　・その他（　　））
・アナウンスレコーダ（・チャイム　・独自メッセージ　・プログラムタイマ
・その他（　　））
・有線マイクロホン
・無線マイクロホン（・電波式（・アナログ　・デジタル）　・赤外線式）
・ラジオチューナー（・ＦＭ　・ＡＭ　・その他（　　））
・スピーカ切替装置　・その他の機器（　　）
(4)操作装置　・卓型　・キャビネットラック型　・壁掛型　・その他（　　）
(5)スピーカ　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　結線　●１W　・３W　・（　　）W
インピーダンス　Lo形　・Hi形
設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

17. 誘導支援設備
(1)設備　・音声誘導装置　・インターホン　・トイレ等呼出装置
(2)音声誘導装置　1）検出方式　・磁気式　・無線式　・画像認識式　・その他（　　）
2）設置場所　・屋外（防雨形）　・屋内
3）機能　・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他（　　）
4）機器　・制御装置　・送信機　・受信機　・その他（　　）
5）制御装置　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
6）送信機　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
7）受信機　・スピーカ式　・イヤホン式　・その他（　　）
(3)インターホン　1）用途　・内部受付用　・外部受付用　・夜間訪問用　・身体障害者用
・保守用　・その他（　　）
2）機能　・音声通話　・映像モニタ
3）通話網　・親子式　・相互式　・複合式
4）通話方式　・同時通話式　・交互通話式　・その他（　　）
5）機器　・親機　・子機　・その他（　　）
6）親機
①形状　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
7）子機
①形状　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
(4)トイレ等呼出装置　1）用途　・トイレ呼出　・受付呼出　・非常通報
・その他（　　）
2）機器　・親機　・呼出スイッチ　・警報装置　・その他（　　）
3）親機　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
4）呼出スイッチ　・押ボタン式　・引紐式　・その他（　　）
5）警報装置　・光　・音声　・ブザー　・ベル　・その他（　　）

18. テレビ共同受信設備
(1)受信放送　UHF　・BS　・CS　・FM　・CATV　・その他（　　）
(2)機器　・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐器　・分配器　・機器収容箱
・アンテナ　・その他（　　）
(3)アンテナ　1）放送　UHF　・BS　・CS　・FM　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用）
・衛星用　（・壁面取付　・自立　・既設利用）
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用
・その他（　　）

19. 監視ｶﾒﾗ設備　・仕様詳細は別図による。

20. 駐車場管制設備　・仕様詳細は別図による。

21. 防犯・入退室管理設備　・仕様詳細は別図による。

22. 自動火災報知設備
(1)機器　・受信機　●副受信機（表示装置）　・中継器　・発信機　・感知器
・光警報装置　・その他（　　）
(2)受信機　1）型式　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級　・Ｒ型
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）盤形式　・複合盤組込　・自立型　・壁掛型
・その他（　　）
(3)副受信機（表示装置）　1）盤形式　・自立型　●壁掛型　・その他（　　）
2）回線数　●（　10　）回線　・（　　）アドレス
3）表示装置の仕様詳細は別図による。
(4)中継器　試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
(5)発信機　1）型式　・アドレス付　・Ｐ型１級　・Ｐ型２級
2）消火栓ポンプ起動　特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
3）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込
・消火栓ボックス（別途）に組込　・その他（　　）
(6)感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　・熱感知器　・空気管式　・煙感知器　・炎感知器
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）機器仕様　・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　）
(7)光警報装置　1）機器　・警報装置　・制御装置　・同期装置
2）警報装置　・天井付　・壁付
3）同期装置　・自走同期式　・外部同期式

23. 自動閉鎖設備
(1)機器　・連動制御器　・感知器　・自動閉鎖装置　・自動開錠装置
・その他（　　）
(2)連動制御器　1）制御対象　・防火戸　・防火シャッター　・防排煙ダンパー
・非常口等の扉　・その他（　　）
2）回線数　（　　）回線（遠方復帰機構（　　）回路）
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤
(3)感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　煙感知器（・２種　・３種）
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）機器仕様　・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　）
(4)自動閉鎖装置　1）方式　・電磁式　・ラッチ式　・その他（　　）
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）
(5)自動開錠装置　1）方式　・電気錠　・その他（　　）
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）

24. 非常警報設備
(1)設備　・非常放送装置　・非常ベル
(2)非常放送装置　1）消防法基準適合マーク品とする。
2）機器　・増幅器　・スピーカ　・非常用リモコンマイク
・その他（　　）
3）増幅器
①出力　（　　）W
②出力インピーダンス　・Lo形　・Hi形
③形式　・ロングラック型　・スタンダードラック型　・壁掛型
・その他（　　）
④機能　・マイク放送　・連動放送（・自火報設備　・緊急地震速報設備）
・その他（　　）
⑤用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
4）スピーカ
①結線　・１W　・３W　・（　　）W
②インピーダンス　・Lo形　・Hi形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
④用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
5）非常用リモコンマイク
型式　・壁掛形　・ラック収納形　・卓上形　・その他（　　）
(3)非常ベル（自動ｻｲﾚを含む）　1）機器　・起動装置　・非常ベル　・表示灯　・その他（　　）
2）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込
・消火栓ボックス（別途）に組込　・その他（　　）

25. ガス漏れ火災警報設備
(1)機器　・受信機　・副受信機　・中継器　・検知器　・警報器
・その他（　　）
(2)受信機　1）回線数　（　　）回線
2）種類　・都市ガス用　・液化石油ガス用
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤
・その他（　　）
(3)副受信機　設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤
・その他（　　）
(4)検知器　1）動作　・単独（単独動作）　・連動（受信機に伝送）
2）定格電圧　・ＡＣ１００Ｖ　・ＤＣ２４Ｖ（受信機等から供給）
・その他（　　）
3）ガス検知出力信号　・有電圧出力方式　・無電圧接点方式

【中央監視制御設備】　・仕様詳細は別紙による。

【医療関係設備】　・仕様詳細は別紙による。

【構内配電線路】

26. 構内配電線路
(1)配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直接　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）
(2)建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板
・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有（電力仕様）　・無
5）銘板　・有　・無
(3)装柱機器（高圧用）　1）機器　・開閉器　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
3）開閉器　仕様は　５．受変電設備6)負荷開閉器　による。
(4)装柱機器（低圧用）　1）機器　・開閉器　・開閉器箱　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
(5)ハンドホール　マンホール　1）形式　・ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）
3）ケーブル支持金物の取付　・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
4）重車両の通行
・有（破壊荷重 200kN 以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)）・無
(6)鋳鉄蓋　1）鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
(7)地中ケーブル保護材料　1）種類　・FEP・GLT（PEライニング管）　・VE・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標識シート　・２倍長　・その他（　　）
4）埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】

27. 構内通信線路
(1)用途　・電話　・拡声　・時刻表示　・火災報知　・非常警報　・インターホン
・テレビ共同受信　・防犯　・制御　・その他（　　）
(2)配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直接　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）
(3)建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・構内配電線柱に添架
・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板
・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有　・無
5）銘板　・有　・無
(4)ハンドホール　マンホール　1）形式　・ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事（・建築工事　・電気設備工事）　・別途工事
・既設利用　・その他（　　）
3）ケーブル支持金物の取付　・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
4）重車両の通行
・有（破壊荷重200kN以上、衝撃係数 0.1走行速度制限箇所）・無
(5)鋳鉄蓋　1）鋳鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
(6)地中ケーブル保護材料　1）種類　・FEP・GLT（PEライニング管）　・VE・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標識シート　・２倍長　・その他（　　）
4）埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

【その他】
28. 消火器　1）設置　●本工事（●建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事）
・別途工事
2）消火器　種別（　ABC10型　）、数量（　1　）本
3）消火器収納箱　材質（　　）、数量（　　）面

5．使用資機材の適用規格
(1)以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格（ＪＩＳ規格）適合品の使用を原則とする。
● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品
・電気用品安全法適合品
● 耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル
・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスダクトの適合性検査を行い合格したもの
・第三者認証機関として（一社)日本電線工業会規格（ JCS 規格）への適合性検査を行い合格したもの
● 非常用照明器具
・建築基準法に定める国土交通大臣認定品
・(一社)日本照明工業会の自主評定を受けJIL5501適合マークが貼付されたもの
● 誘導灯
・登録認定機関（(一社)日本電気協会（ JEA 誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● 制御盤
・(一社)日本配電制御システム工業会規格JSIA規格）適合品
● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品
・登録認定機関（(一財)日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品
・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
● 金属閉鎖形スイッチギア
・(一社)日本電機工業会規格 JEM 規格）適合品
● 高圧機器（遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器）
・(一社)電気学会電気規格調査会規格 JEC 規格）適合品
● 直流電源装置（防災電源用）
・登録認定機関（(一社)日本電気協会 (JEA 蓄電池設備認定委員会））の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
● 交流無停電電源装置
・(一社)電気学会電気規格調査会規格 JEC 規格）適合品
● 自家発電装置（防災電源用）
・登録認定機関（(一社)日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
● 自家発電装置（防災電源用でないもの）
・(一社)日本電機工業会規格 JEM 規格）適合品
● 太陽電池モジュールの支持物
・電気設備の技術基準の解釈第４６条第２項又は第３項の規定に適合するもの
● 電話用設備（電話交換機、電話機等）
・登録認定機関（(一財)電気通信端末機器審査協会 JATE ）等）の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
● 非常用放送設備
・登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
● テレビ共同受信機器
・優良住宅部品 BL 部品）の認定を受けたものでBLマーク証紙が貼付されたもの
・(一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので,SHマークが貼付されたもの
● 自動火災報知設備
・登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
(2)特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、かつ監督員の承諾が得られた場合に限り使用できるものとする。

記 号	名　称	備　考
	照明器具　天井直付　LED	姿図参照　　A　C
	照明器具　天井直付　LED	姿図参照　　B
	照明器具　避難口誘導灯	姿図参照　　D
	埋込　スイッチ	片切り
3	埋込　スイッチ	3路
L	埋込　スイッチ	表示灯付
AS	自動点滅器	
	埋込　コンセント　（一般用）	1口
2	埋込　コンセント　（一般用）	2口
	電灯・動力盤	単線結線図参照
	弱電用端子箱　ONU、ルーター用スペース付	
	LAN用　端子	
	TV用　端子	
	TEL用　端子	
	配管・配線　立上り、立下り	
MMA	メタルモールＡ型	
MMB	メタルモールＢ型	
ED	接地工事	D種
	天井換気扇	機械設備工事

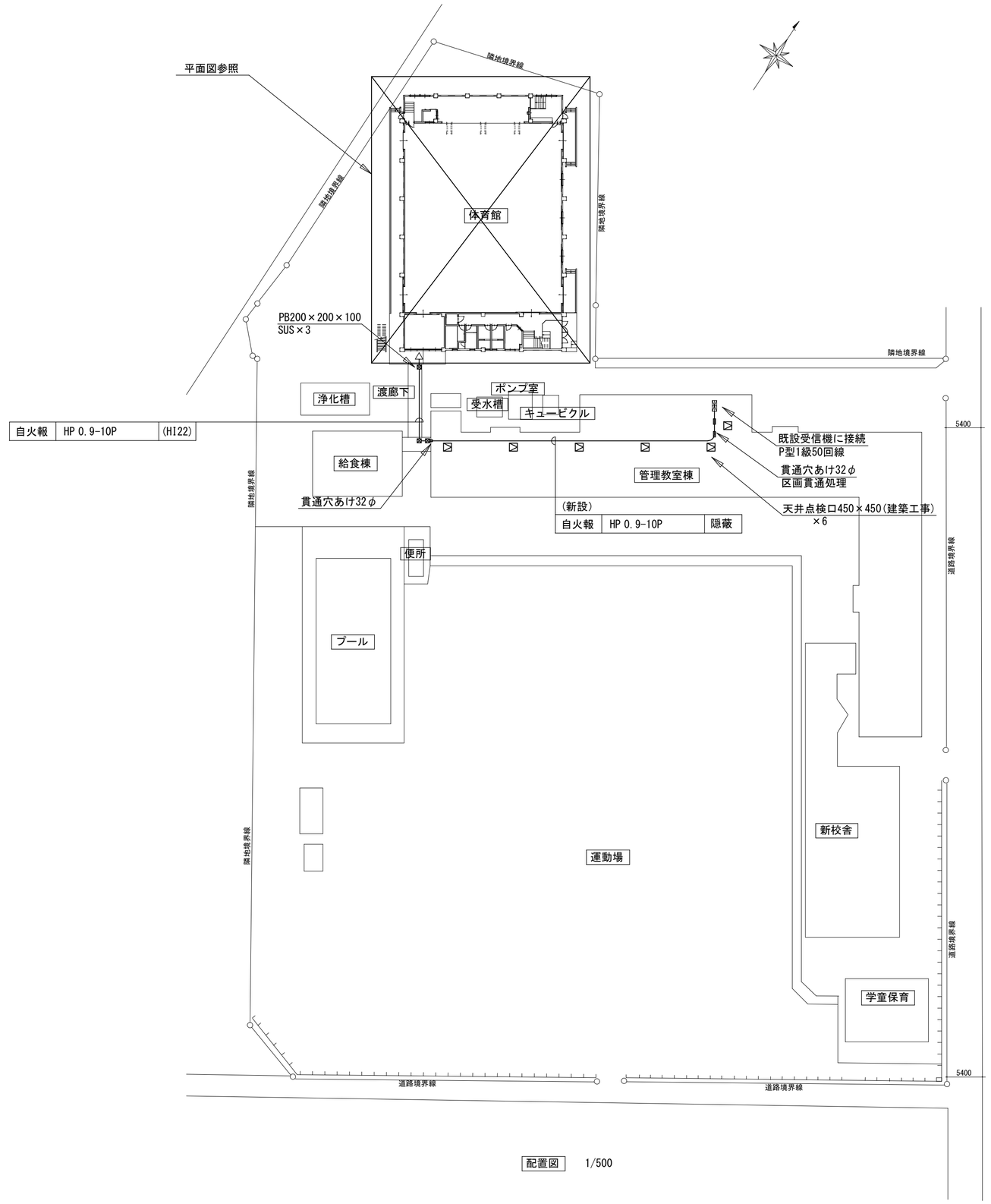

配置図　1/500

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE　SCALE 配置図・凡例・照明器具姿図　1/500	ARTS	1級建築士　第－295644－号　森　美香子 1級建築士　第－367120－号　前田太志	原図：A2	E 04

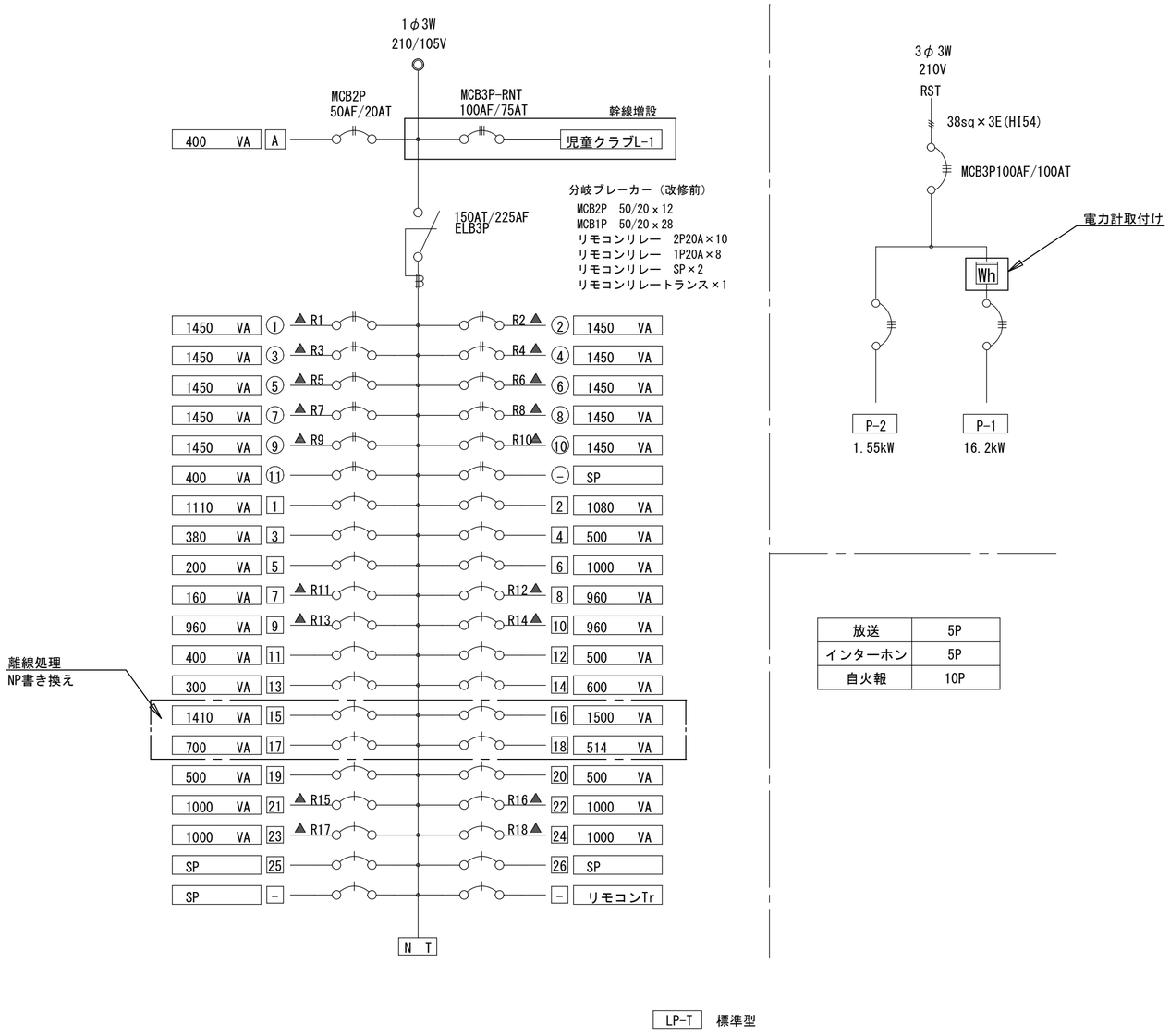

放送	5P
インターホン	5P
自火報	10P

LP-T 標準型
（既設）

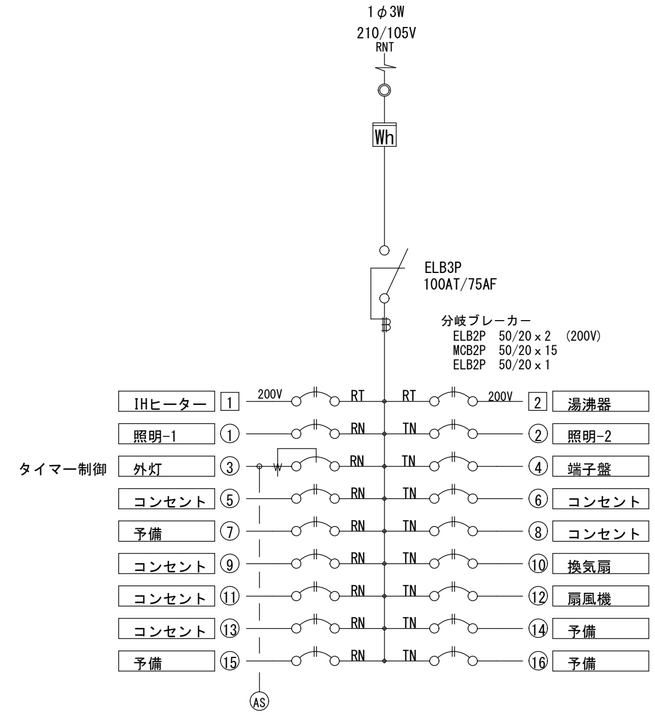

L-1 屋内壁掛型 鋼板製 上下ダクト付
（新設）

(A) LEDベースライト 公共型番：LSS10-4-65	(B) LEDベースライト 公共型番：LSS10-4-30	(C) 流し元灯 参考型番：LS-87003 LS	(D) 避難口誘導灯 公共型番：SH1-FBF20-BL、SH1-FSF20-BL	(E) LED投光器 参考型番：NNY24903LE9
		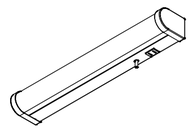		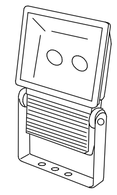

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 単線結線図・分電盤図	SCALE 1/NON	ARTS	1級建築士 第－295644－号 森 美香子	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	E 05

（注記）

（１）図中特記なき配管配線は下記による。

- VVF1.6-2C(E19)
- VVF1.6-3C(E19)
- VVF1.6-2C×2(E19)
- VVF1.6-2C+3C(E25)

＊天井内は隠蔽配線とする
＊既設は点線とする
＊壁内配線はPF管にて保護すること

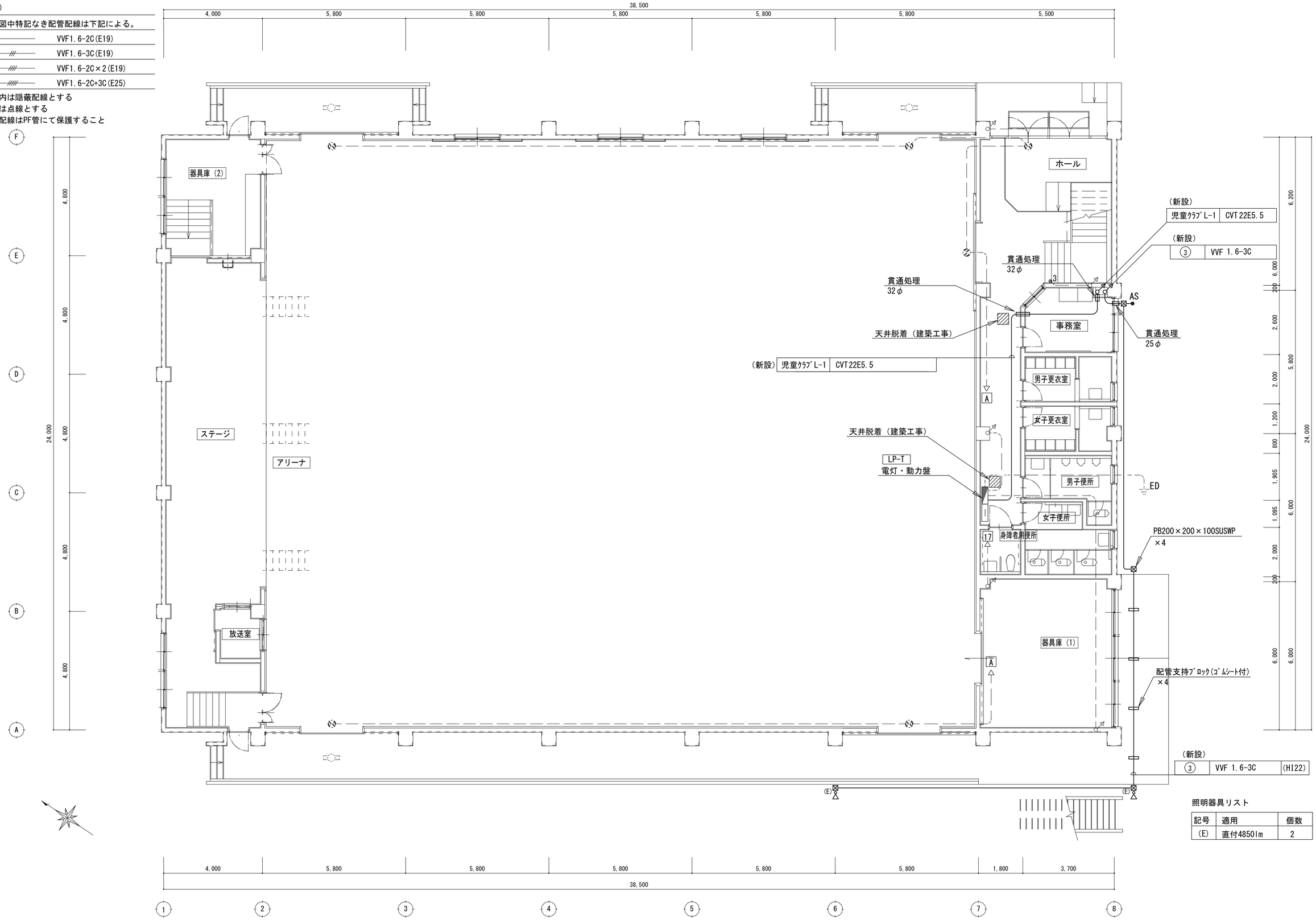

照明器具リスト

記号	適用	個数
(E)	直付4850lm	2

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 幹線・電灯設備１階平面図	SCALE 1/100	ARTS	１級建築士 第－295644－号 森 美香子	１級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	E 06

（注記）

（１）図中特記なき配管配線は下記による。

- VVF1.6-2C(E19)
- VVF1.6-3C(E19)
- VVF1.6-2C×2(E19)
- VVF1.6-2C+3C(E25)

＊実線は撤去し、点線は既設残置とする。
＊水銀使用製品は産業廃棄物として
　関係法令により、適切に処理すること
＊配管・配線は可能な限り分別して処理すること

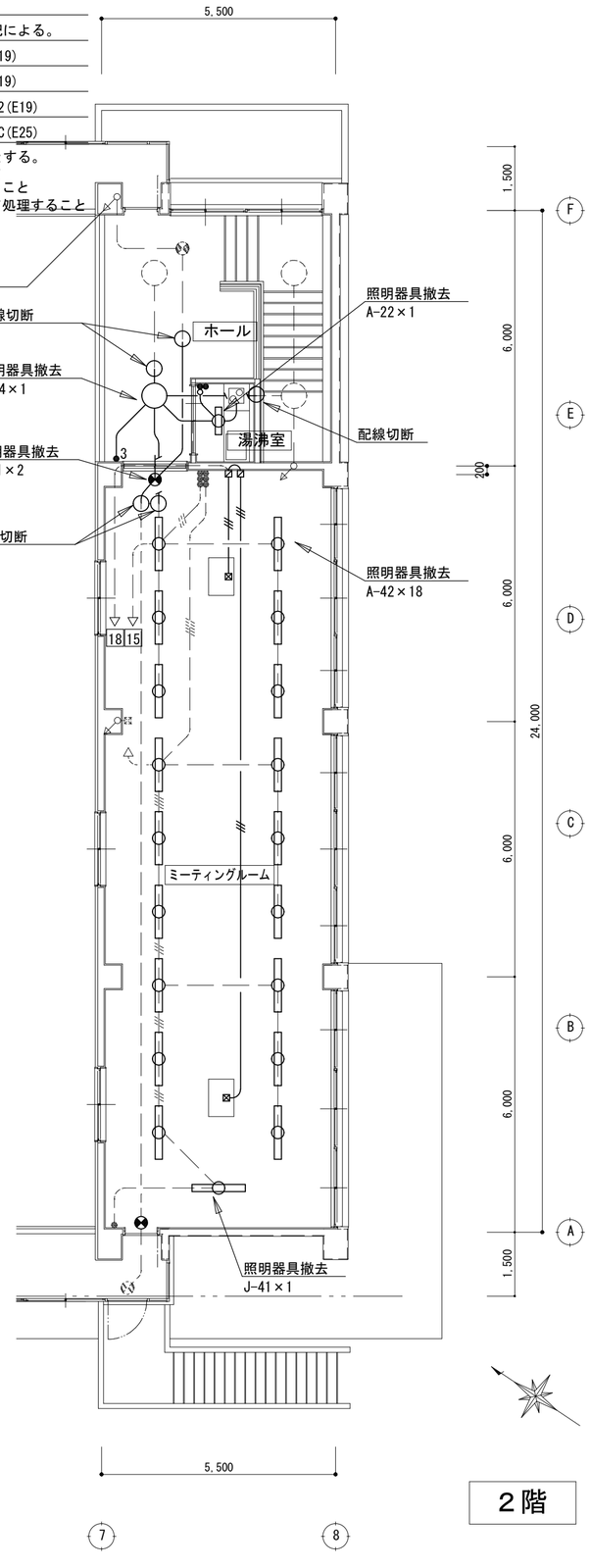

２階

照明器具撤去

記号	適用	個数
A-42	FL40W×2	18
A-22	FL20W×2	1
J-41	FL40W×1	1
M-21	FL20W×1	2
F-34	FCL40W+30W	1

配線器具撤去

記号	適用	個数
●	SW×2：1個用ボックス	1
●3	3路SW×1：1個用ボックス	1
⊠	換気扇SW：1個用ボックス	2

改 修 前

（注記）

（１）図中特記なき配管配線は下記による。

- 2.0 VVF2.0-2C(E19)(PF22)
- VVF1.6-2C(E19)(PF16)
- VVF1.6-3C(E19)(PF22)
- VVF1.6-2C×2(E19)(PF22)
- VVF1.6-2C+3C(E25)(PF28)

＊天井内は隠蔽配線とする
＊ — — — — 既設配線利用とする。
＊壁内配線はPF管にて保護すること

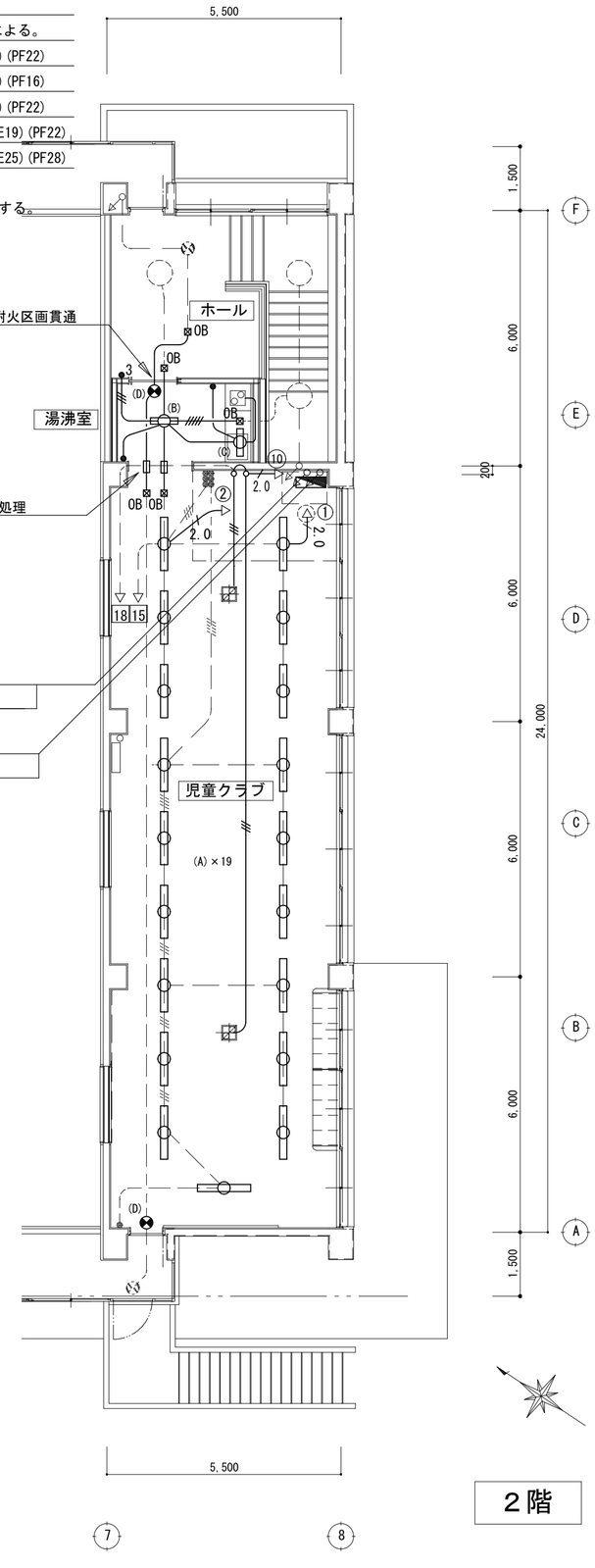

（新設）

児童ｸﾗﾌﾞL-1	CVT 22E5.5

耐火区画貫通（床）

（新設）

③ 100V	VVF1.6-3C

耐火区画貫通（床）

２階

照明器具リスト

記号	適用	個数
(A)	直付6900lm	19
(B)	直付3200lm	1
(C)	流し元灯	1
(D)	避難口誘導灯	2

配線器具新設

記号	適用	個数
●	SW×1：1個用ボックス	2

配線器具更新

記号	適用	個数
●3	3路SW×1：1個用ボックス	1
○	換気扇SW：既設ボックス	2

【参考】防火上主要な間仕切り壁　施工要領（共通）

中空壁　位置ﾎﾞｯｸｽ取付

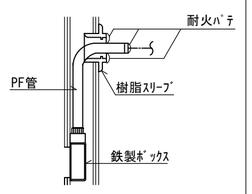

改 修 後

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 電灯設備２階平面図（改修前・後）	SCALE 1/100	ARTS	１級建築士　第－295644－号 森　美香子	１級建築士　第－367120－号 前田太志	原図：A2	E 07

（注記）

（１）図中特記なき配管配線は下記による。

- 2.0 VVF2.0-2C(E19)
- VVF1.6-2C(E19)
- VVF1.6-3C(E19)
- VVF1.6-2C×2(E19)
- VVF1.6-2C+3C(E25)

＊図中は既設を表し、特記なきは撤去とする
＊配管・配線は可能な限り分別して処理すること
＊ — —— —— — 既設残置とする。

凡例

記号	適用	個数
⑪	コンセント1口	1
⑪2	コンセント2口	6

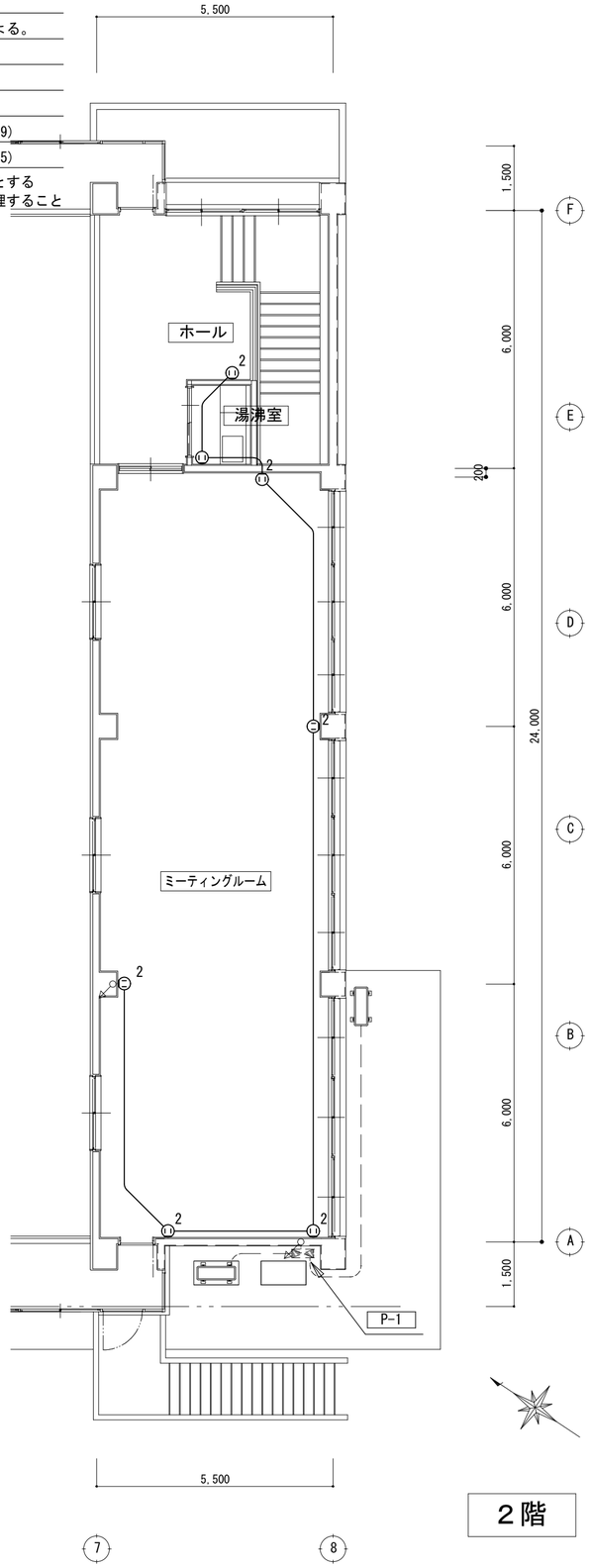

２階

改 修 前

（注記）

（１）図中特記なき配管配線は下記による。

- 2.0 VVF2.0-3C(E19)(PF22)
- VVF1.6-2C(E19)(PF16)
- VVF1.6-3C(E19)(PF22)
- VVF1.6-2C×2(E19)(PF22)
- VVF1.6-2C+3C(E25)(PF28)

＊天井内は隠蔽配線とする
＊壁内配管はPF管にて保護すること

凡例

記号	適用
⑪ET	コンセント1口
⑪2E	コンセント2口+接地極
⑪EET	コンセント1口+接地極・接地端子付

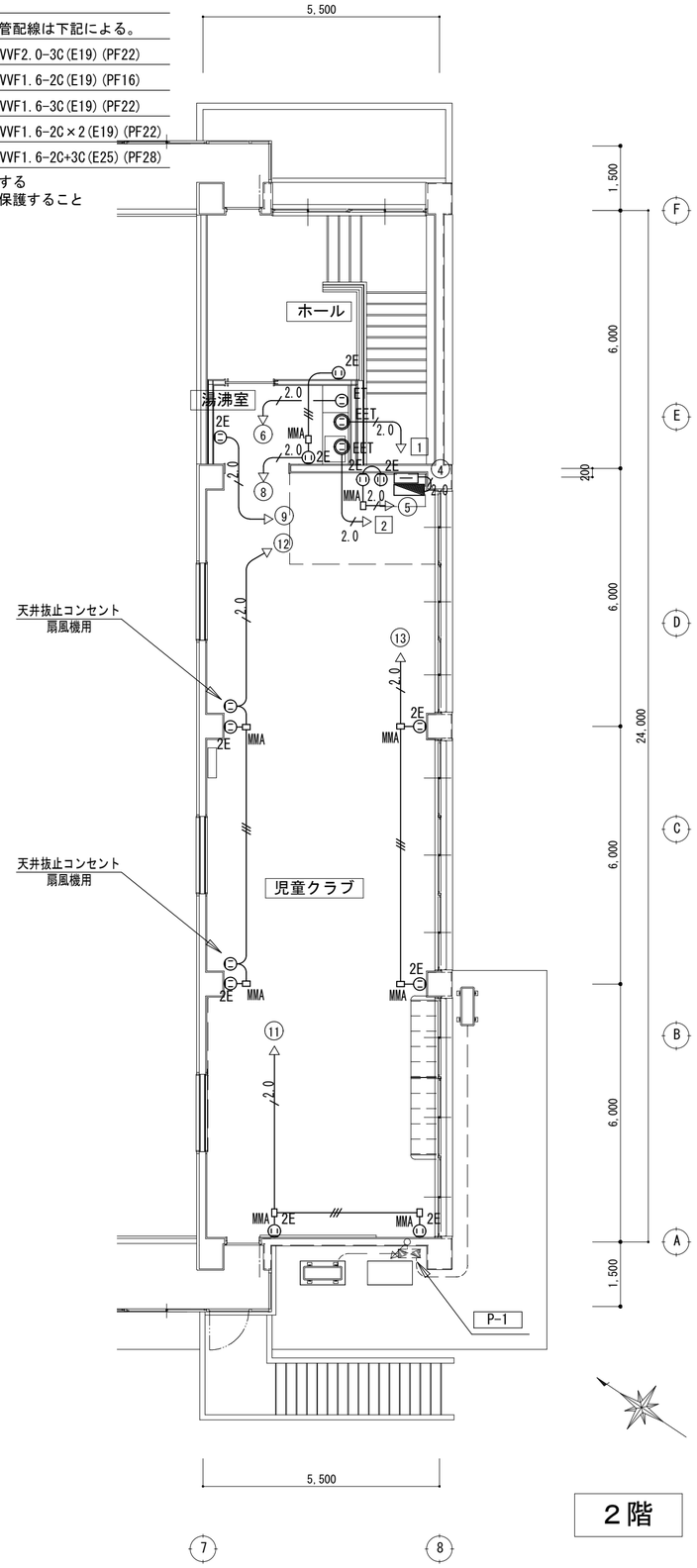

２階

改 修 後

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE / SCALE コンセント設備２階平面図（改修前・後） 1/100	ARTS	１級建築士 第－295644－号 森 美香子	１級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	E / 08

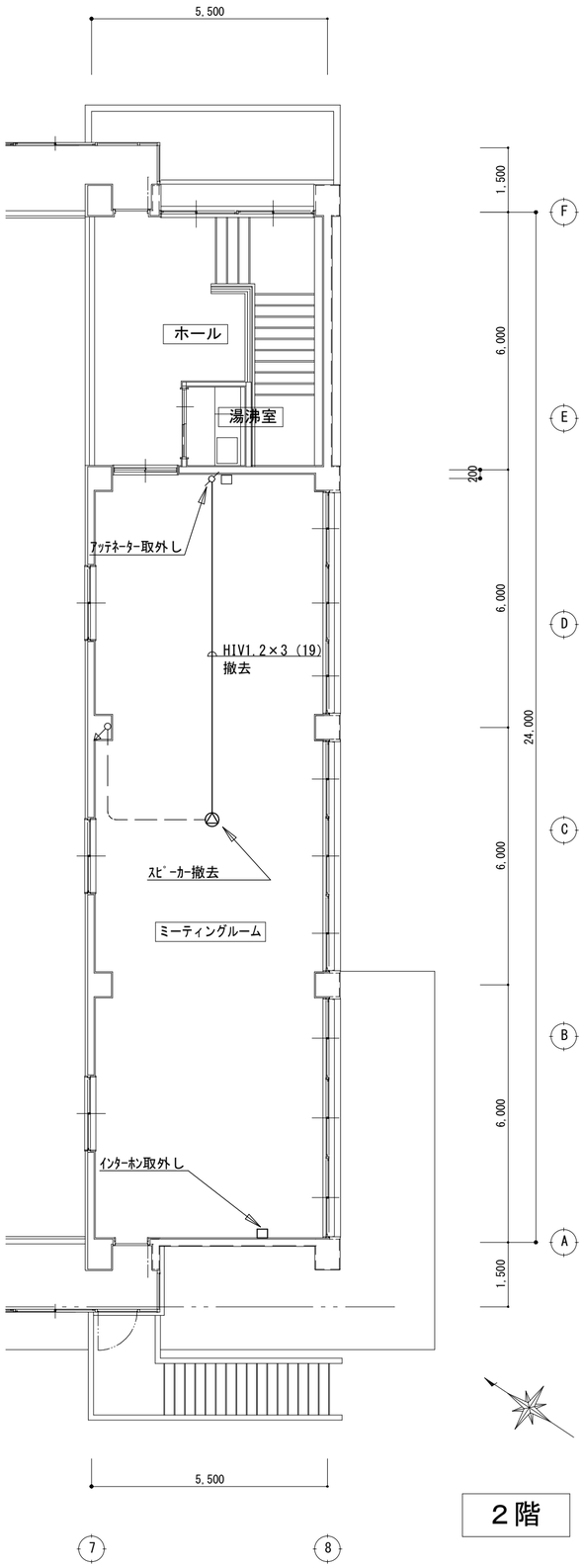

２階

改 修 前

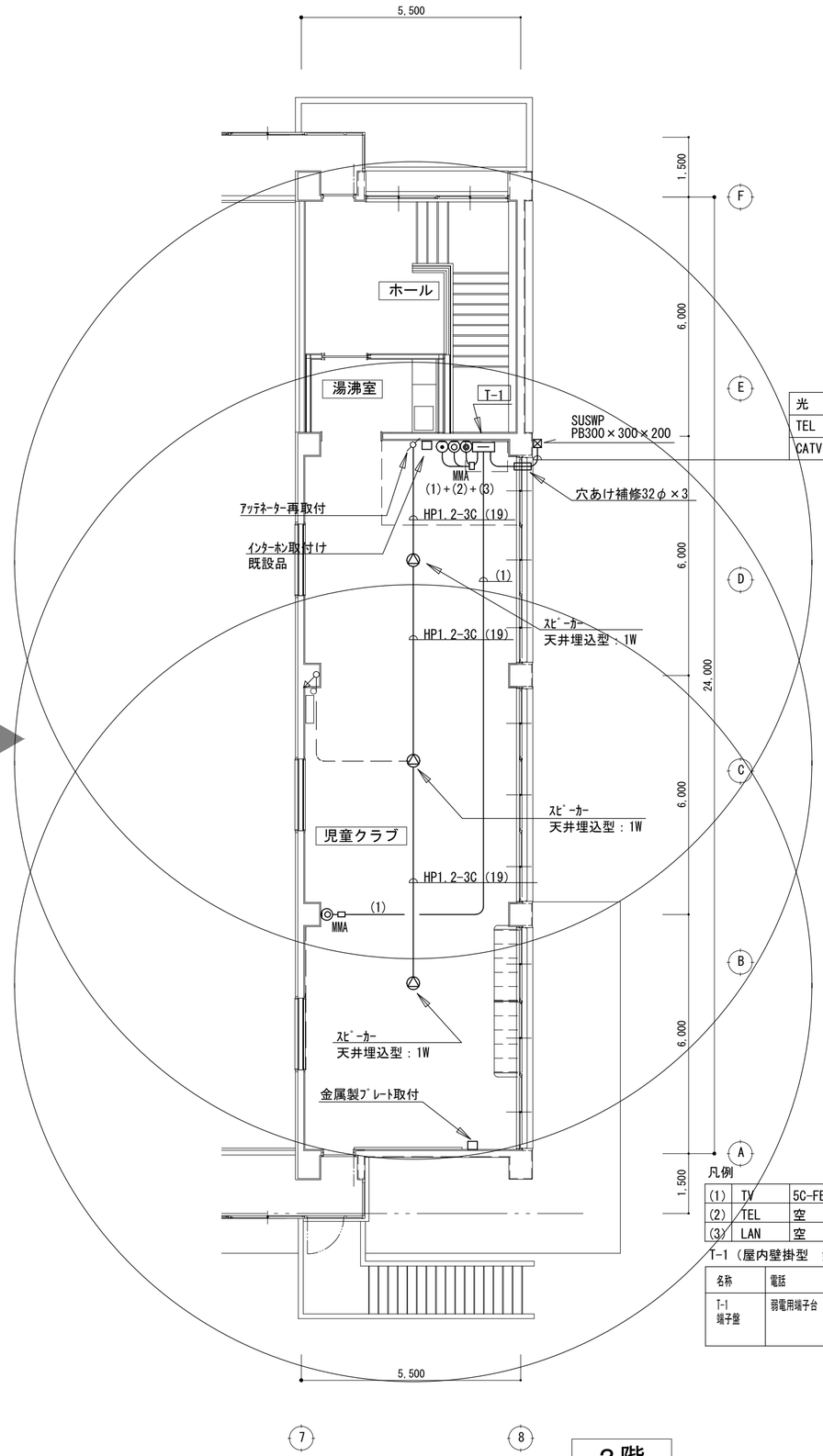

光	空	—0—	HIVE28
TEL	空	—0—	HIVE28
CATV	空	—0—	HIVE28

凡例

(1)	TV	5C-FB	PF22
(2)	TEL	空	PF22
(3)	LAN	空	PF22

T-1（屋内壁掛型　鋼板製）

名称	電話	テレビ	情報	備考
T-1 端子盤	弱電用端子台	2分配器	HUB・ルータースペース 光端末	2P15A ×2 W400×H500

２階

改 修 後

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 弱電設備２階平面図（改修前・後）	SCALE 1/100	ARTS 1級建築士 第－295644－号 森 美香子 1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	E 09

注記
＊新設される児童クラブに副受信機を設置する。
＊新設副受信機に関する配管配線については新規工事とし
それ以外の図中の設備は既設を表す。

凡　例

記　号	名　称	記　号	名　称
	受信機　P型1級　50窓		空気管
	副受信機　10窓　（新設）		消火栓起動押釦
Ⓟ	発信機　P型1級	②	警戒区域
Ⓑ	電鈴　150φ		
○G	表示窓　AC24V	Ω	終端抵抗
○	表示窓　AC24V　ガード付き		
	感知器　作動式　スポット型　2種		
	感知器　定温式　スポット型　防水型　1種		
S	感知器　光電式　スポット型　2種		
Ω	感知器　作動式　分布型　1個用収納箱 2個用収納箱		

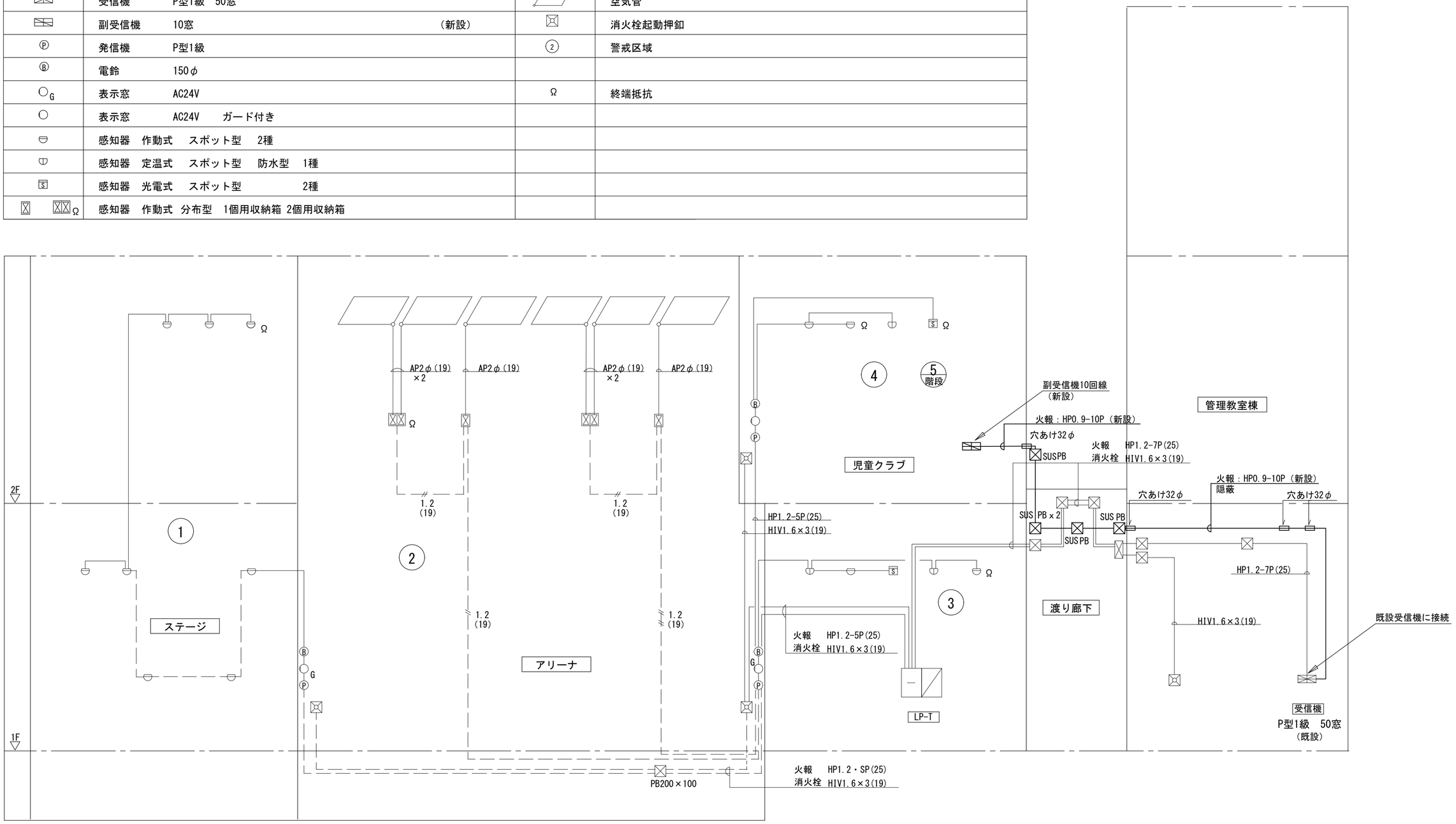

自動火災報知設備　系統図

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 自動火災報知設備系統図	SCALE NOSCALE	ARTS 1級建築士 第－295644－号 森　美香子 1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	E 10

注記

＊新設される児童クラブに副受信機を設置する。
＊新設副受信機に関する配管配線については新規工事とし
それ以外の図中の設備は既設を表す。

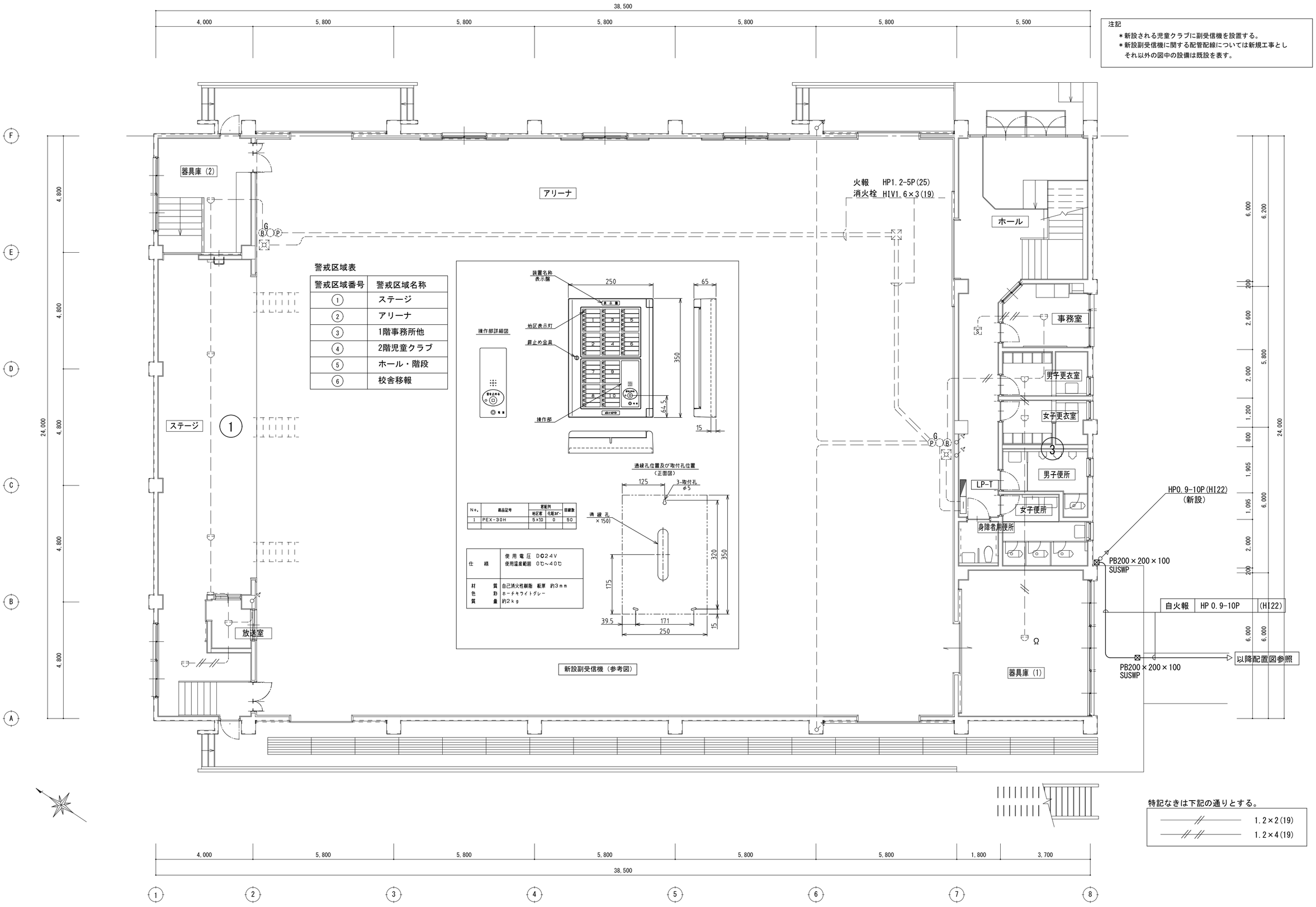

警戒区域表

警戒区域番号	警戒区域名称
①	ステージ
②	アリーナ
③	1階事務所他
④	2階児童クラブ
⑤	ホール・階段
⑥	校舎移報

No.	商品記号	要配列		回線数
		地区数	化粧ﾎﾞｯｸｽ	
1	PEX-30H	5×10	0	50

仕様	使用電圧 DC24V 使用温度範囲 0℃～40℃
材質	自己消火性樹脂 板厚 約3mm
色彩	ホーチキライトグレー
質量	約2kg

新設副受信機（参考図）

特記なきは下記の通りとする。

1.2×2(19)
1.2×4(19)

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 自動火災報知設備１階平面図	SCALE 1/100	ARTS	１級建築士 第－295644－号 森 美香子	１級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	E 11

注記
＊新設される児童クラブに副受信機を設置する。
＊新設副受信機に関する配管配線については新規工事とし
それ以外の図中の設備は既設を表す。

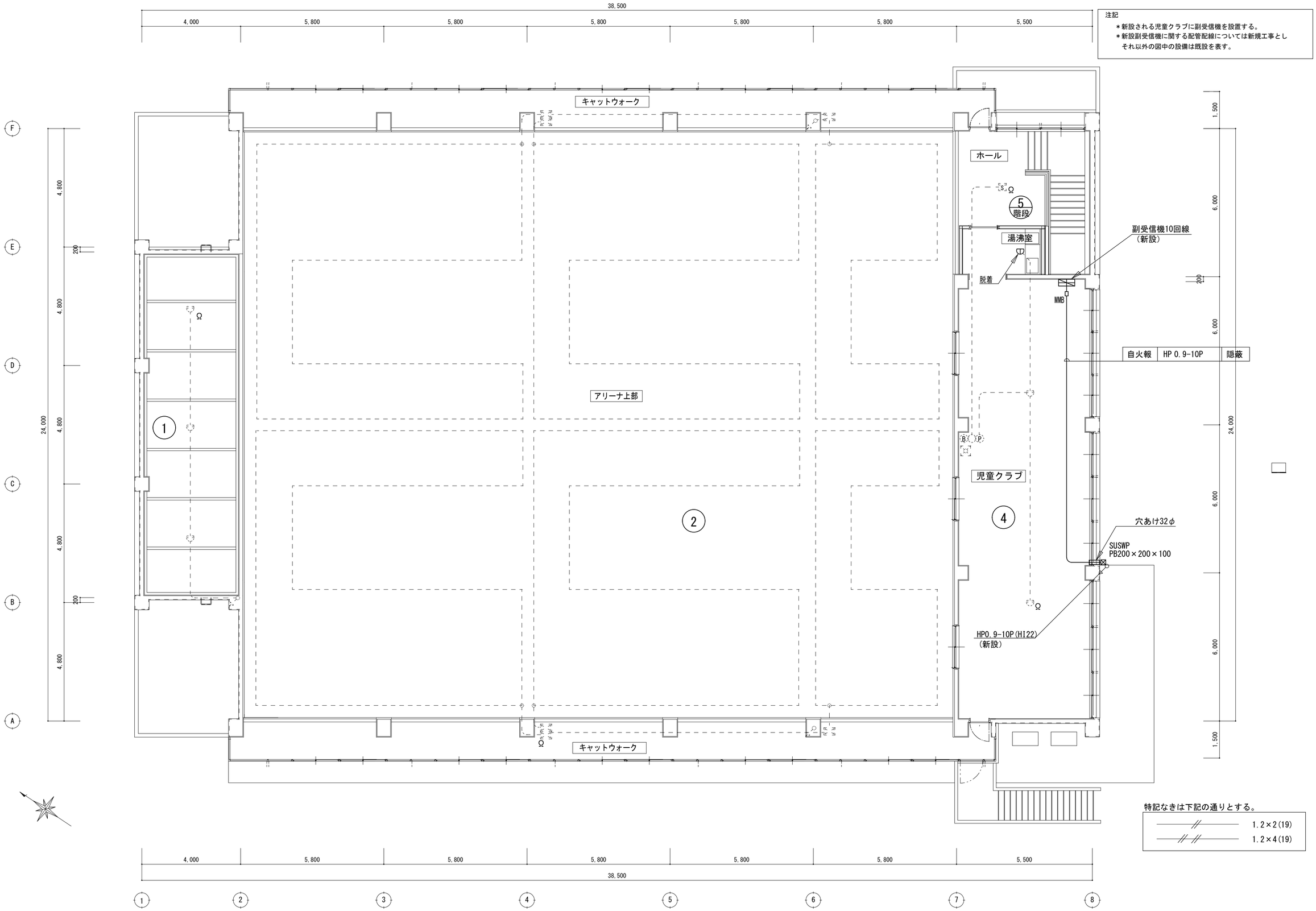

特記なきは下記の通りとする。

―//―	1.2×2(19)
―////―	1.2×4(19)

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 自動火災報知設備２階平面図	SCALE 1/100	ARTS	1級建築士 第－295644－号 森 美香子	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	E 12

機械設備工事特記仕様書

1　工事名称　　栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事

2　工事場所　　津市　森町　地内

3　建築概要
　　消施令の適用

4　適用基準　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
　　「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」
　　「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」
　　「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成31年版」
　　「建築、電気、機械設備工事監理指針令和元年版」
　　独立行政法人　建築研究所監修
　　「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」
　　下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、
　　なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。

5　一般事項
　工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
　設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。
　他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。

(1) 提出図書　■建築工事に準じる
　1)　工事書類　：　・施工計画書　・打合記録　・施工要領書
　　・機器使用願　・機器明細図　・工程表　・施工図等
　2)　工事完成図書：　・品質確認書類　・工事日報
　　・工事写真　・安全・訓練実施記録
　　・竣工図［製本4(原寸 2部,A3(見開き) 2部)］
　　・機器完成図（ファイル等1部）
　　・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）　2部
　　・機器性能試験成績書　1部
　　・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）　1部
　　・官公署届出書類控、検査済証　1部
　　・出来形確認書類　1部　等
　※　竣工図・施工図はＣＡＤにより作成すること。
　※　工事写真は営繕工事写真撮影要領（国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影すること。
　※　建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

(2) 機器及び材料等
　工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
　尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。
　又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。

(3) 官公署等への届出手続
　工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。
　1)　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
　　□本工事(□建築工事　□電気設備工事　□機械設備工事)
　　□別途工事
　2)　防火対象物使用開始届出書
　　書類の作成(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。

(4) 品質管理
　工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
　チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

(5) 出来形管理
　以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
　1)　各種機器据付
　　・　耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
　　・　基礎寸法　　・　水平、垂直等
　2)　配管・ダクト工事
　　・　支持間隔　　・　振れ止め支持間隔
　3)　屋外排水工事
　　・　排水勾配　　・　桝の深さ
　4)　水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ

(6) 製品確認
　発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
　□　適用する　　■　適用しない

(7) 耐震安全性の分類
　構造体（ ）類　建築非構造部材（ ）類　建築設備（ ）類

(8) 機器の地震力（主要機器）　□図示による
　機器名
　　設置階　（　　）　設計標準震度Ks　（　　）地域係数　(1.0)
　水槽類
　　設置階　（　　）　設計標準震度Ks　（　　）地域係数　(1.0)

　その他監督員が指示するもの

(9) 冷媒（フロン類）の回収　　□適用する　　■適用しない
　冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編　２．４．３により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
　・フロン回収行程管理票
　・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）
　撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。
　パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

(10) 中間技術検査
　実施回数　（　　）回
　実施する段階（　　）

(11) 発生材の処理等　■建築工事に準じる
　1)　引渡しを要するもの　（　　）
　　上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
　2)　特別管理産業廃棄物　（　　）
　　処理方法　（　　）
　　なお施工に際して廃石綿等特別管理廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
　3)　現場内において再利用を図るもの　□発生土　□その他（　　）
　4)　再資源化を図るもの　（□ コンクリート塊　□ アスファルトコンクリート塊
　　□ 建設発生木材 ）
　5)　発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
　6)　引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D票を提示すること。）

(12) 電気保安技術者
　□　配置する　　■　配置しない

(13) 施工条件
　監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
　1)　施工可能日　　□ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり　　■ 指定なし
　　（　　）
　2)　施工可能時間帯　□ 指定なし　□ 指定あり　（　　時 ～　　時 ）

(14) 概成工期
　建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行うううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。
　■　指定なし　□　指定あり　（ 令和　年　月　日 ）

(15) 仮設工事　　構内既存の施設　■建築工事に準じる
　1)　便所　　□ 利用できる　　□ 利用できない
　2)　工事用水　　□ 利用できる（有償）　□ 利用できる（無償）　□ 利用できない
　3)　工事用電力　　□ 利用できる（有償）　□ 利用できる（無償）　□ 利用できない
　※　本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。

(16) 足場　　□建築工事に準じる
　設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

　足場（つり足場、張出し足場又は高さが１０ｍ以上の足場で、組立から解体までの期間が６０日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
　1)　足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
　2)　労働安全衛生法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
　3)　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

(17) 建築材料等
　1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。
　2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

　3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
　　（認定製品の品名：　　）
　4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。
　　（認定製品の品名：　・間伐材製工事用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板
　　（　　））

(18) 三重県産業廃棄物税
　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。
　また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

(19) 事故の発生時
　工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。
　なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

(20) 既設との取合い・養生
　本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。
また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にならい復旧すること。

(21) 不正軽油の使用の禁止
　1)　一般事項
　　工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
　2) 調査の協力
　　受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
　　また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。
　3) 是正措置
　　受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。
　　また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

(22) その他
　1)　使用機械
　　低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
　2)　測定機器の校正記録
　　工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。
　　測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。
　3)　フロン回収及び充填
　　当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成27年4月1日施行)等の関係法令を遵守し、第１種フロン類充填回収登録業者が行うこと。

(23) 現場での安全確保（自主施工の原則）
　1)　受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
　2)　設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

6　工事種目　　給排水衛生設備工事
　□　屋外給水設備工事　　■　屋内給水設備工事　　□　屋外排水設備工事
　■　屋内排水通気設備工事　　□　衛生器具設備工事　　□　消火設備工事
　□　給湯設備工事　　□　屋外ガス設備工事　　□　屋内ガス設備工事
　□　浄化槽設備工事　　□　厨房機器設備

　空調設備工事
　■　機器設備工事　　■　配管設備工事　　■　換気設備工事

7　工事概要
　給排水衛生設備工事
　(1) 給水設備工事
　　本工事は図示のごとくを工事範囲とし、直圧式により
　　所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10K を使用する。

　(2) 排水通気設備工事
　　本工事は流し台の排水について屋内分流式にて既設雑排水管へ接続するものである。
　　機器等の接続に必要な配管付属品については一式本工事とする。

　(3) 給湯設備工事
　　電気温水器による局所給湯方式とし、図示の各所に給湯する。

　(4) LPガス設備工事
　　改修範囲において不要となるガス管について撤去し1次側についてプラグ止めする。

　空調設備工事
　(1) 機器設備工事
　　本工事は、内装改修工事に伴って床置きエアコンの室内機を取り外し、建築工事完了後再取り付けするものである。
　　空調設備工事に於ける外気、室内の温湿度条件

		乾球温度℃	湿球温度℃	相対湿度%
外気条件	夏期	34.5	27.3	57.6
	冬期	1.7	-1.3	49.6
室内条件	夏期	26	-	成行き
	冬期	22	-	成行き

　(2) 配管設備工事
　　室内機を取外し再取付に伴って冷媒を室外機に改修する。冷媒管、ドレン管については再利用するものとする。
　(3) 換気設備工事
　　内装改修工事に伴って既設の全熱交換器を取外し再取り付けするものである。また湯沸かし室の改修に伴って不要となる天井換気扇の撤去する。新設キッチン付属のシロッコファンを既設ダクトに接続する。

8　総合調整
　(1)　風量調整
　　□　適用する　　■　適用しない
　(2)　水量調整
　　□　適用する　　■　適用しない
　(3)　室内外空気の温度測定
　　□　適用する　　■　適用しない
　(4)　室内外空気の湿度測定
　　□　適用する　　■　適用しない
　(5)　室内気流及びじんあいの測定
　　□　適用する　　■　適用しない
　(6)　騒音の測定
　　□　適用する　　■　適用しない
　(7)　飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査)
　　□　適用する　　■　適用しない
　　のうち　一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
　　有機物（全有機炭素（TOC）の量）、ｐH値、味、臭気、色度、濁度　について測定を行なうこと。
　※遊離残留塩素　については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なうこと。
　(8)　その他（　）
　　□　適用する　　□　適用しない

工事細目
9 (1) 配管材料　　部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。

■　給水管	■　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116 （一般：SGP-VB　地中　；SGP-VD ） □　フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011 （一般：SGP-FVA, FVB　地中　；SGP-FVD） ※　継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※　給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上は フランジ接合(工場加工) とする。 □　水道用硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6742 （一般・地中 ；HIVP） □　水道配水用ポリエチレン管　JWWA K 144　（地中：PE） □　水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □　一般配管用ステンレス鋼鋼管　JIS G 3448 ※　地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち 上げた所までとする。
■　雑排水管	□　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452 (SGP-白) ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） ■　土間・一般：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741 (VP・VU) □　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798 (RF-VP) ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　通気管	□　配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452 (SGP-白) ※　継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用 （地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） □　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741 (VP・VU) □　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798 (RF-VP) ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可 □　排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　汚水管	□　排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 042 ※　同上ＭＤ継ぎ手　JPF MDJ 002 □　土間・一般：　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741 (VP・VU) □　土間：　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798 (RF-VP) ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　鉛管	□　排水・通気用鉛管　SHASE-S203
■　給湯管	■　水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K 140 （一般　；SGP -HVA　地中　；WHTLP 内外面耐熱性硬質塩ビライニング鋼管） □　水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □　一般配管用ステンレス鋼鋼管　JIS G 3448
□　ガス管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452 (SGP- 白) □　土間：　塩化ビニル被覆鋼管（黒） □　ガス用ポリエチレン管　JIS K 6774　（地中：PE） ※　地中埋設鋼管は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち 上げた所までとする。 □　ガス事業者の供給規定に準じる
□　消火管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452 (SGP- 白) □　消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※　地中埋設管VS は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち 上げた所までとする。
□　屋外埋設排水	□　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741 (VP・VU) □　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798 (RF-VP) □　排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管　AS-58 (REP-VU) □　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管　JIS K 9797 (RS-VU) ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □　コンクリート管　JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） （1類水路用遠心力鉄筋コンクリート管）
□　冷温水配管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452 (SGP- 白) □　水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K 140 （一般　；SGP -HVA）
□　冷却水管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452 (SGP- 白) □　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116　(一般：SGP-VA, VB) □　フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011　(一般：SGP-FVA, FVB)
□　ドレン管	□　配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452 (SGP- 白) □　硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741 (VP・VU)（屋外　カラーVP） □　保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管　JIS K 9798 (RF-VP) ※　125A以下はVP、150A以上はVUとする。　RF-VPは屋外露出不可。 □　排水・通気用耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□　冷媒管	□　銅及び銅合金継目無管　硬質、軟質または半硬質　JIS H3300 □　断熱材被覆銅管　原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は　ガス管　20mm、液管　10mm(液管の呼び径が9.52mm 以下の断熱厚さは8mmとしてよい）とする。 ※　冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。
□　油管	□　配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452　　溶接接合
□　蒸気管	□　配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452
□　ブライン管	□　配管用炭素鋼鋼管（黒）　JIS G 3452

※ 弁類　　揚水ポンプ（二次側）、消火ポンプ（二次側）、水道直圧部は 10Kとし、それ以外は 5Kとする。
　　塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	―	2m 以下
	125A以上	―	3m以下
ビニル管 耐火二層管 鋼管	80A以下	―	1m 以下
	100A以上	―	2m以下
鉛管	1.5m以下		
鋳鉄管	標準図による		

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管 鋳鉄管	-	50A～100Ａ	125A～
ビニル管 耐火二層管 鋼管	25A～40A	50A～100A	125A～

※冷媒用銅管の横走り管の支持間隔
基準外径　9.52mm 以下　　吊り間隔　1.5m以下
基準外径　12.70mm 以上　吊り間隔　2.0m以下
形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

※　液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準とする。

(2) ダクト工事
矩形ダクト　□　亜鉛鉄板　JIS G 3302（SGCC 、SGCCA）　鍍金付着Z18以上
　　□　ステンレス鋼板　JIS G4305
工法　□　アングルフランジ工法
　　□　共板フランジ工法
　　□　スライドオンフランジ工法
形鋼補強　□　山形鋼　　JIS G 3101　　□　SUS鋼材　　JIS G 4317
丸ダクト　■　スパイラルダクト
　　□　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管　（多湿箇所）　AS-62（RS-VU）

(3) 保温塗装工事
1)　材料　　部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。

■　グラスウール保温材 （屋内一般等）	保温筒　JIS A 9504 2号　40K 保温板、保温帯　JIS A 9504 2号　40K		
■　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□　冷水・冷温水管	□　冷媒管	□
（屋外等）			
□　給湯管	□　温水管	□　蒸気管	□　冷水・冷温水管
□　冷媒管	□	□	□

□　ロックウール保温材 （防火区画貫通部等）	保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504		
□　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　温水管
□　蒸気管	□　冷水・冷温水管	□　冷媒管	□　消火管

□　ポリスチレンフォーム保温材 （屋内一般等）	保温筒　JIS A 9511 3号 保温板　JIS A 9511 3号		
□　給水管	□　排水管	□　冷水・冷温水管	□　冷水管（2～4℃）
□　ブライン管	□	□	□
（屋外等）			
□　給水管	□　排水管	□　給湯管	□　冷水・冷温水管
□　ブライン管	□　消火管	□	□

□　合成樹脂調合ペイント塗り塗料 （露出）	JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）　1種		
□　給水管	□　排水管	□　通気管	□　ドレン管
□　ガス管	□　消火管	□　油管	□　冷却水管
□　ダクト（亜鉛鉄板製）	□　ダクト（鋼板製）		

□　さび止めペイント塗り塗料 （露出）	JIS K 5621（一般用錆止めペイント）　2種		
□　蒸気管（往）	□　ダクト（鋼板製）		

2)　保温厚
・グラスウール、ロックウール

保温厚　(mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯 膨張・温水・消火管	～80A	100～150A	-	200A～	-
蒸気管	～25A	-	32～50A	65A～	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	～25A	32～200A	250A～

・ポリスチレンフォーム

保温厚（mm）	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	～25A	32～200A	250A～	-
冷水管（冷水温度2～4℃）	-	-	～20A	25A～100A	125A～	-
ブライン管	-	-	-	～25A	32～80A	100A～

・機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出［機械室、書庫、倉庫］、隠蔽部）、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出［一般居室、廊下］)、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部（ロックウール）
75mm	煙導（ロックウール）

3)　種別
給排水衛生設備配管の保温仕様

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ仕上
天井内・ＰＳ内	ｱﾙﾐｶﾞﾗｽ化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
暗渠内（ピット内）	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※　1)　排水管については、上表暗渠内（ピット内）の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※　2)　サヤ管工法；架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※　3)　消火管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様(R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・ＰＳ内 (温水・蒸気管以外)	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	アルミガラスクロス仕上	
暗渠内（ピット内）	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	SUS鋼板仕上	

※　1)　冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
　　□　保温化粧ケース仕上　　□　ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク 冷水・冷温水ヘッダ	鋲	保温板	ポリエチレン フィルム	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー亜鉛鉄板(屋内)
温水・膨張・還水 貯湯タンク 温水・蒸気ヘッダ 熱交換器	鋲	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー亜鉛鉄板(屋内)	

※　1）密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様

			1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	鋲	保温板	カラー鉄板		
		機械室	鋲	アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、ＤＳ内		鋲	アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		鋲	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板		
		機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所		保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板
サプライチャンバー			鋲	保温板	ガラスクロス	銅亀甲金網	
消音チャンバー、エルボ			鋲	保温板	ガラスクロス		
排煙ダクト長方形		屋内隠蔽	鋲	アルミガラスクロス化粧保温板		アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト　円形		屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温帯		アルミガラスクロス粘着テープ		
煙道			ブランケ	鉄線	カラー鉄板		

※　1）排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※　2）煙道ブランケットは、JIS G 3554（亀甲金網）による亜鉛鍍金を施した網目呼称16線径0.55の金網又はＲＷＡＳ02による防錆処理を施した平ラス0号で外面補強したものを使用。
※　3）鋼亀甲金網は、JIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種別	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	合成樹脂調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

※　1）ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4)　施工
ダクト保温施工範囲
1．ＳＡ
□ 保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）
2．ＥＡ
□ 保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）
3．ＲＡ
□ 保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）
4．ＯＡ
■ 保温あり　　□保温なし　　□図面による　　□その他（　　）
チャンバー内貼施工
□ 内貼あり（　　mm　）　　□内貼なし　　□図面による　　□その他（　　）

(4) スリーブ工事
1.管スリーブの径は、原則として、管の外径（保温されるものは、保温厚さを含む）より40mm程度大（=2サイズUP)なるものとする。
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板(実管ダクト）とする。
2.地中部分のスリーブは、塩化ビニル管(VU)とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3.その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

共通事項
1)　陸上ポンプ、送排風機（エアハン含む）の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
2)　配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
3)　系統が分かるように、必要箇所（機械室、ＰＳ内等）に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
4)　機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
5)　配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
6)　屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
7)　機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
8)　雨がかり部に取り付けるガラリのチャンバーには、水抜きを設けること。
9)　屋外埋設管（給水、消火、ガス）には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工すること。
10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
13) 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
・管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
・接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
・土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
・呼び径100A以下はM10、125A～250Aは M12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
14) 屋外露出及び多湿箇所（トレンチピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。

図示記号

記号	名称
――――	給水管
――――	排水管
――G――	ガス管
――R――	冷媒管
――D――	ドレン管
――SA――	給気ダクト
――RA――	還気ダクト
――EA――	排気ダクト

記号	名称
	給水栓
	給湯栓
	混合水栓
	フラッシュバルブ
	ガスコック
	弁類
	床上掃除口
	排水金物

換気機器表

記号	名称 ファン類	仕様 形式	参考型番	風量	静圧	電源	電気容量	台数	設置場所
FE-1	排気送風機（児童クラブ系統）	天井換気扇（防振吊金物付）	VD-20ZVX5-X	360 m³/h	30 Pa	1φ100V	49.5 W	2	児童クラブ
OA-1	給気グリル（防虫網付き）（児童クラブ系統）	天井埋込型	P-18GSF3	360 m³/h	30 Pa	-	-	2	児童クラブ
SF-1	送風機	壁付扇風機	K30-YQ	2850 m³/h	-	1φ100V	35.0 W	2	児童クラブ

衛生機器表

名称	参考品番（上段：TOTO 下段：LIXIL）	合計	湯沸室	備考
WEH－1 電気温水器	飲料水用：REKB12A22（12L：1φ200V1．5kW），RHE708R，RHE22H－50N，TL348CU，連結管，ニップル，他付属品共 飲料水用：EHPN－KB12ECV2（12L：1φ200V1．5kW），ELF－3SEK，EFH－5MK，EFH－DA1，EFH－CP1，他付属品共	1	1	

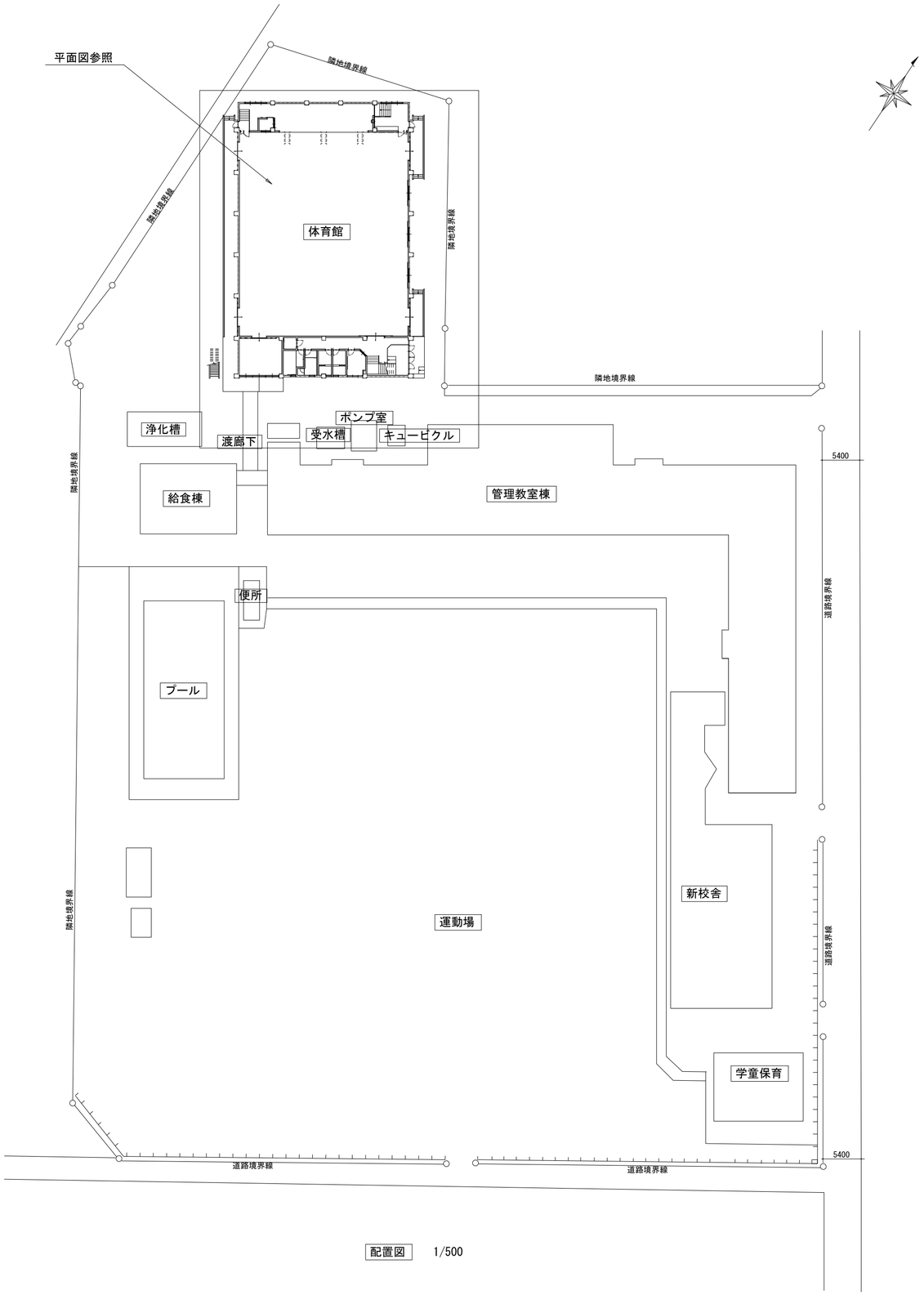

配置図 1/500

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 配置図・凡例	SCALE 1/500	ARTS 1級建築士 第－295644－号 森 美香子 / 1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	M 03

注記
＊図中は既設を表す。

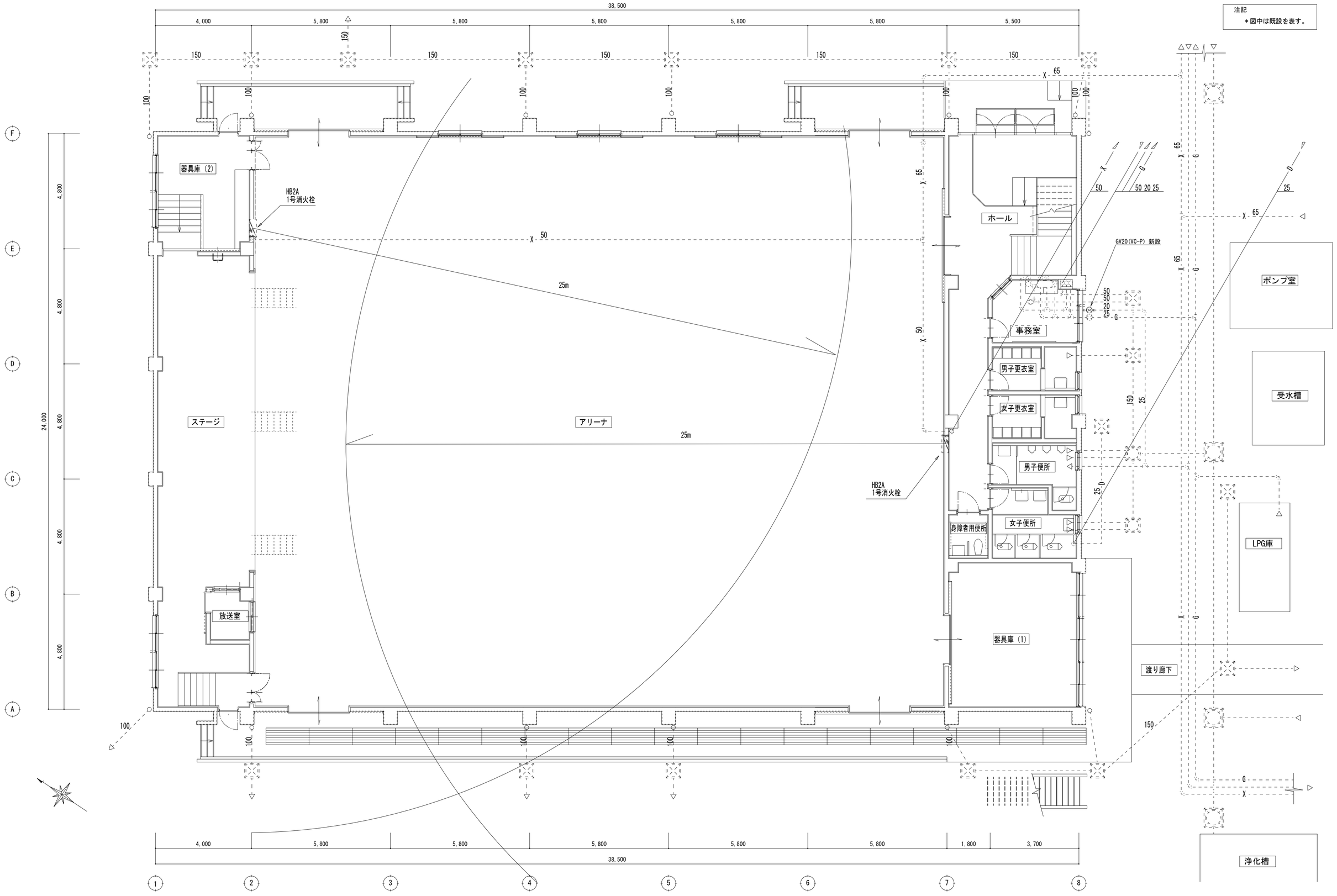

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 給排水設備1階平面図	SCALE 1/100	ARTS 1級建築士 第－295644－号 森 美香子 / 1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	M 04

注記
＊図中は既設を表す。

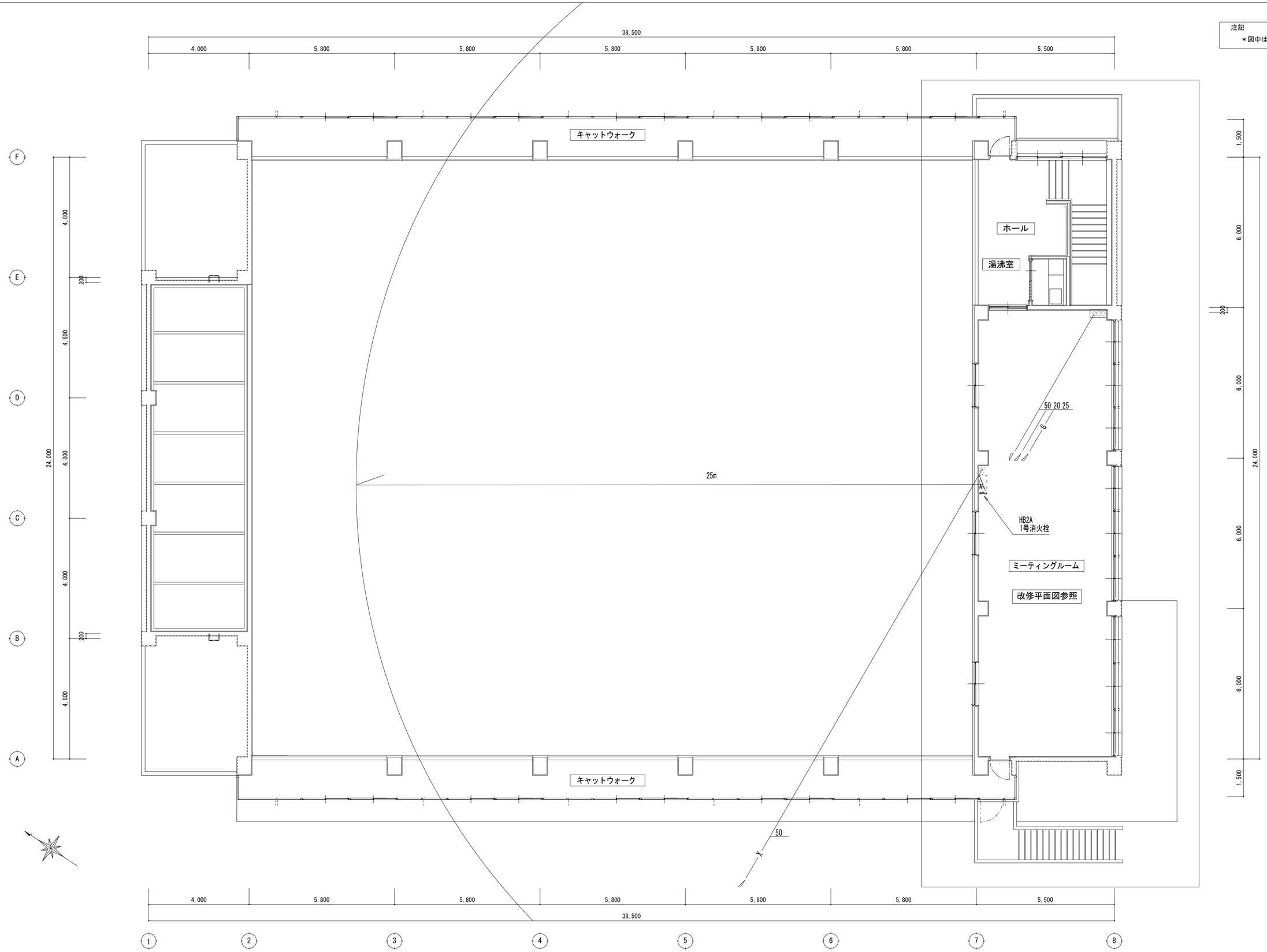

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 給排水設備2階平面図	SCALE 1/100	ARTS 1級建築士 第－295644－号 森 美香子 1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	M 05

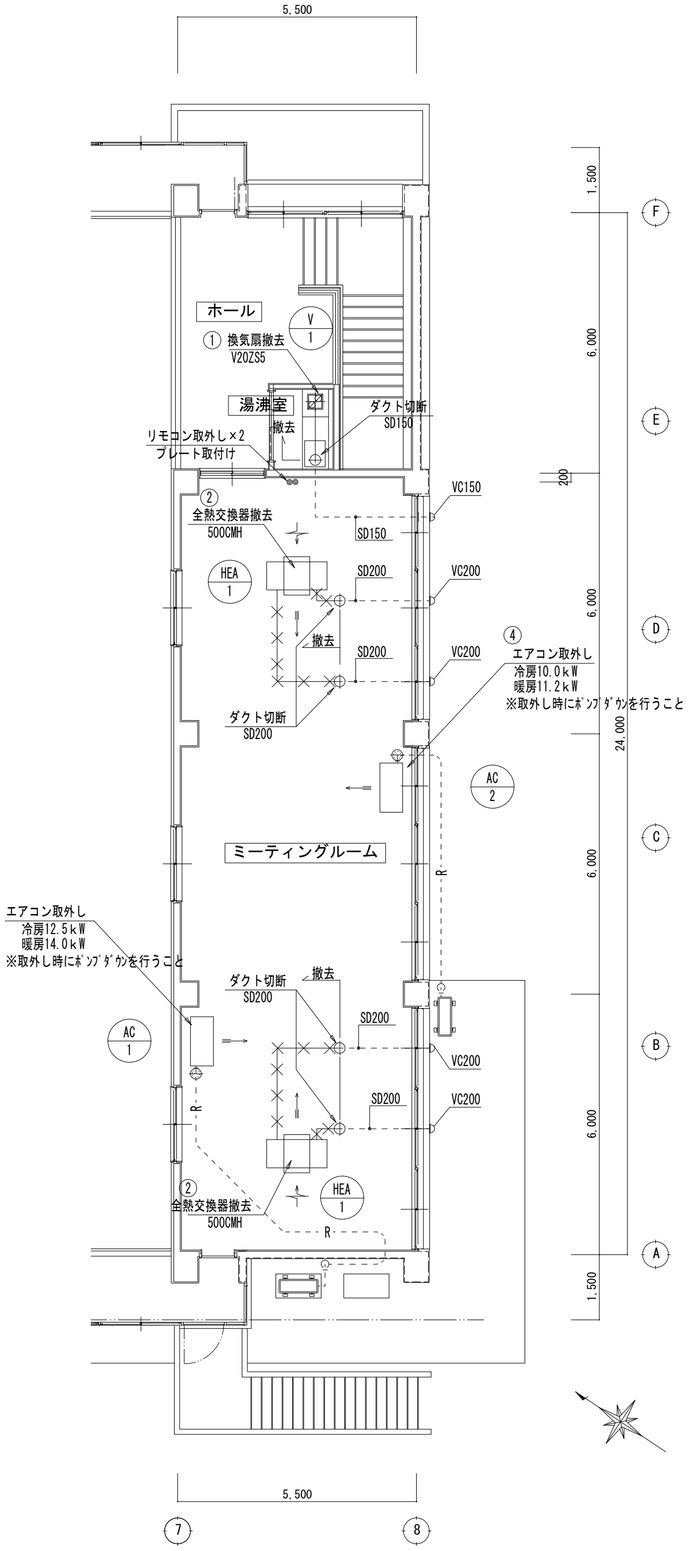

保育室平面図　1/100

改 修 前

V-1　撤去

①	仕様・形状	個数
形　式	天井換気扇	1
風　量	395CMH	
出　力	47W	
電源	AC100V	

HEA-1　撤去

②	仕様・形状	個数
形　式	全熱交換器（カセット）	2
風　量	500CMH	
出　力	257W	
電源	AC100V	

AC-1

③	仕様・形状	個数
形　式	床置きエアコン	1
能　力	冷14.0kW暖16.0kW	
冷　媒	R-22　PSH-125G三菱電機	
電源	3φ3W/200V	

AC-2

④	仕様・形状	個数
形　式	床置きエアコン	1
能　力	冷10.0kW暖11.2kW	
冷　媒	R410A　AIF-AP1125H東芝	
電源	3φ3W/200V	

注記

＊ 図中は既設配管を示す。
＊ ⦶ 配管切断を示す。
＊ ×× 配管撤去を示す。

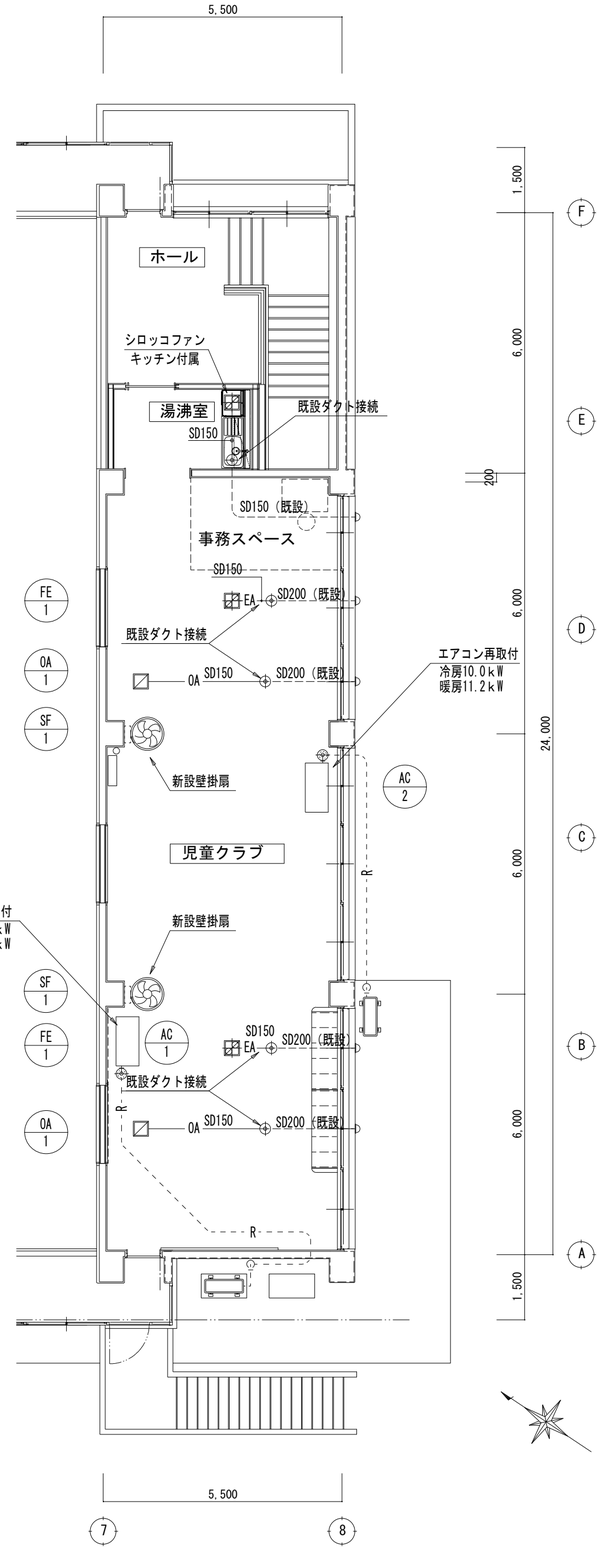

保育室平面図　1/100

改 修 後

居室の換気計算

＊設計条件（内装仕上げによる居室換気）

室　名	児童クラブ
換気種別	第3種
室面積	106.32 m2
天井高	2.75 m
室容積	292.38 m3
換気回数	0.3（回/h）

＊必要換気量の算出

V=N×A×H　　N:換気回数　T:室面積　K:室高さ

V=0.3（回）×106.32（m2）×2.75（m）＝87.71m3/h

＊設計条件（居室の換気）

室　名	児童クラブ
換気種別	第3種
室面積	106.32 m2
占有面積	3m2
単位換気量	20m2/人

＊必要換気量の算出

V=20×AF/N　　AF:室面積　N:1人当りの占有面積

V=20（m3）×106.32（m2）/3m2＝708.80m3/h

注記

＊ ⦶ 配管接続を示す。

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE　空調換気設備平面図（改修前・改修後）　SCALE 1/100	ARTS　1級建築士　第－295644－号　森　美香子　1級建築士　第－367120－号　前田太志	原図：A2	M 06

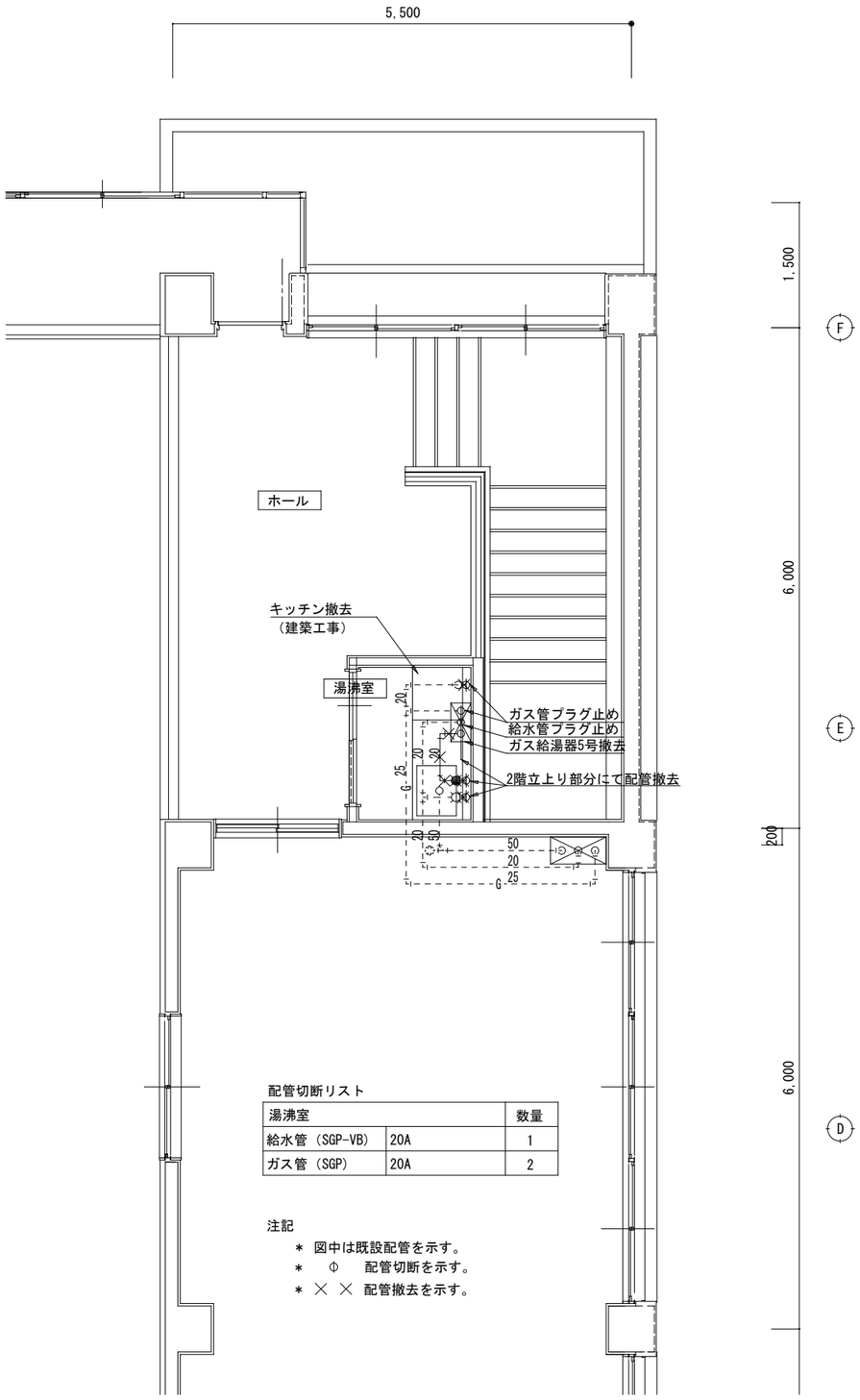

配管切断リスト

湯沸室		数量
給水管（SGP-VB）	20A	1
ガス管（SGP）	20A	2

注記

＊ 図中は既設配管を示す。
＊ ⦶ 配管切断を示す。
＊ ╳ ╳ 配管撤去を示す。

湯沸室平面図 1/50

改 修 前

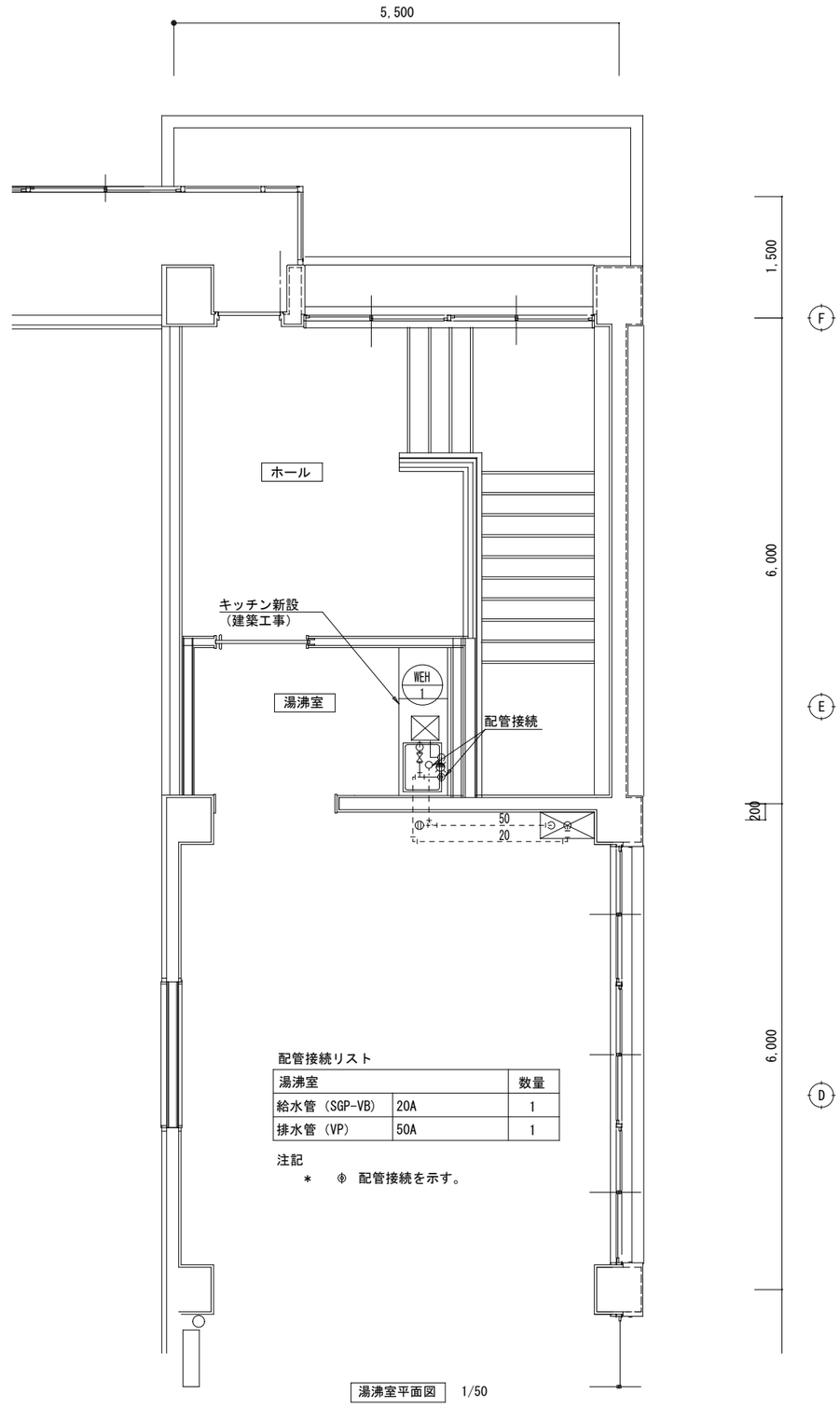

配管接続リスト

湯沸室		数量
給水管（SGP-VB）	20A	1
排水管（VP）	50A	1

注記

＊ ⦶ 配管接続を示す。

湯沸室平面図 1/50

改 修 後

工事名	栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事	MEMO	CLIENT	DRAWING	DESIGN	TITLE 給排水設備2階平面詳細図（改修前・改修後）	SCALE 1/50	ARTS	1級建築士 第－295644－号 森 美香子	1級建築士 第－367120－号 前田太志	原図：A2	M 07